

# 会報

第49号

国立大学協会

昭和45年8月

# 会 報

(第 49 号)

## 目 次

○新 大 学 像……………武 居 三 吉… (1)

○芸術工科の承譜……………小 池 新 二… (6)

### A 事業報告

1 諸会議議事要録…………… (10)

① 地区理事懇談会 (45.5.30)…………… (10)

② 理事会 (45.6.25)…………… (12)

③ 第46回総会 (第1日) (45.6.26)… (17)

④ 第46回総会 (第2日) (45.6.27)… (28)

⑤ 第13回事務連絡会議 (45.6.30)… (32)

⑥ 第1常置委員会 (45.5.23)…………… (37)

⑦ 第1常置委員会 (45.6.27)…………… (38)

⑧ 第2常置委員会 (45.6.27)…………… (40)

⑨ 第3常置委員会 (45.5.26)…………… (42)

⑩ 第3常置委員会 (45.6.27)…………… (44)

⑪ 第4常置委員会 (45.6.25)…………… (46)

⑫ 第4常置委員会 (45.6.27)…………… (47)

⑬ 第5常置委員会 (45.5.16)…………… (48)

⑭ 第5常置委員会 (45.6.27)…………… (51)

⑮ 第6常置委員会 (45.5.29)…………… (53)

⑯ 第6常置委員会 (45.6.27)…………… (56)

⑰ 第7常置委員会 (45.5.7)…………… (57)

⑱ 第7常置委員会 (45.6.5)…………… (59)

⑲ 第7常置委員会 (45.6.27)…………… (60)

⑳ 国立大学協会と日本学術会議との  
懇談会 (45.6.20)…………… (61)

㉑ 特別会計制度協議会 (45.5.11)… (63)

㉒ 研究所特別委員会 (45.5.22)…………… (66)

㉓ 図書館特別委員会 (45.5.22)…………… (68)

㉔ 図書館特別委員会 (45.6.25)…………… (70)

㉕ 医学教育に関する特別委員会  
(45.6.26)…………… (71)

㉖ 教養課程に関する特別委員会  
(45.6.27)…………… (72)

2. 諸会合…………… (73)

3. 第46回総会国立大学協会事業報告… (74)

### B 要望書

1. 国費留学生の給与引上げの要望につ  
いて (45.7.15)…………… (78)

2. 大学間における教官の交流を容易に  
するための非常勤講師手当および旅  
費の増額について (45.7.15)…………… (80)

### C 資 料

1. 国立大学協会会則の一部改正の件… (80)

2. 「特別会計制度協議会運営方針」変  
更…………… (81)

3. 琉球大学の教員組織の充実について  
の協力方について (依頼) …………… (82)

## D その他

1. 学長・役員等の異動について…………… (82)

2. 寄贈図書

- 会報第48号60頁財産目録の修正に

ついて…………… (84)

3. 窓

- 医学部設置について…………… (78)

- SMON病について…………… (79)

- 飛鳥偶感…………… (83)

# 新 大 学 像

武 居 三 吉

やがて2年をこえる大学紛争も表面的には一応の平静を取りもどしてきて、各大学でそれぞれの改革が検討されているようである。しかし、まだ真の新大学像はどこにも見られない。

政府機関である中央教育審議会の第25・26特別委員会の中間報告は、最もまとまった新しい教育制度の未来像を示したものとして、各方面の関心も払われ、同時に批判も見えている。また全国の国・公・私立の各大学でもそれぞれの改革委員会を組織して新制度の研究が行なわれ、それを時々刻々の各種の広報紙にのせて自己の大学内は勿論、外部にまでも広く報道している現状である。それ等の全部に目を通す興味も、意志も、時間もないが、偶然目に止ったものを見ると、その共通点として次の2, 3が挙げられる。

1. 大学の管理制度の中で管理責任者の選出方法が主な改革の対象となっている。従来の学長や学部長の選出は、その大学の教授だけか、或いは助教授を加えたものか、または講師・助手までも参加させた、要するに教官だけに限られて居たのが多い。改革案では学生や事務職員の参加が多くの大学で取り上げられている。理由は学生も事務職員も大学の構成員であり、自治の担い手として管理責任者の選挙にあづかるのは当然であるとしている。これは民主社会としては尤もな理屈に見える。しかしその場合、学生等の参加は、その意志を選挙に反映させるのは差支えないが、最後決定は教授会、あるいは教官会議で行なわれなくてはならないとなっている。

2. また大学の管理者の権限が現在では薄弱すぎる。これを強化するのではなくては大学の運営は順当に行なわれない。学長の職務執行を強化するために副学長とか幹事とか、その他の何等かの補佐機関を設けるべきである。但し、それが余り行き過ぎて学長中心の少数独裁になってはならない。

3. 大学の経理の明朗化のために予算・決算等を一般に公開すべきである。それなくしては経費の配分、使途が兎角不明確になり易い。

4. 教育・研究体制として従来の講座制を基礎とした学科、学部制は、学生の勉学の自由性が少なく、研究者は講座担任教授の全権の下に雌伏せざるを得なくなり、研究の自由性が著しく妨げられる。この点を改革して勉学・研究の自由を拡大すべきである。

5. 大学は教育の機会均等のために一般社会に向って、より開放的でなくてはならない。

## 改革の構想と現実

以上のような数項目は多くの改革構想に共通であり、一応は合理的な思想に見えるが、これ等の基本構想の具体的な制度化については、全面的に合点の行くような実行案は今日の時点では見られない。その大きな理由と考えられる点は、現行制度がある以上、それとこれとをよく比較研究してみると、

現行制度のどの点が如何なる理由で改革の必要ありや。また新制度は、その欠点を十分に補うことができるか、等の点を考えれば考えるほど判然とした見通しが立ちかねるようである。たとえば、第1項の学長等の選出に学生や事務職員が参加することによって、従来よりも有能な適材が得られるであろうか。となると誰しも自信を持って然りとは答えられないであろう。また、ある人は、逆に真の適任者は逃避するに決まっている。しかも学生等の選挙参加は彼等の意志を反映させる、ただだとしたならば何の意味があるのか。そのような皮相な民主主義は余りにも幼稚すぎる、とまで批判的でもある。

このような改革案は大学紛争に関連しての大学民主化の線に沿った構想であり、現行制度では大学の管理・運営が教授中心に過ぎたのに対する反撥ではあろうが、学生や事務職員の参加を求める前に、その実質上の欠点を十分に研究せずして、ただ紛争の勢いに押しまわられて何等かの変革を余儀なくされての思い付きの案だとしたならば、将来、果して大学の使命遂行の上にどれほどの改善になるであろうか。逆に改悪になる恐れはないかとさえ心配される。大学の民主化の現実是一般社会の場合と同様に考えてよいか、この点は多くの議論が残されていると思う。

#### 大学の特殊性

たとえば家庭では、親は子を育てるものであり、子は親に育てられるものであって、民主化と称して親子が何事も同権であるとは考えられない。大学が教える者と、教えられる者との集団であることは、家庭と共通な点が多い。そうだとすると、大学の管理・運営に対して権利も義務もそれぞれ違ったものであるのが当然である。学生は大学に在って勉強する権利を与えられているが、その反面は勉強によって有用の材となり、後日社会に貢献する義務を負わされている。教官は学生を教育する義務がある。そのためには高い学識が要求され、その獲得には研究の自由が与えられ、また学生を教育する自由も必要である。世間からみると、大学の教官は自分の好きな研究に時間をつぶし、学生に自分の勝手な講義と称する放言をしていても生活は保証されていると、批判がましい無責任論も聞く。そのような研究・教育の自由こそ大学の生命であって、大学が世間に迎合するような研究や講義に終始するのでは、もはやその価値は無く、それでは大学教官の義務は果せない。

このような大学の社会的特殊性は、いつの時代でも容認され実施されて来たが、ある時は政治権力によって、ある時は軍部勢力のために、往々歪められた歴史は多い。しかし今日のように全国の大学、おおげさに言えば世界中の大学が、共通に内部からの紛争の形で心身共に傷つけられたのは前代未聞である。それにはそれ相当の遠い、また近い原因があるのに違いない。そうだとすると、それ等をよく研究し、よく考慮して改革の計画を立てるのが当然であって、目前の紛争だけに対応した手当てに終始した新制度では真の目標とは程遠い結果を招き、悔を千歳に残すことにならう。

家庭では、親は子を育てるために経済的基礎を考慮して、日々の生活を健康で快適なものにするよう努めている。それは親の義務であるが、そんなことを意識している者は少ない。子供は親に育てられているが、それが権利だとは考えていない。しかし各自の要求や主張は当然ある。親はその全部を聞き入れることが無理の場合が多く、子は不満であっても、親の言うことを聞いて納得し服従する。こんな時は親も心苦しいが、愛情は忘れられてはいないし、子は後になって親に対する不満も持たない。このような毎日が繰り返され、積重ねられて、家庭は平和で、子供は幸福に育つのであろう。子

供は成長するから何時までも親の考え通りには行かない。しかし幼少時に育てられた親への信頼感、成人しても忘れられるものではない。成人して親から独立し、自己の判断で生活するようになって親は有難いもの、懐しいものであるのが人生の真味ではなからうか。故郷を忘れられない人間性一つには、その山河即ち自然もあるが、その外に生れた家、育てられた父母・祖父母や兄弟・姉妹を含む家庭環境がある。

### 大学の制度と実質

新大学像論が家庭論に変転したのは敢えて脱線したのではない。人間教養の場としての大学は、家庭と関連性が最も深いこと、また育て、育てられるという組織の点で、他の何れの社会よりも互に共通している所が多いと考えたからである。家庭の管理者である親と、育てられる子の間に愛情に基づく信頼感が無かったならば家庭はあり得ない。この相互信頼感さえあれば、その組織の形式などは、話の種にこそなっても、必要不可欠の条件ではない。

大学に対しては、その施設者としての国や地方団体等の経済的保証がある。これが安定していることが大学存立の絶対的条件であって、これは設置者の責任である。その経理を大学のために適正に運営することは大学の管理者の仕事である。それによって教官の研究や教育が自由に行なわれ、学生も安心して勉学に励むのが自然である。教官は自己の学識を深め教育の効果を高めるためには常に研究を忘れてはならない。学生は教官の学殖の深浅には極めて敏感で、優れた教官には敬慕の念を持って信頼して集る。そのように学生の蟈集するような教官の多い学園は、紛争も少なく世間からの信用も高く、良い学風や伝統も生れるのであって、単なる制度の改革のみでは生れては来ないであろう。

大学の研究体制としての講座制も改革の問題となっているが、これもその得失をよく検討して見なくてはならない。この制度の下に大部分の大学では立派にその使命を果しているのに、少数の所では講座制への批判が強いようである。と言うことは制度の問題ではなく、その制度を運用している教授、助教授、その他の研究者の人間の問題であるとも見える。学者としての学識、個性等が不適正な場合には、どんな制度にして見ても、大学人としては成り立たない。要は教官の資質の問題であって制度等は二次的のものである。新体制を称える人の中には研究や教育の不振を体制にだけ帰して、自己中心の配慮にだけ熱心の余り本務を忘れている人もある。それでは大学本来の使命は失われて、存在の意味も理由もなくなるであろう。それぞれの社会組織は各々その存在の意義と使命を持っているのに、その第一義的なもの、その最大の使命を忘れては存在の価値は薄い。大学は学問のために存在し、それによって、学生を教育するのであって、学問の根源の涵養は大学教官の特権でもあり、義務でも、責任でもある。大学の野球が強く、陸上競技に勝れていることは余技として良いことではある。しかし、その大学が学問的に立派な教官を持たなかったならば、それは必ずしも立派な大学とは言えない。

### 新幹線大学

さて、新大学像に対して各種の表現が流布されている。新幹線大学やモデル大学などの実例として筑波大学、放送大学、国連大学等々は全く新しい構想のもとに、今までなかった教育制度が計画されているが、これこそ吾々が多くの期待の持てる新大学像になるであろう。その中で筑波大学は東京教

育大学が改革移転されるもので、その地域・設備は勿論、大学の組織・管理・運営の機構も従来とは格段と異ったものになることは想像されるが、その新しい大学の袋の中に盛られる教官、学生、職員の大部分は現在の人々であることは止むをえないであろう。そうだとすると、他の一般大学の改革されたものと、さほど大きな新味は期待しかねる。ただ希望としては、折角大学名まで変更して新設に近い出発をするのであれば、思い切って新幹線のような模範大学として、新幹線が10年後には、日本の主要運輸機関となるように、新時代を指導するに適した大学になり、現存のわが国大学の新幹線化の基本型になって欲しい。新幹線とて、その管理・運営は従来の鉄道関係者によって行なわれて、立派な世界に誇る成績を挙げているのを見れば、筑波大学の人的内容に、特に激しい変化を求めなくても、その人々の心構えさえ、その気になれば立派な大学像が生れるものと思う。筑波大学に期待して止まないところである。

放送大学、国連大学は、今日の状勢からみて、近い将来のために、また21世紀のために、わが国だけでなく、世界人類のために、出来るだけ早く発足しておくべきである。この両大学に対しては多少夢のような構想もあって良いし、またそれでなくては時代を指導する人間の教育にはならないであろう。現存大学の改革に便乗したような狭隘な見解、卑屈な理念では新しい世界を指導する構想は生れて来ない。世界に先んじて、わが国が国連大学の如き世界大学の創立・発足に踏み切るのは、真に期待する所も大きく、民族の誇りでもあり、希望でもある。

#### 忘れてはならないこと

大学が人間形成の場として重要なのは論議の余地はなく、時勢に応じて進歩・改善が常に行なわれていなくてはならない。そのために上述のように戦後25年の急速な世運の変遷に沿って多くの改革が企画されつつあるのは当然である。

ここに兎角忘れられ勝ちなのは、その大学に送られて来る学生を育成する幼・小・中・高校の教育のことである。幸いに今回は中教審第25特別委員会が、初・中等教育に関する改革試案を発表して広く世の批判を求めているので、戦後種々の論議のあった制度に対し、近いうちに新しい時代に適応した制度が出来ることは期待してよいと思う。この国大協の機関誌上で、初・中第教育にまで言及するのは脱線ではなくても、行き過ぎであるかも知れない。しかし、これを忘れては大学教育はあり得ないし、また全国国立大学には教育系大学・学部が46もあって、初・中等教育に関係の最も深い教員の養成をしておき、第七常置委員会は、この問題と専門に取り組んでいる。また多くの識者は、学問技術を教える大学の教官は、成人を対象にするので、高い学識の所有者でさえあれば一応勤まるが、初・中等教育は児童・生徒が教師の思うままに影響を受けるので、この時代こそ学識だけでなく人間性が極めて大切な条件になると言っている。義務教育制度を設けているのは、単に全国民に国民としての最低の知能を保証するだけではなく、その間に国民としての人間性を獲得せしむるのにある。日本には日本としての古い歴史や、長い伝統に培われた国民性がある。その国民性は生れながらに血の中に流れているものもあるが、初・中等教育によって養われるものが多い。明治以来100年の新日本の教育が、今日の繁栄を築いて来たのであって、これは全く義務教育制度の成果である。敗戦をはじめて経験した日本人は、この歴史や伝統に自信を失い、徒らに変革を求めて国民教育に混乱を起して

いる。

勝敗は兵家の常、時の運であって、戦争は勝つだけのものではない。敗けるのもまた戦争の一つの現実である。敗けるが勝ちという経験則もある。敗戦国の日本と西独が、今日の繁栄を見ているのは変則的現象ではない。このように世の有為転変を見てみると、国の栄枯盛衰は少々の敗戦や戦勝では左右されるものではなく、その国民と密着不離の国民性にあると考える外はない。そして、その国民性を、その時勢に適応した教育で指導して行くことが、教育の最も重要な使命である。わが国は明治以来欧米の先進国を参考にして教育制度を確立したが、それはどこまでも、わが国民性の上に立っての事であった。そして、今日では欧米を凌ぐに近い繁栄を来したのである。今日、これ以上に国を良くして行くためには、外国を参考にすることは差支えないが、国の歴史や伝統に基づく国民性を無視した思想や制度は採用すべきではなく、また採用してみても役立つものではあるまい。初・中等教育制度の改革に、その修業年限の割り振りなどは、6・3・3でも4・4・4でも、あるいは5歳就学の5・4・4でも根本的には問題ではあるまい。問題は世間一般の批判を買っている教員の人間性である。明治初年に義務教育制が敷かれ、師範学校で教育された小学校の教師は、その頃の一流の人々であり、実に立派な人が多く、社会的にも先生として深い尊敬を受け、それだけに幼・小児に与える教育効果も大きかった。それに較べて今日の小・中学校の教師は一般に物足りない、明治時代の老人は嘆いている。このことは今回の中教審の答申案にも明らかにされているが、如何にすれば小・中学校教員に、もっと人材を集めることが出来るかを充分に考えなくてはならないと思う。国民教育という点では、大学教育も小・中学校教育も同じように重要であり、それに従事する教官・教員の心身の負担には差別はないと言える。従って両者の物質的待遇は差別すべきではあるまい。この点が確認され制度化されれば教育者として、大学教官になろうとする者と、小・中学校教員になろうとする者は全く本人の自由意志による選択となり、小・中学校教員の資質も今日よりは著しく良くなることは明らかである。資質の優れた人が小・中学校教員に集ることは、何よりも小・中学校の教育効果を上げることで、良い幼・小児が育つことになる。農業では苗半作と言って、良い苗を育てることは良い作物を作る根本とされ、それが豊かな収穫を招来すると、信じられている。これは人間育成にも共通であろう。初・中等教育が確立されなくては、大学だけでは立派な人材は育つものではない。昔でも立志伝中の人と言われる人材で、小学校しか出ていないという人をよく見聞した。このことは初・中等教育が如何に重要であるかを実証している。幸いにして今回の中教審の教育制度の諸改革案は大学と同時に初・中等教育をも考慮されていて、実施の段階では一連の調和のとれた新教育像となることに強い期待を持っている次第である。

(京都教育大学長・専門農芸化学)



# 芸術工系の系譜

小池新二

## 1. はしがき

九州に芸術系の大学が欲しいという声は、十年も前から地元の芸術家達の間に出ていたようであるが、それが実現の可能性を見るようになったのは、昭和39年の夏、初めて国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議が設けられた時からである。

まだ今日ほど新構想大学というものが世間の話題にのぼらなかった頃であったが、3ケ年に亘る調査研究の結果、益々情報化の進んで行く未来社会のために新しいタイプのデザイナーを育てる専門の大学を創ろうということになった。従って、それは国立としては戦後初めて考えられた新構想大学なのであるが、しかし、凡そ新構想といわれるものがすべてそうであるように、九州芸術工科大学も、全くの無から突然に生れ出たものではなかった。そこには、当然生れるべき理由と因縁があったのである。

元来、デザイン教育というものは、産業革命の結果、芸術と技術との間に不幸な分離が生じそのため人間疎外を起してきたので、何とかしてこの乖離をなくそうとする相互の接触から生れたものであり、19世紀の中葉、たとえば英国の Henry Cole あたりが出发点となっている。爾来 Modern Movement または Modern Design といわれる造形運動が基調となって発展してきたものであるが、この流れは絶えずわが国の芸術・技術教育に影響を与えてきた。

ここにはその歴史的な経緯を叙述するつもりはないが、「芸術工科」という耳慣れぬ名称に関連して、いささかデザイン教育の系譜について誌しておきたい。

## 2. 芸術と技術

周知のようにヨーロッパでは産業革命の起る6、7世紀も前から既に技術の文明へ向って、思想や欲望や生活の変化が徐々に進行していたのであるが、わが国では徳川の封建社会が崩れて明治の開国を迎えると同時に、それまで抑えられてきた西洋文明の輸入が一举に行われたので、今日、百年後に振り返ってみると、当時は十分に吟味しながら工業技術を受入れるだけの社会的な、文化的な基盤が育っていなかったように思われる。

その上、産業革命を通過するのに一世紀以上もかかっているヨーロッパに較べて、わが国の場合は僅々30、40年の短日月にこれを達成せざるを得なかったため、芸術と技術の乖離はもちろんのこと、これが総合についても深く考えてみる余裕がなかったと云ってよい。機械に反抗するラッドライトの騒動もなければ、人間性の回復を叫んだラスキンやモリスの運動もなかったわが国では、昔ながらの工

芸と新しい工業とは全く関係なしに進行した。

しかし、芸術と技術とが一体になっていた日本工芸の世界にも明治以前既に田中久重のような人物が生れていた。1850年に彼の作った万年自鳴鐘は、此の時代を象徴する傑作である。今日上野の科学博物館に展示されているこの時計は、驚くほど精巧な機械技術品であると同時に、象嵌、七宝、彫金などを施した日本的な工芸品でもある。中心は舶来のメカニズムであり、外装は伝統的な日本芸術である。若い頃からからくりを得意とした儀右衛門にとって重要なのは本体であるが、鼈甲細工を業とする家に生れた職人久重にとっては外装もおろそかにはできなかった。それはものの心を表現する芸術だからである。

ここには既に、芸術と技術との乖離が始まっていた。田中久重はこれを最後に、芸術と別れて、機械工業の開拓者となってゆくのであるが、まこと明治の開国は、芸術などを考慮する違のない富国強兵と殖産興業の時代であった。

こうした目標を達成するためにとられた政府の施策に技術伝習制度がある。それは、西洋の産業技術を、それを生み出した過程や、それを支えている社会的、経済的、文化的背景などには頓着せず、単なる製造技術として習得して帰えり、これをそのまま、国内産業の実地に移植しようとするものであった。

### 3. 技術伝習

1873年、政府が維納の万国博覧会へ派遣した佐野常民一行のなかには、技術伝習生が24名も居り、このために60万円という当時としては巨額な経費が支出された。彼等が伝習した技術は、養蚕、林業造園から、活字、紙型、硝子、鉛筆、測量器、時計、電信機、造船、製糸、染織、セメント、陶磁器製紙、目鏡、巻煙草、建築、石版、地図、写真術、メリヤス機械、麦稈帽子、煉瓦など、殆んどあらゆる産業技術に及んでいた。

この広汎な技術の全分野に亘って、凡そわが国の産業に役立つものは何から何まで貪慾なまでに伝習された。藤山種広は硝子を、井口直樹は鉛筆を、藤島常興は測量器を、田中精助は電信機を、松尾信太郎は造船を、伊藤弥助は織物を、田中文助は製糸業を伝習した。これらの技術伝習が日本の産業革命に大きな力となったことは言うまでもない。

### 4. 「デザイン」の輸入

ところが、ここに一つ毛色の変った伝習があった。それは、鉛筆とか電信機とかいったようなものを製造する技術ではなくして、ものを計画し設計する技術である。西洋ではこれを Design と呼んでいるが、わが国にはこれに該当する言葉がなかった。初めてこの語に接した佐賀の技術伝習生 納富介次郎は、もともと画家であったためか、陶磁器を調べながら各国の工業を見学している間に、工業的な製造方法にあってはデザインということが大へん重要な仕事であることを発見した。それは工業的な技術の使い方の問題であり、同時に芸術と技術を総合する問題でもあった。

帰国後、納富はこの言葉を「図案」と訳したが、残念乍ら、当時のわが国には工芸を機械化するほ

どの工業技術はなく、ヨーロッパにおけるような、デザインを行う機会は殆んどなかった。そこで彼はやむを得ず、一時の便法として、技術とは無関係に、図案だけをとりあげ、これを大量に調製して製造業者へ頒布するという簡便な方法を考え出した。

これは芸術を切離して取り扱い、これを技術に応用しようとする考え方であって、William Morris はこうした考え方に反対して、有名な Arts and Crafts Movement を展開したのである。だが、モリスの運動が日本へ紹介されたのは、はるか後のことで、明治時代におけるデザインの意味は、モリスとは関係のない極めて表面的に解された applied art であった。

納富介次郎には、こうした考え方がデザインの本筋でないことは判っていたのであるが、まだ手工作の時代を抜けきらない日本の製造業界ではどうにもならず、次第に産業から離れて教育に目を向けるようになった。そして石川、富山を初め、香川、佐賀等の諸県が工業学校や工芸学校を設立するのを助けて、納富はわが国図案教育の基礎を築くことになるのである。彼は常に「世人は余を一個の画家か俸給生活者だと思っているようだが、余は世の経倫家を以て自ら任じている」と云っていたように、少くとも彼は「図案」をもって社会を幸福にする技術と考えていたようである。

## 5. デザイン教育の展開

納富によって開かれたわが国デザイン教育の道は、その後、東京美術学校の図案科（1896年）や東京工業学校の図案科（1897年）となって発展するのであるが、海外の事情に明るかった蔵前の校長手島精一は、デザインは工業技術と密着しなければ存在の理由がないとし、1899年東京工業学校を拡張して電気科などと並んで工業図案科を開設し、副科として工業経済科をおいた。

1901年、東京工業学校は東京高等工業学校と改称され、1906年には松岡寿が工業図案科長に就任した。しかし、画家の手に委ねられたこの工業図案科は、その後、急激な工業技術の発達をよそに、十年も経たないうちに、行政整理の対象となって廃止の運命に遭ってしまう。

その2年後に、ドイツではグロピウスがバウハウスを開設した。グロピウスは芸術と技術の両面に通じた建築家であり、1919年ワイマールにあった美術学校と工芸学校とを合併して新しいデザインの研究・教育機関を創った。

東京高等工芸学校の開校は、1921年であるからバウハウス設立の2年後で、ヨーロッパの Modern Movement はこの頃から次第にわが国に紹介され、年と共にその影響が現れてくるが、高等工芸の設立は、むしろ、納富介次郎の線につながる図案教育に由来している。

この学校は第2次大戦まで続いていたが、戦時中、工業専門学校に改組され、戦後、千葉大学に吸収されて、その工芸学部となった。

ところが、当時の千葉大小池敬事学長は、工芸学部なるものは、技術革新の時代に適応し得ないとして、これを工学部に編成替したい考えをもった。この場合、工芸を廃止することについては国会方面にも反対があるので、長い歴史をもっている工芸教育を現代の新しい技術のなかで再生させる方法はないかということが問題となった。

## 6. 工業デザインの誕生

建築を中心としてデザインの伝統をもつヨーロッパではバウハウス以後、Arts and Crafts は Art and Industry となり、それが更に Industrial Design となって今日では自動車も電気冷蔵庫もすべてデザインの対象となっている。元来、芸術と技術の総合を目ざす工芸も、今や工業デザインと呼ぶのが適当だということになって、千葉大学では、工芸学部を工学部へ改組すると同時に、工業意匠学科というものを発足させた。こうして、田中久重が時計に与えた工芸意匠とは全く異なる工業デザインの専門教育が初まったのは、1951年のことであった。

第2次大戦後、英米両国を中心とする工業デザインの発達は目ざましいものがあり、これに応じて各国ともデザイン教育の検討を、熱心に進めている。国立産業芸術大学設置の要望もそうした世界的な傾向を反映したものであるが、それが芸術と技術の双方に跨がるものであるため、いつも名称が問題となった。

## 7. デザインの大学 (Institute of Design)

産業芸術大学設置の調査に関する会議の最終報告でも、大学の名称をきめかねて、次の三案が提示された。

第1案 芸術工科大学

第2案 国立産業芸術大学

第3案 産業設計大学

このうち、産業設計という技術よりもむしろ社会経済的な意味が強くなり、産業芸術というといかにも商工業のために芸術を利用するような意味にとられ易いので、結局第1案に落着いた。

今日は、ものを作り出すと同時に、ものの汎濫を制御しなければならない時代になっている。量においても種類においても夥しいものが生産される時代において、最も大切なことは計画と設計とを通じて、技術の独走を抑え、最も人間的な、従って最も芸術的な環境を作り出すことであろう。

このためには学者達の interdisciplinary な研究協力が必要であり、広汎な文化的、社会的視野のなかで技術を有効に処理出来る Coordinator の教育が要請される。

このような専門家はこれまでのような狭い工学の Specialist ではなく、水平思考の出来る Generalist であることが望ましい。

今のところまだ missing technician ではあるが、芸術工科の目標は、正にこの点の解決にあるといえよう。

(九州芸術工科大学長)

# A 事業報告

## 1 諸会議議事要録

### (1) 地区理事懇談会議事要録

日時 昭和45年5月30日(土)午後1時  
場所 学士会館(神田)  
出席者 加藤会長  
和達副会長  
堀内、宮島、今西、前田、久保、広田  
各地区理事

加藤会長主宰の下に開会。

初めに、会長より本日は今総会の重要議題の一つとして予定されている「国立大学協会のあり方について」の基本的な考え方と問題点について予め話し合っておきたいと考え、地区理事懇談会として開会することにした旨の挨拶があり、続いて丁子主事から本日の配付資料の説明があった。ついで、検討に入る前に先ず会議資料として配付した資料3(44.12.19理事会)、同4(45.2.15理事会)および同5(45.3.27理事会)の各議事要録のうち、「国立大学協会のあり方について」に関連する箇所を朗読し、会長より公開問題に関する今までのいきさつや検討状況について説明があった。

続いて、事務局長から、資料6「組織整備特別委員会における審議資料等の集録」によって現在の本協会会則ができあがるまでに至ったいきさつの説明があり、討議の参考資料としてまとめたものであるとその内容について各項目にわたって説明があった。

以上の説明のあと、会長より、配付資料14「国立大学協会のあり方について(問題点会長メモ)」によって、次の問題点をとりあげられ、これらの問題点をどう考えられるか特に④の「総会での議題の取扱方法」について十分意見の交換をしてほしいと述べられた。

- ① 国立大学協会の性格
  - ② 一般教官の意見をどう反映させるか
  - ③ 情報の流通の改善について
  - ④ 総会での議題の取扱方法
  - ⑤ 他団体との関係をどう考えるか
  - ⑥ 大学改革問題の取扱いをどうするか
- ついで、討議に移り、各委員の間で次のような意見の交換があった。

- 各大学では目下大学改革に取り組んでいる最中でもあり、国大協自体についても根本的に検討して見る必要があるようだ。
- 総会公開に関する各地区の様子について、各地区委員から次のような状況報告があった
  - (イ) 中国および四国地区  
特別に公開すべきだとする積極的な意見はなかった。
  - (ロ) 近畿地区  
公開して傍聴をさせるべきだとするような強い意見はなく、むしろ傍聴させなくともよいのではないかという意見があった。
  - (ハ) 関東および甲信越地区  
地区の意見としては未だまとめていないが、今のところ特に積極的に公開に賛成する意見はない。しかし、学長以外の意見を何等かの方法でとり入れることは必要であろう。

以上のとおり各地区の総会公開問題に関する状況報告があったのち、次のような意見が述べられた。

- 学長以外の教官が加わって1大学から2名の委員が総会に出席した場合、意見が一致しない時に問題が起きる心配がある。  
(この問題は、その大学内部の問題であるからとりたてて問題にしなくともよいとの意見もあった)
- 大部分の大学の賛成があつて決議した事項も、極めて少数の大学の反対で実施できなくなるような場合があれば困まる。
- 国大協として何か意見を発表する際、従来「声明書」としたり「会長談話」としたりしているが、最近では会長談話の形で公表することが多くなっている。何れがよいか、(声明書、会長談話などは何か事が生じた場合必ず出すということではなく、国大協としては、その場合場合に依じて判断の上きめるべきである)
- 各大学の意見がまとまらない場合、無理に統一することは避けるべきであつて、その場合は、これだけが賛成で、これだけが反対というような発表の仕方をして止むを得ないのでないか。
- 従来、声明とか会長談話によって公表する場合、弾力のある表現をしているが、はっきりと決定的な表現も場合によってはよいと思う。表決してその賛否を明らかにすることもよいのでないか。
- 議題の出し方についても多少変えたらどうか。例えば事前に各大学で検討しておいて貰うなどの方法ではどうか。
- 議題を総会直前の理事会できめず、予め各大学から議題を問い合わせ、それを理事会で

調整をして各大学へ議題を知らせることはどうか。

- 国大協会則第17条の2は、理事会の権利が強すぎるように誤解されていないか。(これに対しては、運営の仕方ははっきりさせておくことが必要であるとの意見があつた)
- 委員会や総会などで発言する学長の意見は大学の代表としての意見としてとられると困る。なぜならば統一見解は容易にできるものでないので、その辺のところは多少の幅をもたせてほしい。
- 議題の提出方については、総会で「議事運営のやり方」としてでも諮って見たらどうか。
- 公開の問題は、6月の総会で決をとつてきめるか或いは秋の総会できめるか。
- 公開問題は、必ずしも今総会で決めなければならない問題でもないので時間を十分にかけて検討し、秋の総会で決める方がよいと思う。
- 現在、学長は必ず何れかの常置委員会に加わるという規定になっているが、必ずしも委員は学長でなくともよいのでないか。(このことについては、構成メンバーになっておれば、責任を感じるので何れかの常置委員会に入れておく必要があるとの意見があつた)
- 会議資料14の2項の⑥「学長と一般教官との二部会制」の問題は、現在のものを根本的に改めることになるので、十分に検討する必要があり、どういう風に行なうに移すとか委員の選出方法をどうするか等種々問題があり、その方法が現在のところはっきりしていないので、林宮城教育大学長の説明を聞いた上で改めて検討をしたい。
- 会議資料14の5項(他団体との関係をどう

考えるか)については、協議の結果、今のところ問題点から外ずして他日改めて検討することとしたい。

- 会議資料14の6項(大学改革問題の取扱いをどうするか)は、国大協のあり方についての問題とは切り離して、総会の議題として挙げることにしたい。

大略上記のような意見の交換があり、討議の結果国大協のあり方の問題は今総会の議題としてとりあげることにし、理事会および総会通知には、会議資料14「国立大学協会のあり方について(問題点会長メモ)」を、本日の会議の意見に従って1, 2, 3, 4の各項だけに絞って(5, 6項は別に扱うこととする)整理し、これに資料6(組織整備特別委員会における審議資料等の集録)を添えて前もって議題と共に送付し、予め検討おき下さるようお願いすることとした。

- 次回理事会

日時 6月25日(木)午後1時  
場所 学士会館(神田)

## (2) 理事会議事要録

日時 昭和45年6月25日午後1時～午後5時  
場所 学士会館203号室  
出席者 加藤会長  
本川, 和達各副会長  
堀内, 柳川, 秋月, 福井, 宮島, 馬場  
中川, 今西, 藤本, 稲荷山, 坂本, 倉田, 久保, 中塚各理事  
後藤(第5), 近藤(第6), 鎌田(第7), 波多野(図書館)各委員会委員長  
細谷, 横田各監事

加藤会長主宰のもとに開会。

会長より、開会の挨拶があつてのち、前回の理事会以後の理事の交替について次のとおり報告があつた。

大学名	旧	新
福井大学	木村里雄学 長事務取扱	山崎 正学 長事務取扱

ついで丁子主事から、会議資料の説明があり、続いて二宮主事、前回の議事要録を朗読し、字句修正のうへ、承認され、議事に入った。

### I 会務報告

#### 1. 大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期の申し合せについて

会長より、昭和45年度の大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期については、日本私立大学連盟が事務系についても就職事務開始期日を6月1日からとして申し合せするよう希望して話し合っていたが、終局において各大学団体の話し合いがまとまり、本年度においても従来の線を守るという申し合せになった。そしてとくに本年は、この趣旨をさらに推進するため、各大学団体日経連および文部省も加わって就職問題懇談会の名をもって共同意見の表明を行なった旨報告があつた。

#### 2. 中教審第26特別委員会試案に対する各大学の意見のとりまとめについて

会長より、上記試案に対し、国立大学協会に送付されてきた49大学の意見を集録し、2部の冊子として各大学に送付するとともに、文部大臣、中教審会長にも送付し、とくに中教審会長に対しては、これを審議資料として充分検討されるよう申し入れを行なった旨報告があつた。

#### 3. 地区理事懇談会について

会長より、前回の理事会で設置することに協議された地区理事懇談会を5月30日に開催し、

国立大学協会のあり方について意見を交換した。その結果明日からの総会で、「国立大学協会のあり方について」を議題とし、その資料として別紙「問題点メモ」および「組織整備特別委員会審議資料の集録」を前もってお届けして検討おき願うこととしたので、この点ご了承願いたい旨報告があった。

#### 4. 教官の待遇改善に関する要望書について

会長より、上記要望書について毎年の例になり、第6常置委員会において案文を作成し、検討の上成案を得て、会長、第6常置委員長、加藤第6常置委員、隅谷専門委員が6月1日坂田文部大臣に、6月2日澄田大蔵事務次官および佐藤人事院総裁にそれぞれ会見し、要望書を提出して懇談を行なったのでご追認をお願いする旨述べ、ついで近藤第6常置委員長より、次のとおり報告があった。

第6常置委員会は、5月2日小委員会、5月9日日本委員会、5月16日小委員会を開き、教官の待遇改善についての要望書を検討作成し、前述の如く6月1日および6月2日関係方面へ提出した。要望の骨子は、①給与の根本的改善のため、調査会または協議会を設置すること。さし当りの改善策として、②中堅教官の待遇を改善すること。③大学院に關係する教官の調整額を増額すること。④指定職の範囲を拡大し、その定数を増加することである。この要望に対し、文部大臣や人事院総裁等関係者は、協議会等の設置については異論がなく、具体化に努力したいとのことであった。また、教官の給与改善については、その必要性は判るが公務員全体の給与体系は、現在、低いなりにバランスがとれており教官の給与改善はそれとのかね合いも考えねばならず、教官の給与改善の緊要性を社会に十分納得させる根拠を示してほしいとのこ

とであった。

#### 5. 大学問題について日本学術会議との懇談について

和達副会長より、次のとおり報告があった。日本学術会議からの申し入れにより、会長、両副会長、前田理事および第1・第2・第3各研究部会委員の伊藤、松田、武田の三氏と同行して、学術会議の江上会長等と6月20日大学問題について懇談して。

学術会議は第54回総会において、大学問題の自主的解決、大学の管理運営の民主化、大学相互間の連絡の問題の3原則を報告しており、さきの懇談はその中の主として大学相互間の連絡の問題について行なわれ、そのための「大学連合」設置の問題が話し合われた。種々意見交換のち結局、大学相互間の連絡のほか、大学が社会一般からの意見をきく窓口としてもこのような機関は必要であるが、国・公・私立大学全体を含むことから連合体として拘束力を持たすことは困難であり、一般的な話し合いの場としてゆるやかな規制で考えていくべきであろうと述べておいた。

なお、その際、国立大学協会の目的、性格、大学問題に関する調査研究、同中間報告、共同利用研究所の問題、大学基準協会等のことも話題となった。

#### 6. 第12回特別会計制度協議会について

会長より、さる5月11日第12回特別会計制度協議会を開催して、来年度予算概算編成方針について協議した。また、その際、現行の協議会運営方針では、予算決定後の定例会議で「翌年度予算概算編成方針に関する事項」を協議することになっているが、実行上は予算編成前の定例会議で協議されているので、これに即するよう運営方針を改正した旨報告があった。



## II 協議事項

### 1. 第46回総会の日程について

丁子主事より、明6月26日および6月27日の両日にわたり、国立教育会館で開催される第46回総会の日程について別紙により説明があり、承認された。

### 2. 事業報告について

丁子主事より、前総会以後の諸会合、要望書の提出、各国立大学への意見照会等協会の諸活動について別紙事業報告書(資料10)により説明があった。

### 3. 国立大学協会昭和44年度決算について

中川主事より昭和44年度歳入歳出決算書および財産目録について詳細に説明があり、続いて細谷、横田両監事より監査結果の報告があり、承認された。

### 4. 国立大学協会会則の一部改正について

会長より特に必要がある場合、国立大学元教員に対し、臨時委員または臨時専門委員を委嘱できるようにしたい旨会則の改正理由について説明があり、承認され総会へ諮ることとなった。なお、総会で会則改正が承認された際は、小塚新一郎氏を第1常置委員会臨時委員に委嘱したいので、あらかじめ理事会の了承を得たい旨述べ併せて承認された。

### 5. 各委員会委員長報告

会長より、各委員会で総会へ報告する事項について伺いたい旨述べられ、各委員長より次のとおり報告があった。

#### ① 第1常置委員会(中川委員長報告)

本委員会は大学院問題小委員会を設け、さきに各大学におききした大学院問題に関するアンケートを整理中であり、来月早々小委員会を開いてまとめる予定である。

#### ② 第2常置委員会(秋月委員長報告)

本委員会は、大学入試合格即卒業および高校における大学入試のための過大な受験強という現状を考え、何故入試方法を改めるか、入学試験の目的は何か、等入試問題の原則論を討議し、結局、入学試験は資格試験と選抜試験の両面の性質があり、内申書や統一テストの採用等を含めいずれの方法にも長短があり、その利害得失を検討し、各方法を組合せてやるほかないとのことで、これから実際にどう組合せていくかを検討していきたい。また、1期校・2期校の問題を改めるには、大学改革の問題が議論されている今が最も良い機会であるとの考えのもとに、再び「入試問題に関するアンケート」を各大学に出し回答をもらった。従前の調査では1期校・2期校の区別を廃止し全国一斉一回説が多かったが、今回のアンケートの結果を見ると全く逆になり全国一斉一回は少数になり、1期・2期の区別は存続し手直し程度としたい意見が多くなった。詳しいアンケートの結果は、いずれ委員会でとりまとめご報告する。なお、1期校・2期校の問題は再び入試期特別委員会で審議願うことになると思うが、その前に本委員会でもう少し検討したい。

#### ③ 第3常置委員会(井上委員長に代り細谷委員報告)

本委員会は従来、大学卒業予定者の就職推薦時期の問題や文化系サークル部室の新営等について検討してきたが、それらの問題は一応区切りがついたので、今後取り上げるべき問題を検討した結果、学寮問題を検討することになった。そして学寮は各大学により取り扱いが異り、問題点も多様であるので、まず各大学にアンケートを出して問題点、意見を求めた。すでに一部の大学から回答がきてお

り、現在、専門委員がそれを整理中であるので、その結果をみて今後の進め方を決めることになろう。なお本件は学生の厚生とも関連しているので、第4常置委員会とも協力して検討を進めていきたい。

④ 第4常置委員会（柳川委員長報告）

前総会で了承を得て各大学へお願いした「研究・教育の場における災害・事故の対策に関するアンケート」に対する回答結果が一応別紙集計表のとおりまとまったので、明日の総会へもお配りしたい。この問題は学生（大学院を含む）だけを対象とし、疾病を含まず、あくまで災害・事故に伴う傷害だけに限定して考えているので、この方針を理解されたい。この問題については、国家補償に至る前段階として保険制度等検討していくが、スポーツ中の傷害等とも関連し、保険をどの範囲までおよぼすか検討していきたい。

なお、別紙集計表は問題検討のための素材であり今後、個々の大学に調査をお願いすることもあるので、よろしくお願ひしたい。また、保健センター増設についての要望書および奨学金制度拡充についての要望書を出すことについて総会へはかるので了承されたい。

⑤ 第5常置委員会（後藤委員長報告）

本委員会は、過去2年間外国人留学生の諸問題について検討してきた。委員の大部分が交替したため、目下、勉強中であるが今後は上記以外の問題を検討していきたい。5月16日委員会開催の際、留学生の処遇改善の意見が強く出されたので、別紙のような留学生の奨学金給与額引き上げの要望書を総会の了承を得て早急に出したい。また、今後は大学間の交流の問題を検討していくが、その一つである教官の交流には非常勤講師の手当およ

び旅費の少ないことが制約になっているので、その改善について別紙のような要望書を総会の了承を得て関係方面へ出したい旨説明があり、何れも了承された。

なお、本件に関連し、予算に関係ある要望書を出す場合、要望内容を所管する委員会が主体となるべきか、あるいは予算の問題を担当する第6常置委員会が主体となるべきかの問題について諮られ、議論の結果おおむね、新規項目の要望は各常置委員会で行ない、第6常置委員会では全体を調整しながら、財政の基本的なものや既存のものゝの拡充要求等の要望を行なうということになった。

⑥ 第6常置委員会（近藤委員長報告）

本委員会は、教官の待遇改善に関する要望書と昭和46年度予算概算編成方針について協議した。前者については会務報告に述べたとおりである。予算概算編成方針については、5月9日日本委員会を開いた結果に基づき、5月11日開催の特別会計制度協議会において、国立大学協会として、①人員の増員確保、②不完全講座の整備充実、③指定図書制度の整備、④文化系サークル部室の新営、⑤施設基準改訂、⑥学生の災害補償等について意見を述べた。文部省では、予算の編成は昨年準じ、新規拡充より既存のものゝの質的整備を重視するとのことなので、その線に添い基準的経費に対する配慮と人員の確保、修士講座の整備等についてとくに強調した。なお、施設基準の改訂については、文部省は、各大学の改革の方向が出揃った時点で考えるとのことであった。

⑦ 第7常置委員会（鎌田委員長報告）

本委員会は3月2日以来、数回、委員会を開催し、教員養成制度は開放制の教育方法を

基本としながら、大学全体の問題として検討すべきであるとの考えのもとに、教員養成制度を総ざらいし、専門委員を委嘱して、別紙のとおり中間報告案を作った。総会ではこれについて意見をきき、今後まとめていきたい。なお、中教審でも教員養成問題について検討を進めるということだが、国立大学協会はそれに捉れず改革の方向を考えていきたい。

#### ⑧ 研究所特別委員会（本川委員長報告）

本委員会では従来、共同利用研究所の問題を主として議論してきたが、今後は大学改革の問題ともからめて、全般的に、研究所のあり方等を検討していきたい。国立大学付置研究所長会議のメンバー等とも意見を交換しました、大学運営協議会研究部会の中間報告の研究組織に関する部分を議論したが、まだ、まとまった段階になっていない。

#### ⑨ 図書館特別委員会（波多野委員長報告）

本委員会は、さる2月15日の理事会に予てから、検討してきた「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（中間報告案）」を提出し、了承を得て各大学へこれを送付し意見をきき、60余の大学から回答を得た。回答の大部分は中間報告案に賛成するものであったが、委員会では、各大学からの意見を参考に中間報告案を多少修正し、表題を「第一次報告」と改め現時点での最終的な案とした。ついては、本日の理事会で決定案としてお認め願ったうえ、総会へはかり、国立大学協会名で発表してもらうことにしたい。また、今後、図書館の予算の問題や図書業務の機械化等についても検討するので、本委員会は「図書館制度特別委員会」でなく「図書館特別委員会」であることを再確認願

いたい。

#### 6. 特別委員会の設置について

会長から、最近、各大学で教職員の給与、厚生施設等の問題が大きな問題となっており、国立大学協会としてもこれらの問題を検討する必要があると思う。ついてはそのための特別委員会の設置を明日の総会へはかりたい旨述べ、「教職員の厚生等に関する特別委員会」（仮称）を設置することが承認された。

#### 7. 国立大学協会のあり方について

会長より、このことについて、5月30日開催の地区理事懇談会の状況はさきほど会務報告で述べたとおりであるが、国立大学協会のあり方に関し林学長より個人の意見として意見書がきているので、本川理事にご紹介願いたい。なお、林学長は病気のため明日の総会は欠席するので、総会でも本川理事にご紹介願うつもりである旨述べ、本川理事から意見書は、①国大協は組織運営において学長の会という色彩が濃い。

②それが一般教官の国大協に対する無関心と無用視の原因となっている。③以上の点を除くため、一般教官を学長と同じように参加させ国大協の組織を学長よりなる部会と一般教官よりなる部会の二部制に改め、現在専門委員や臨時委員で扱っている事項は教官で、学長はもう少し上の段階における問題を扱うなど機能分担をはかり能率的・民主的に運営していくべきであるという趣旨である旨説明があり、明日の総会へ林学長の意見書を配付し説明することが了承された。なお、「国立大学協会のあり方」を明日の総会で議題とすることと関連して、各理事から、学長としてあるいは個人として総会へ議題を提出する場合の手続きについて種々質疑があり、林学長の意見書は議題に関連する資料の一つとして出されたものとして了承された。また

本件は明日の総会で結論を出すことは難かしいと思われるので、秋の総会で結論を出すことになった。

### 8. 大学改革の問題について

会長より、各大学の改革案が出揃ったら、国立大学協会として文部省とも協議していくつもりだが、今後、大学改革の問題をどう進めるか、大学運営協議会の3研究部会でも整理願うつもりであり、明日の総会でも協議願いたい旨述べ、了承された。

なお、これに関連し、堀内理事より北海道地区国立大学の一致した意見として、大学改革がどのような形で実現しても、一般教育が存する限り、その充実、教官の増員が最も緊急でかつ重要である旨意見の披露があった。なお、会長より本問題は、教養課程に関する特別委員会で検討願うこととなろう旨述べられた。

### 9. 特別委員会委員の交替について

会長より、学長の交替に伴い特別委員会委員を次のとおり補充したい旨諮られ、承認された。

委員会名	旧	新
図書館特別委員会	木村学長事務取扱(福井大)	山崎学長事務取扱(福井大)
教養課程に関する特別委員会	山崎学長事務取扱(大阪教育大)	松本学長事務取扱(大阪教育大)

### 10. 教員委員の選任について

会長より、第3常置委員会の教員委員として、大阪大教授の山田朝治氏および東京教育大の綿貫芳源氏を委嘱したい旨諮られ、承認された。

### 11. その他

① 会長より、中教審第25特別委員会から、7月16日開催の公聴会へ国大協から出席するよう依頼してきたので、大学へ進学して来る者の養成など関係があるが、国大協として意見を出してよいか、誰が出るかなど、ご意見を

伺いたい旨述べ教員養成の問題を担当する第7常置委員会で協議したのち、それによって会長に一任することになった。

② 会長より、総会終了後の6月29日、文部省主催の学長会議があるので、各学長の発言は勿論自由であるが、そのほか、従来と同様特に各常置委員長や特別委員会委員長からは、その場で要望なり意見なりを適当に発言されたい旨述べ了承された。

③ 会長より総会終了後の6月27日午後5時から従来の例により、会長、副会長、関係常置委員長等で記者会見を行なう旨説明があり了承された。

## (3) 第46回總會議事要録

(第一日)

日時 昭和45年6月26日(金)午前10時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

加藤会長から、昨年12月、奥田前会長の退任に伴い理事会で会長に選任された旨の挨拶があったのち、本日オブザーバーとして出席の琉球大学の池原学長の紹介があった。

なお会長から、本日は宮城教育大学、鳥取大学、鹿児島大学の各学長が欠席され、岡山大学からは片山教育学部長が代理出席された旨の披露があった。

ついで事務局から、本総会の会議資料について説明があったのち、会長から本総会の日程については、昨日の理事会で協議した結果、別紙日程により運営することになった旨の補足があり、了承された。

### I 会務報告

#### 1. 学長の交替について

会長から、前回総会以後における学長の交替について次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	前学長
室蘭工業大学	一場 久美 (事務取扱)	阿部 与
帯広畜産大学	大原 久友	大原 久友 (事務取扱)
北見工業大学	松本 秋男	佐山 総平
岩手大学	黒沢 誠	樋口 盛一
福島大学	野村 正次 (事務取扱)	玉山 勇 (事務取扱)
宇都宮大学	中村 藤樹 (事務取扱)	奥野 俊 (事務取扱)
東京芸術大学	福井 直俊	小塚新一郎
東京教育大学	宮島 竜興	宮島 竜興 (事務取扱)
電気通信大学	博田 五六	岡田 幸雄 (事務取扱)
横浜国立大学	越村信三郎	越村信三郎 (事務取扱)
福井大学	山崎 正 (事務取扱)	木村 里雄 (事務取扱)
名古屋工業大学	森島宗太郎 (事務取扱)	山田 保 (事務取扱)
京都大学	前田 敏男	奥田 東
大阪教育大学	松本 賢三 (事務取扱)	山崎荘三郎 (事務取扱)
山口大学	力武 一郎 (事務取扱)	田中 弘道 (事務取扱)
徳島大学	北村 義男	鈴木 幸夫 (事務取扱)
香川大学	倉田 貞美	前川 忠夫

なお会長から、熊本大学では六反田学長病気のため、岡教育学部長が学長事務代理に就かれた旨の披露があった。

## 2. 役員の交替について

会長から、学長交替に伴い理事は東京芸術大学が福井学長に、福井大学が山崎学長事務取扱に、京都大学が前田学長に、香川大学が倉田学長にそれぞれ交替された。また、第1常置委員会委員長は、中川金沢大学長に交替された旨の

披露があった。

## 3. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

### (1) 要望書の提出について

(a) 前回総会において決議された「大学における一般教育と教養課程の改善について」および「一般教育に関連のある大学設置基準の改訂に関する要望書」は、総会終了直後の昭和44年11月25日に文部大臣に提出した。その際、第1常置委員会の「大学院制度の改善について」(第一次中間報告)については、中央教育審議会等との関係もあるので、総会の意向どおりこれを文部事務次官に手交した。

(b) 昭和45年度予算査定段階において文部省と協議して「昭和45年度予算に関する重点事項」を作成し、1月20日大蔵事務次官と面談、各項目にわたって説明した。その際、あわせて定員問題についても特に配慮方を要望した。このことはすでに文書をもって各大学に連絡してある。

(c) 前回の総会において、会長と第3常置委員会委員長とに一任されていた文化系サークル部室の新営に関する基準試案および要望書は、基準試案を若干修正のうえ、3月3日に文部大臣あてに提出した。

(d) 教官の待遇改善に関する要望書は、第6常置委員会で成案を得たので、6月1日に会長と第6常置委員会委員長、東京工業大学長、隅谷第6常置委員会専門委員の4名が文部大臣に、翌6月2日に大蔵事務次官および人事院総裁に、それぞれ面談し要望したのでご報告するとともに追認願いたい。

(e) 中央教育審議会第26特別委員会から、2

月26日、国公立大学の各団体に対し同委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」に対する意見を求められたので、国立大学協会側から4名が出席し、各学長の立場で意見を述べた。その後同委員会は、5月に中間報告書を公表したが、試案に対する各国立大学の意見を本協会に送付願ひ今日までに49大学から意見の送付があった。これを各大学の了解を得て、2冊にまとめて印刷し、各大学の大学問題検討の資料として送付するとともに、文部大臣および中央教育審議会会長に送付した。特に中央教育審議会会長に対しては、その審議の過程で十分検討されるよう要望するとともに、当協会の各研究部会で検討した「試案の問題点」（未定稿）も添付した。

② 「各大学における大学の改革問題についての申し合わせ」について

前回総会の際申し合わせた「各大学における大学の改革問題についての申し合わせ」については、その趣旨の徹底を図り、かつ、協力を依頼するため、会長の提案趣旨と説明の要旨および質疑応答の要旨を添付して各大学に送付した。

③ 大学問題研究部会中間報告の公表について

大学問題の調査研究については、前回総会で経過を報告したが、その後、大学運営協議会の各研究部会および学生問題に関する合同研究部会において、研究部会の「中間報告」としてまとめたので、これを各大学に送付した。なお2月25日に一般に公表するとともに文部大臣、中央教育審議会会長にも参考のため送付した。

④ 卒業予定者の就職推薦選考開始時期について

卒業予定者の就職推薦選考開始時期については、例年のことであるが、公私立各大学団体と協議を重ね、昭和45年度大学卒業予定者についても従来どおりの線を守ることとして申し合わせを行なった。本年は、特に大学関係八団体のほかに日本経営者団体連盟と文部省を加え、このことの実効を期すため、就職問題懇談会の名をもって共同の意見表明を行なったので、このことについては既に書面をもってご了承をお願いしたが、改めて追認願いたい。

⑤ 国立大学協会の会議出席委員旅費支給、会費増額および昭和45年度予算案等について

従来、本協会の会議出席の旅費は、各大学の負担になっていたが、学長以外の委員については旅費を支給したいということで、2月15日および3月27日の理事会で検討願ひ、承認を得た。なおこれに伴い、会費増額、昭和45年度予算案についても上記理事会で承認を得ているが、のちほど改めて諮りたい。

⑥ 特別会計制度協議会について

特別会計制度協議会は、従来、必ずしも十分機能していたとはいえない面があったので本年は予算概算編成前に協議会小委員会を開いて「昭和45年度予算に関する重点事項」を中心に検討し、5月11日協議会を開いて昭和46年度予算概算編成方針について文部省と意見を交換した。その際、従来の「運営方針」を一部変更した。

⑦ 前総会以後の事業報告について

諸会合のほか、要望書等その他総数29件、対外諸活動の件9件各国立大学への意見照会は5件、資料・連絡強化等は15件、会報発行は2回であった。（会報49号74頁参照）以上の会務報告のうち、「教官の待遇改善に

関する要望書」の提出および「卒業予定者の就職推薦選考開始時期に関する申し合わせ」については、異議なく追認され、他はいずれも了承された。

## Ⅱ 議 事

### 1. 昭和44年度歳入歳出追加予算について

会長から、本件についてはすでに理事会で承認を得たうえ、文書で各大学にお知らせしたので追認願いたい旨の提案があったのち、事務局から、昭和44年度歳入歳出追加予算案（会報第48号61頁）について説明があり、異議なく追認された。

### 2. 昭和44年度歳入歳出決算について

事務局から、昭和44年度歳入歳出決算（会報第48号59頁）および財産目録について説明があったのち、細谷、横田両監事から、適正に決算されていた旨の補足があった。

これに対して一時借入金の返済、記載方法について質疑応答があったのち、財産目録に（㊤別に負債総額2,060,000円あり）と記載することとして、承認された。

### 3. 学長以外の委員の会議出席旅費支給基準の制定および国立大学協会会費の基準の改正について

事務局から、学長以外の委員が本協会の会議に出席するための旅費を支給するため、基準を定めたい。この基準案は、日本学術会議等の諸団体の例に倣ったものである。また、国立大学協会会費の基準は、従来1学部当り26,000円であったものを40,000円に改訂するほか、1大学当り40,000円の基本額を設けたい旨の説明があった。

以上の説明ののち、会長から上記2件はいずれも3月27日の理事会で承認を得、会費の基準の改正については文部省の了解も得て、すでに

各大学には文書で連絡して本年4月1日から実施しているのので、追認願いたい旨の補足説明があり、異議なく追認された。

### 4. 昭和45年度歳入歳出予算について

事務局から、昭和45年度歳入歳出予算案（会報第48号62頁）について説明があり、異議なく承認された。

### 5. 国立大学協会会則の一部改正について

会長から、常置委員会、特別委員会の委員長または委員が退任して、その後の審議に支障をきたすおそれがあるときは、引続き臨時委員または専門委員として委嘱して、委員会の審議に参画していただく途を開きたいので、会則を改正したい旨の説明があったのち、この改正案で運用に支障が生じないかについて質疑があったが、原案どおり承認された。

ついで会長から、会則の改正に伴う臨時委員の委嘱は、理事会の事項ではあるが、昨日の理事会では、本案が総会で可決されたときには、第1常置委員会の前委員長であった小塚氏を同委員会の臨時委員にお願いしたいということであった旨の報告があり、了承された。

### 6. 教官の待遇改善について

近藤第6常置委員会委員長から、第6常置委員会は本年も、「国立大学教官の待遇改善について」の要望書（会報第48号56頁）を作成し、6月1日に文部大臣に、翌2日に人事院総裁および大蔵事務次官に提出し、要望した。内容の主な点は、従来は教官の給与改善の調査研究のために、調査会の設置を要望してきたが、法制等の面から実現が困難であるので、国立大学協会、文部省、大蔵省、人事院で構成する協議会の設置を考え、とりあえず給与改善のための一段階にしたいということを要望した。他はほぼ昨年どおりであるが、協議会設置は、文部省、

大蔵省、人事院も異存がないようであった旨の報告があった。

ついで会長から、文部省では本年度初等・中等教育関係教員の給与改善のための準備調査費がついたため、それをも参酌して総合的に教員の給与改善を図ってゆきたい旨の補足説明があったのち、現行の給与体系のもとでは満足な教官の確保ができないので、早急に改善されたい旨の意見があった。

#### 7. 特別会計制度協議会について

会長から、特別会計制度協議会は、国立学校特別会計法の制定されたときから国立大学協会と文部省との間で設置し運営してきたが、必ずしも満足する方法で運営されてきたとはいえない面があったので、その運営方法について改めて検討した結果、5月11日の協議会で運営方針を一部変更して予算概算編成方針に関する事項まで協議の対象にしたので、第6常置委員会委員長から経過等の説明を願いたい旨の発言があったのち、近藤第6常置委員会委員長から大略次のとおり報告があった。

1月17日、会長を初め、在京の委員と文部省側とで特別会計制度協議会小委員会を開き、昭和45年度予算の重点事項について意見交換し、その結果、1月20日に「昭和45年度予算に関する重点事項」を作成し、大蔵事務次官に要望した。そのことは1月28日付をもって各大学に文書でお知らせした。引続き2月7日に小委員会を開き、昭和45年度予算の内容について文部省側の説明をきいた。その要旨は4月15日付で各大学事務局長に通知した。5月9日には、第6常置委員会を開いて昭和46年度概算について、特別会計制度協議会に臨む国立大学協会側の意見を協議した。5月11日に特別会計制度協議会が開かれ、文部省側から昭和46年度概算につい

での説明があったが、それは昭和46年度は本年度に引続き大学改革問題の総点検の年としたいということで、量より質の改善に重点をおきたいということであった。これに対して第6常置委員会としては、5月9日の協議に基づき、大学問題総点検の年であれば、その趣旨にそって各大学共通の問題の整備充実について格段の配慮をされたいこと。および人員配置については各大学が臨時職員を多数雇用している実情にかんがみて、定員増を配慮されたい旨を要望した。定員問題は、近代的大学施設の管理要員の確保、不完全講座の整備等について各大学の要望に応じてほしいということである。その他に図書館の拡充・整備、厚生補導施設の充実、研究教育上の事故に対する災害保障施設、設備の基準の改定等々を要望した。これに対して、文部省から施設設備の基準については、改めるよう準備をしているので、早ければ来年度から配慮したい旨の回答があった。なお、国立大学協会としては、今後とも文部省等と話し合いをして国立大学側の考えを予算概算におり込むよう努力してゆきたい。

以上の説明ののち、会長から、今後は予算概算編成の方針の段階から国立大学協会の意見を反映させてゆきたい旨の発言があり、了承された。

#### 8. 教養課程に関する特別委員会について

会長から、教養課程に関する特別委員会は、現在委員長が欠員になっているが、重要な委員会であるので早急に出来得れば本日委員長を互選願いたい旨の発言があった。

(正午から午後1時まで休憩)

午後1時から総会再開

#### 9. 国立大学協会のあり方について

会長から、国立大学協会のあり方について大略次のとおり提案の説明があった。



この問題は前回総会でも議論があり、かつて「組織整備特別委員会」でも検討した問題であるが、その後、日時も経過しており改めて検討する方がよからうということで、理事会でも新しい問題として数回にわたり検討した。その結果、理事会の working group として各地区から1名の理事を選出して会長、副会長も加わった地区理事懇談会を設けて問題点を整理し、問題点メモとして①国立大学協会の性格、②国立大学協会への一般教官の関与の方法、③情報流通の改善、④この問題の検討方法の4点に集約したので、これに基づいて討議願いたい。

ついで宮城教育大学林学長からの文書による意見の披露があったのち、次のような意見の交換があった。

- 「国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与すること」という会則第4条の目的は、最終的には振興に重点があるという意味と解すべきではないかと思う。
- 連絡、協力を重点をおくと国立大学協会の性格が制限されるし、後段の振興に力点を置く各大学を統制することになるということである。
- 緊密な連絡を図ることにより、どの程度振興に寄与できるか疑問である。ただ緊密な連絡を図らないと、各大学の良い点を知ることができず、したがって協力もできない結果になるので、互に連絡しあうことが最善の途であると思う。
- 国立大学として共通の問題は多い。そのような問題は、一大学あるいは数大学から要求等するよりも全国立大学が一体となった国立大学協会の組織を通じて行なう方がより効果的であるので、各国立大学共通の問題を完遂

することが大切である。

- 連絡の意味は、国立大学相互の親睦と大学共通の問題について調査研究して必要な外部に対して要求等する二つの意味があってもよいと思う。調査研究を達成するためには、各大学の親睦も必要である。
- 国立大学協会是一个の連合組織であるから「振興に寄与する」という意味も各大学の振興に寄与するということであると思う。従来も意思決定をするというようなことではなく、各大学に共通した問題を取りあげてきたのであるから、その方法を踏襲すればさほど問題はないと思う。
- 各大学共通の問題ということは、いくつかの大学に共通する問題と考えている。国立大学協会が共通の問題を取扱うのは当然であるし、最大公約数的な問題はとりあげやすい。しかし、一方国立大学にはさまざまな形態があり、問題ごとにいくつかのグループに分けることもできる。例えば入学試験の一、二期校の問題のようなものである。そのほか総定員法、学生定員の問題等については、特に新設の大学ではその解決に苦慮している問題で、国立大学協会としてこれらをどのように扱ってゆくか。大学設置以来、整備のされていない不完全講座の充実の方法等も考えられたい。
- 会則第8条の意思決定の定足数の規定は現行どおりでよい。給与施設など各国立大学共通の問題は、議決しても全会一致でやれるから問題ないが、大学の運営に関する臨時措置法の場合のように議決しても意見が分れる問題はむしろ議決しない方がよい。また、大学の自治については従来の意味では狭いので、最近は学問全体にかかる研究者の自治を考えなければならない。議決して意思決定するの

であれば、大学の管理運営に関する国立大学協会のとり決めに各大学が遵守するということがなければ、国立大学協会として意思決定する意味がない。

○ 大学の自治という場合は、各大学の自治だけではなく、国立大学全体の自治もあると思う。しかし、国立大学協会ということになれば、全体をふまえたものでなければ意味がない。したがって、国立大学全体の自治は個々の大学の自治は拘束しないが、モラルとして十分守ってもらいたい。

○ 6月20日、日本学術会議と国立大学協会では話し合いを行なった。その主な内容は、「大学連合」の構想についてであった。日本学術会議第54回総会では、①各大学における紛争の自主的解決、②各大学における管理運営の民主化、③各大学の連携、交流の三原則が採択され、それに基づいて連携、交流について実現の可能性があるかないかということが当日の主な議題であった。そこで国立大学協会としては、趣旨は結構であるが、一般的な話し合いの場になるのか、特定の問題について相談する方法なら実現の可能性もあろうが、実際には各規模の国公立大学を含むため、実現は困難であろう、ということを行った。日本学術会議としては、国民が大学を信頼しているか否かの問題もあるので、種々話し合うための機関としてこのような組織を作ること意義があるということであった。そのため国立大学協会としては、国立大学協会の組織を正確に理解してもらうため、組織等について説明した。

○ 国立大学協会だけでも全体の意見をまとめるのは困難であるので、連合体であればなおさら困難であると思う。

○ 現在、大学の自治といっても種々の意味に用いられており、「大学の自治」の概念が流動している時期に国立大学協会の性格を確立することは無理である。大学の自治というものの意味が固定した段階で国立大学協会というものを再点検すべきである。

○ 現在の組織を改めて学長の会議とは別に、各大学から1名ずつ選出した委員より成る一般教官の会議を設けること。そしてその双方の機能を分担して運営するが、総会は合同で開催することも考えられる。

○ 学内からは、国立大学協会に対する期待は大きい。そこでそれらの期待を裏切らないためにも、単に学長が出席するか否かとは別にして、国立大学が全学一本になってどうあるべきかの体勢を考えてほしい。

○ 教員の意見陳述（会則第28条）の活用および常置委員会の教員委員、専門委員の増員等はよいと思うが、学長の会議とは別に一般教官の会議を設けることは賛成できない。国立大学協会は、各国立大学が会員であり、その代表が学長であることを考えれば、国立大学協会の総会は学長の出席することが当然であり、これを二部会に分けることは、ひいては内部分裂を起すことにもなりかねない。

○ 一般教官の国立大学協会に対する期待や不信は、学長として努力の足りないこともあるが、会報を配布してもどの程度読んでいるかも疑問である。そこで各学長が評議会や教授会を通して国立大学協会の活動を周知させるよう努力すべきである。むづかしい問題であるが、要望書に対する結果の報告などいわばアフター・ケア的なものが従来不足していたように思う。そのような点も会報等に載せる等の工夫があってもよいと思う。

- 要望書等の成果を公表することは、実際にはむづかしい。
- 国立大学協会が二部制をとるという発想は学長と一般教員の対立ということから起きてくるものと思われる。機能分担というが、国立大学協会に二つの部会を作ってもうまく分担できるか非常に疑問である。むしろ、大学における学部長、研究所長等というように考えた方が機能分担がうまくゆくと思う。むしろ、国大協の構成員として参加するというよりは、審議の過程に参加するということであるから、総会の公開に重点があるものと思われる。
- 問題は、大学行政の中で国立大学協会の役割が根本的にあいまいであったことである。近い将来、大学の改革が行なわれようが、それをふまえて大学行政の中にどのようにコミットしてゆくか考えるべきである。現在の機構でもないよりはある方がよいが、その機能のあいまいさを本質的に検討する方がよい。
- 国立大学協会の総会を公開すべきであるという意見もあるが、従来の国大協の運営からは、総会は形式的な事項の審議が主であって実質的な審議はむしろ各委員会で行なわれてきた。したがって、総会を公開にしても審議の過程を知るためには意味がない。
- 日本学術会議では公開を認めているが、国立大学協会とは性格が異なるので、参加や公開には賛成しかねる。また類似の公私立大学の連合体や、文部大臣の招集する学長会議とは性格を明確に区別したい。
- 総会は、大学を代表する者が出席すればよい。この点を確認のうへ、他の改善を考えるべきである。まず、総会の性格を明確にすることが肝要。
- 時代の変遷とともに考え方を改めてゆく必要はあり、かつ、一般教官の意見を十分きくことも必要であるが、学長は学長として主体性をもつことから二部制には反対である。意見をきく方法として年1回会合をもつことぐらいで、この問題が解消するとは思わない。
- 二部制をとって一般教官からも各大学の代表を出すことは、一見民主的にみえるが、国大協の性格を根本的に変えることになる。現在は大学が会員であり、その代表として学長が総会に出席していることを考えると、国大協の本質を抜本的に検討したうえでないと一般教官の参加を認めることはできない。機能的にはむしろ現行のように専門委員等の形で参加させる方がよいと思うし、総会の傍聴は慎重に考えるべきである。
- 二部制をとった場合、教員委員が大学のどの意見を代表するかで困ると思う。大学として一本にまとまっている場合には学長だけの出席で十分であり、意見が分れている場合はむしろその大学内部の問題であり、国大協の問題ではないという点を認識すべきである。
- この問題は重要であるので、本日結論を出すことは無理であると思うし、簡単に結論は出せないので、引き続き検討を続けるべきである。そこで国大協の組織等を改めて検討するために、特別委員会等の組織を作りたい。
- 常置委員会の機能を高めるために、教員委員を増員することは賛成である。教員委員はその専門によって適任者を依頼しているのであるから、これが各大学から選ばれるようなことでは、むしろ機能が低下する。
- この問題は今後とも地区理事懇談会で検討してゆくのがよいと思う。  
最後に会長から、本日は自由討議ということで結論を出すことはしないが、次回総会までに

本日の意見をまとめるという方向で地区理事懇談会で慎重に検討したい。なお検討の段階で必要なら特別委員会を設けることも考えられるが次の総会でもう一度討論して一応の結論を出したい。したがって、各学長としても各大学内で検討願って地区理事懇談会の構成員に連絡していただき、地区理事懇談会である程度の成案が得られれば、あらかじめ各大学に連絡したい旨の発言があり、了承された。

なお、会長より、文書で提案のあった林学長への報告の方法について諮られ、種々意見の交換があったが、結局本日の模様を国大協としてまた会長として答えられることはせず、仮に答えるにしても、会長個人としてお知らせすることで了承された。

#### 10. 琉球大学の教員組織の充実について

池原琉球大学長から、1972年には沖縄の本土への復帰が実現することとなり、その際琉球大学は国立大学にということ準備を進めている。しかし、従来教員は、沖縄在住の者でなければ任用できなかった関係もあり、適任者を得ることが困難であったが、今回この制限が撤廃されたので、全国から教員を招いて教員組織を強化したい。待遇や専攻分野等の細部については、資料ができれば各大学にお送りしたいがその際にはご協力をお願いしたい旨の依頼があった

#### 11. 大学改革の問題について

会長から、各大学で改革が進められているが改革の進め方、内容等について情報交換、意見開陳をお願いしたい。そして各大学の改革に対し、国立大学協会としてどのように対処してゆくか、さらに中央教育審議会でも来年3月に最終答申が出され、また第27特別委員会を設けてその実行方法を検討するというのである。それに対してどのように対応したらよい

か意見交換を願いたい旨の提案があり、次のような意見の交換があった。

○ 学生会館や学寮ができて、文部省のいわゆる〇管規程の方向では学生は承知しない。一方、文部省ではあの規程は解消するといったことがあったが、その後なにも連絡がない。大学としては学生会館等をどのように運営したらよいか。

○ 第3常置委員会では現在学寮規則の問題も含めて学寮問題に関して各大学の意見を求めそれを整理して今後の討議資料を作っている

○ 一橋大学では、寮についての話し合いを40数回にわたって開き、学寮規則を作った。ここでの主な問題点は、経費の負担区分であったが、この問題は「学長の定める金額」ということで現行の実態を踏襲して一応おさまった。なお入退寮については、名簿を作って行なっているが、対内的、対外的にもこの規則で運営している。

○ 文部省の〇管規程は、一つの例を示したものであるということであるが、経費の負担区分についても根拠薄弱で、文部省にもただし返事がなかった。このように根拠も明確でないものは撤回してもらおう、第3常置委員会で努力してほしい。

○ 東京大学で、入学試験の改善に関する答申が提出されたが、その審議の過程でいわゆる内申書を東大独自の方法で要求したが、高校側から反対されたということであるがどうか

○ 答申の内容については、第2常置委員会とも懇談したが、簡単に披露すると、①第一次試験は資格試験の性格をもたせ、5教科(国語、数学、外国語、理科、社会)にわたって試験を行ない、第二次試験は適性試験として4教科(文科系で国語、数学、外国語、社会。

理科系で国語、数学、外国語、理科)の試験を行なう。②第二次試験は論述式を中心とする。③入試問題を平易にする。ということである。なお本答申には補足提案があって、そこで内申書、統一テストの問題が書かれているので、東京大学では内申書についての追跡調査をすることになっている。たしかに検討の段階では東大独自の方式も検討したが、最終的には上述のようになった。また統一テストについては、高校が主体となって行ない大学への推薦という形で行なうことを考えている。

- 東京大学の入学試験の改善に関する答申の中には、統一テスト等の問題もあるが、入試の改善は一大学のみによっては行なえないような点が多い。このような問題は大学間の協力関係の強化によって改善してゆく必要がある旨の記載があるので、第2常置委員会でも審議したいと考えている。
- 秋田大学医学部では、少数の教官で入試を行なわなければならないということもあり、まず収容できる限度まで内申書で選考せざるを得ない。これはやむなくとった措置であるが、他大学でこのような意味に内申書を用いている例があれば、どのような方法をとっているか教えてほしい。東大案での統一テストでも行なわれるようになれば、これによって選抜することも考えられるので、具体的に実現するため努力してほしい。
- 内申書を入学試験に用いることは、一長一短があるのでその取扱いについては、第2常置委員会で検討中である。
- 選抜に内申書を用いるために高校の状態について検討された資料等あれば教えてほしい
- 現在、各大学とも改革問題は一応の準備を終わり、本格的検討の段階に入っていると思

うが、職員の問題をどのように考えているか

- 東京大学では、学生、職員も加えた大学改革委員会を作るということであるが、さしあたっては教官だけによる改革委員会(教官)を発足させて検討している。大学改革委員会の考え方としては、各グループ別に改革委員会を作って協議方式で進めてゆきたいということである。職員の問題は、教職員組合と大学改革委員会の設置、権限について話し合った結果は、「組合とも協議する」という方針で、組合が職員を代表するものでないという立場をとっている。その理由は、組合に教授会構成員も加わっており、そのうえ組合への加入者は、全職員の3割弱ということであるが、協議はどのグループともする方針である。問題は、改革後の職員の地位の問題であるが、それぞれの資格において参加するという考え方と、大学構成員として大学社会の一員であるという二つの考え方に分れている。
- 福島大学では、学生参加、職員参加の問題は、学長選挙の点で一般に提示するまでになっている。その方法としては、第一次候補者推薦は教官のみによって行ない、その候補者について学生、職員の不信任投票をし、欠格者を除外して教官のみで最終候補者を投票し決定するという方法である。なおこの方法が教育公務員特例法に抵触するか否かについて検討中であるが、国立大学協会として判断があれば伺いたい。
- その案が確定し、実施されるのはいつ頃か
- まだ正式に学生諸君に提示していない。その理由は、教授会の原案として最終的なものでないということと、今度の提示方法いかんにより紛争が再燃することも考えられるので方法、時期については慎重に行ないたいとい

うことである。

- 学長の選考に関して拒否権を学生に与えるという案がかなりあるが、その根拠は何か。
- 学長は、学生、職員、教官を統督する最高責任者である。その最高責任者については、全構成員の意思を反映させることが適当であるという考え方である。一部には、学生、職員が学長について信任的な措置を講ずることは適切でなく、学長の実績をみてリコールするというほうが実際に即した方法ではないかとの意見もある。
- 一橋大学は、20年余の経験をもっている。その方法は、職員は各教授会に分属してそれぞれ3名の候補者を推薦する。推薦された者について全学の拒否投票をし、3分の2以上の得票があった場合には、欠格者として候補者から除き、そのうえで教官（助手以上）および職員（一定の役付職員以上）の過半数の得票者が学長になるという方式をとっている。その考え方は、大学は教官、職員、学生の三者によって構成されており、それらの各グループはそれぞれ自治の権能をもっている。学長はその三者を統轄するものであるから、三者で選任するのが妥当であるとの立場をとっている。なお職員組合には全職員の6割程度が加入しているので、現在、職員との連絡の窓口は職員組合になっているが、職員の意向を反映させる方法として職員会議の構想もある。学生部長についても同様に考えている。したがって今後もそのような方向で進むことで検討しており、職員組合との確認書では、拒否投票の結果を公表することを確認している。学生の拒否投票は、現在のところ学長候補を制限するときの方法として考えている。
- 学生に拒否権を与えることが、はたして適

任者を選ぶことになるか。各大学とも自治会は執行部が実権をもっており、そのことに伴う弊害が大きいのと思うがどうか。

- 千葉大学では、改革準備委員会は必ずしも軌道にのっていないが、全学部の教官会議を作り、そこで教官の意思が集約されつつある。そこでは学長選挙に関しての学生参加が問題となり、種々の例を参考にしたが、教官だけで決めることには無理があるので、学生の意向を調査した。その結果はほとんど回答が出なかった。一方、職員からは全体の組織から、学生が参加する場合には職員も必ず参加させよという強い意見があった。そこで各学部の代表者会議からは、助手だけは学長選挙に参加を認めるが、学生の参加は時期尚早であるという結論が6月の評議会に提出され、評議会もこれを了承した。その理由は、学生が学長を選ぶだけの十分な知識がないということ、学生に除籍権、信任投票等を与えるためには、全体の意思を反映できる機関がないということである。
- 一橋大学は規模も小さく、かつ、全教官が前期課程に出向している関係で、教官を知らない学生はいない。
- 神戸大学は、学長の選考は協議会が主体的に行なうが、協議会は学長選考のために学生、職員を含めた予備選挙を二度にわたって行なう。その結果に基づいて助手を含めた教官が最終的に投票を行なうが、協議会は予備選挙に対する審査権をもっている。そうなった理由は、以前は講師以上に選挙権を与えていたが、投票率が悪く、少数の意思で学長が選任されていた。そこでこれを是正するため学長や職員の意見をききたいということで意見交換を続けていたが、紛争が起って学生が

参加できないため、現在は中断している。しかし、紛争処理の一方法として改革準備委員会を設け、学長の選考方法についても検討していたが、成案を得たので全学生、職員にも提示して意見を求めたところ、学生は総意を反映する組織がないので、それぞれのグループから意見を提出してきた。それらの諸意見を検討した結果、全学投票に付したところ、教職員からは約5割、学生からは約2割の回答があった。それに基づき、6月11日の評議会で規程および細則を制定した。ここで職員、学生の意思を反映させるという趣旨は、学長は全学の代表者であるということからである。

- 前回総会で「各大学における大学の改革問題についての申し合わせ」を行なったが、中央教育審議会の中間報告に対する国立大学協会の態度をどのようにまとめてゆくのか伺いたい。
- この問題は、現在大学運営協議会の研究部会で検討しているので、学長の選考方法も含めてそこで検討願いたい。また、この申し合わせができたが、文書で報告される大学はほとんどないので、学長選挙規程等ができたときは、この線にそって事務局あてに送ってほしい。
- 以上の問題のほかにも、大学が協力して処理してゆかなければならないものは多い。意見の一致のみられるような事項については、積極的に改革を進める必要がある。したがって、国立大学協会のあり方ももう少しつっこんでゆくことが必要である。
- 国立大学協会としては、無理に意見を統一するというような運営はせず、ある巾の中で考えてゆき、意見の一致するような事項は、必要に応じて理事会等でも検討してゆくよう

な運営がよい。

- 一般教育課程のマスプロ教育には困っている。現在、一般教育課程では教官1人当り学生28人の率であり、北海道地区の大学でも平均すると教官1人当り学生24人ということである。従来も一般教育特別委員会や教養課程に関する特別委員会で、種々検討願って報告書を提出されたが、それでもこの問題は解決されていない。外国の例等も調べて、満足な講義のできる教官と学生の比率を研究してみたところ、教官1人当り学生6～8名程度が妥当であるということであるので、一般教育担当の教官、特に助手の増員について早急に検討願って要求等の措置を講じてほしい。

- 一般教育課程の問題だけでなく、不完全講座も含めて検討願いたい。

最後に会長から、この問題は広汎にわたるので本日議論を尽すことはできないと思うが、明日の常置委員会等の報告に関連しても議論願いたいさらに学長会議の折にも、希望や意見を出してほしい旨の発言があり、了承された。

## 12. その他

会長から、教養課程に関する特別委員会委員長が空席になっていたのを、委員会で互選願った結果、岐阜大学の今西学長が委員長に選任された旨の報告があった。

## (4) 第46回總會議事要録

(第二日)

日時 昭和45年6月27日(土)午後1時  
場所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学長

(午前中(10時—正午)各常置委員会開催)

## 1. 各委員会委員長報告について

### (1) 第2常置委員会 秋月委員長

先般来、入学試験の方法について検討してきたが、1・2期校に関するアンケートの結果では、国立大学の入試を一斉に行なうべしとする大学が16大学、1・2期の制度は存続させるが、現行の方法は考え直すべきであるとする大学が43大学、だいたい現状でよいとする大学が12大学であったので、第2常置委員会としては1・2期の方法を考え直すという方向で検討したい。例えば現在、法学部は2期校にはなく、医学部は1期に集中している等矛盾があるので、受験生に2度受験の機会を与えるという趣旨からも、第2常置委員会としてこれの編成案を考えて次回の総会に提示したい。特にこの問題は、検討を開始してから日時も経過しているので、今日までの経過をまとめて各大学に送付したい。また統一テストについては、2期校は日時の関係で第一次試験を実施することができないという実情から、ほとんどの大学が賛成であった。したがって統一テストは、全国一斉に行なうことが望ましいが、それが不可能な場合には地区別に実施することも考えられる。しかし具体的には、入試の代替としてどのように用いるかは、今後の研究課題である。

以上の報告に対して内申書の追跡調査の結果、内申書使用に伴う高校格差の問題、1・2期校の問題についての成案の取扱い方法、1・2期校問題の出た背景、入試の結果と内申書の関係等の問題について意見の交換、質疑応答があった。

### (2) 第1常置委員会 中川委員長

第1常置委員会としては、昭和42年3月に常置委員会の担当事項の変更があった際、学制、学科・講座制、講師・助手制度等の問題が加わ

った。そこで中央教育審議会の「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告)」について一般的に話し合い、それに対する意見の表明方法等についても検討したが、一応国立大学協会としての見解をまとめたうえ各大学の意見をきくということとなった。その他に、大学院問題を検討中で、現在各大学にお願いしたアンケートを整理中である。

### (3) 第3常置委員会

井上委員長代細谷委員

第3常置委員会は、従来「卒業予定者就職推薦時期に関する申し合わせ」(会報第48号48頁)の問題を検討していたが、一応の結論を得た。

5月26日、今後の問題について討議したが、さしあたって学寮問題をとり上げることとなり理事会の了解のもとに各大学における学寮問題に関する意見を求めている。その結果、現在までに22大学から回答をいただいている。その内容をいま披露するまでには、整理していないが学寮の炊事人を公務員化すべきであるとの意見が強い。

一方、文化系サークル部室については、一応の結論を得たので、今後は体育系のサークル部室について検討を進めたい。他に学生会館の問題については第4、第6常置委員会等関連の委員会とも協議して検討してゆきたい。

以上の報告に対して学寮に対する考え方、文部省の学寮管理規則案の問題に関連して意見の開陳があった。

### (4) 第4常置委員会 柳川委員長

第4常置委員会で、研究・教育の場における災害・事故の対策に関するアンケートを行なったところ、ほとんどの大学から回答をいただき改めてこの問題の重要性を認識した。しかし、集計表はあくまで今後の検討のための素材とし



て整理したもので、交通事故やアルバイト中の傷害を含むか否か、病気を含めると一般の健康保険との差異等検討の余地がある。一方、スポーツ関係の団体でも同様の傷害対策を考えているようであるが、いずれにしても早い時期に解決したい。

学寮、食堂、学生会館等の問題は、第3常置委員会とも相談して処理してゆきたい。

また、大学職員・学生の厚生施設として、山の家とか海の家のようなものを国立大学共通の施設として考えたい。

保健管理センターと育英奨学金に関する要望書は、例年提出してきたが、この二つの要望書の提出について総会の了承が得られれば、本年も適当な時期に提出したい。特に本年は、保健管理センターは30大学に設置された関係もありその充実方を含めて要望したい。

以上の報告に対して、保健管理センターの所長人事の問題、同センターの経常経費の問題、教職員の宿舎、外国人教師の宿舎の問題について意見の開陳があった。

なお会長から、教職員の厚生施設の問題については、従来検討の場がなかったが、宿舎の問題、宿日直制度等を含めて「教職員の厚生等に関する特別委員会」（仮称）を設けて（第4、第6常置委員会とも連絡をとりながら）はいかがかとの提案があり、了承され、第4常置委員会提案の保健管理センターの設置促進と整備についておよび育英奨学金に関する要望書についても、その提出が了承された。

#### （5）第5常置委員会 後藤委員長

過去数年間、外国人留学生と大学間の協力の問題を検討してきた。

留学生問題については、東京外国語大学に日本語学校が設けられたので、その経過措置につ

いて文部省側から説明をきいた。なお、国費外国人留学生の給与は劣悪であるので、この改善方の要望書を提出したい。

大学間の協力の問題として、昨年秋以来、共同利用施設としての文献センターの利用状況等について検討してきたが、一般に周知されてないこともあって利用率が低い。そこでこの利用方法等について今後は教官層に周知徹底させるよう努力したい。なお委員会としては、文献センター設置および利用の促進、教官の交換・交流の問題、単位の互換性の問題等があるが、特に教官の交換・交流の問題としては、今日的なものとして非常勤講師の手当・旅費の増額の問題について早急に要望したい。なおこの問題は、予算に関係するので、第6常置委員会と十分連絡して齟齬のないよう処理したい。

以上の説明に対し、国費留学生の採用方法について意見の開陳があったのち、国費留学生の給与改善および非常勤講師の手当・旅費の増額の要望書は、その趣旨および提出について了承された。

#### （6）第6常置委員会 近藤委員長

- ① 予算概算の編成方針に国立大学協会の意見をできるだけ反映させるべきであるということと格段の努力をしたい。本年は、その趣旨にそって予算概算編成前に国立大学協会の意見を反映させるため、昭和46年度予算概算の基本方針の作成に参画した。今後はこれを実質的なものとして運営してゆきたい。
- ② 教官の待遇改善については、協議会設置を実現したい。本年度は、初等中等学校教員の待遇改善のための準備予算がついたので、それとの関連についてもよく調査してみたい。
- ③ 第5常置委員会から、非常勤講師の手当・旅費の増額に関する要望事項もあったが、こ

のような問題は、今後ともそれぞれ担当の委員会では処理願う方が効果的であると思うが、相互の連絡は十分とりたい。

- ④ 昭和46年度予算概算に関する要望書は、例年どおり9月末か10月初めまでにとりまとめて提出したいので、各地区での要望事項、意見等があれば事務局にお知らせ願いたい。

以上の説明ののち、昭和46年度予算概算の要望書の提出について了承された。

#### (7) 第7常置委員会 鎌田委員長

3月2日以来、小委員会を設けて教員養成の問題について要点を整理して、教員養成制度についての中間報告案をまとめた。この整理の方針は教員養成の問題も広く大学改革の一環としてとり上げるべきであるという趣旨から、①高等教育(大学)の改革と教育系大学・学部の位置づけ。②教員免許制度のあり方。③附属学校のあり方を再考し、卒業後の教育実地研究を高めること。④教員の全国的交流を行なうこと。⑤科学技術の進歩に伴い、教員の研修制度を確立すること。⑥高等学校教員の養成。⑦幼稚園教員の養成を行なうことの7項目を主眼として述べた。

この中間報告案が了承されれば、各大学にアンケートして意見をきいたうえ更に検討し、9月末頃までにまとめた。

なお第7常置委員会は、教員養成学部をもつ大学のみで構成されているが、委員構成も他の分野の大学からも加えられるよう考えられた。しかし現委員は、任期が来年6月までであるので、とりあえず教員委員1名と専門委員の増員をお願いしたい。

以上の報告に対して、教員研修の方法、小学校の高学年担任教員の教科担当方法について意見の開陳があったのち、教員養成制度について

の中間報告に対する各大学からの意見聴取方法については開放性の上から、教員養成系統の大学以外の一般の大学の意見も反映されるようとの要望もあり、了承された。

#### (8) 研究所特別委員会 本川委員長

昨今、各大学で紛争が起こり大学改革が論じられているが、その一環として大学附置の研究所をどうするか考えたい。その方向としては、附置研究所と共同利用研究所は成り立ちも目的も異なり、運営方法も違うが、将来は附置研究所も共同利用の方向で検討したい。

#### (9) 図書館特別委員会 波多野委員長

2月15日の理事会に、「大学の研究・教育にたいする図書館の在り方とその改革について」の中間報告案を提出し、各大学の意見を求めた。それに対し60数大学から回答があった。それらの回答に基づいて中間報告案を全面的に改訂したものが第一次報告である。その内容は、①附属図書館の地位の安定を計ること。②学習図書館と教養図書館の性格を加えることと、中央図書館と部局図書館および中央の図書と部局の図書を総合的に管理すること。③専門職として司書職制度を確立すること。④図書館における情報処理を機械化すること。⑤自習室、自由閲覧室を強化する方向で建築と設備を考えるとすることである。

なおこの第一次報告の取扱いについては、次の2点について総会の了解を得たい。

- ① 字句、様式、表題については多少修正したいが、ほとんどの大学が趣旨に賛意を表されたので第一次報告として認めてほしい。
- ② 予算編成等の面で有利であるので、特別委員会の名で出すよりも国立大学協会の名で発表することを認めてほしい。

以上の報告に対して、第一次報告として国立

大学協会の名で公表することが、了承された。

#### (10) 医学教育特別委員会 清水委員長

今後の問題として、大学という機構の中での医学部または医学教育のあり方について大局的に検討したい。現在種々の機関で医学教育の改善案が出ているが、密接な関係をもって来るので、先ずそれらの資料を収集、整理してゆくこと。特に診療問題については、文教行政とどのようにかみ合はせてゆくか、という方向で検討したい。なお、その方向で進めていくために専門委員に適任者を増員して審議を能率的に行ないたい。

以上の報告に対して、医学部開設の問題とも関連し、結論の出る時期を急いでほしいこと、大学病院と医師養成の問題、厚生行政の問題等について意見の交換があった。

#### (11) 教養課程に関する特別委員会

今西委員長

本委員会は、「大学における一般教育の改善について」の報告を出したのち、休会していたが、今般一般教育担当の教官不足の問題を中心に検討することとなった。各大学とも一般教育課程に弱点のあることは事実で、実効のある方向に進みたいのでよろしくご協力願いたい。しかし、すでに昭和46年度概算の方針は決っているので、来年度概算編成に向って働きかけたい。とりあえずは一般教育課程の理想像に現実の問題をいかに取り込むかを考えて、次回の総会までに要望書を提出したいと考える。

以上の報告に対し、学科目制、教官欠員の現状と一般教育担当教官増の関係、事務職員の増加等について意見の交換があり、教養部長会議等で提出された要望書も参考にもらい受け検討することとした。

## 2. その他

(1) 会長から、中央教育審議会第25特別委員会の「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」に対して、来たる7月16日公聴会を開く旨の案内がきているが、国立大学協会としてどのように対処するか諮られ、種々意見の交換があったのち、初等中等教育の問題ではあるが、教員養成との関係、小学校から大学までの教育の一貫性の問題、文教政策としての初等中等教育のあり方等大学にも関係ある問題なので、国立大学協会として会長、副会長のうち1名と波多野お茶の水女子大学長が出席することとした。

(2) 次回は、11月24日に理事会を、11月25、26の両日に総会を開き、11月27日に事務連絡会議を開催する。

(3) 本日5時からの記者会見には、会長、両副会長、第6常置委員会委員長、第7常置委員会委員長および図書館特別委員会委員長が出席することとなった。

## (5) 第13回事務連絡会議議事要録

日時 昭和45年6月30日(火)午前10時

場所 国立教育会館6階大会議室

出席者 各国立大学事務局長

初めに、会長代理として出席された和達副会長より開会の挨拶があり、続いて丁子主事から国大協の鶴田事務局長が病気のため欠席した旨の報告があった後、本日の会議の議長を選出することを提案され、藤吉東京大学事務局長が選ばれ、同局長司会の下に開会された。最初に、次のとおり新幹事(地区代表)の紹介があった  
関東甲信越地区代表 真明俱雄(東工大)

旧 藤野 正(東京医歯大)  
中国・四国地区代表 伊藤政雄(広島大)

旧 広瀬喜三郎(岡山大)

続いて、二宮主事から、会議資料の説明がありついで丁子主事より6月26、27の両日開催された第46回総会の会務報告および協議事項について、次のとおり報告があった。

## I 会務報告

丁子主事より、次のとおり前総会以後の会務について報告があった。

1. 前総会以降における学長の交替について  
会議資料4に記載してあるとおり交替学長の紹介があった。

### 2. 理事、委員長の交替について

学長の交替によって、理事は東京芸術大学が福井学長に、福井大学が山崎学長事務取扱に、京都大学が前田学長に、香川大学が倉田学長に交替された。また、委員会委員長については、第1常置委員長が中川金沢大学長に、教養課程に関する特別委員会の委員長が今西岐阜大学長に交替された。

### 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

#### (1) 要望書の提出について

a) 「大学における一般教育と教養課程の改善について」および「一般教育に関連のある設置基準の改訂に関する要望書」は11月25日文部大臣に提出した。なお、その際第1常置委員会の「大学院制度の改善について(第1次中間報告)」については、中教審等の関係もあり総会の意向どおり文部事務次官に手交した。

b) 昭和45年度予算査定の段階において、文部省とも協議し、「昭和45年度予算に関する重点事項」を作成し、1月20日大蔵事務

次官に面談、各項目につき説明し、その際定員問題についても配慮方を要望した。

c) 「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」およびこれについての要望書については、その後一部に修正を加え、3月3日文部大臣あて提出した。

d) 教官の待遇改善に関する要望書(資料5)は、6月1日に文部大臣、6月2日に大蔵事務次官、人事院総裁にそれぞれ面談の上要望した旨報告があった。

e) 2月26日中教審第26特別委員会より国公立大学団体に対し、同委員会に出席し、試案に対する意見を求められたが、そのいきさつならびに当日の状況については、さきに書面をもって各大学あてに報告した。また、同試案に対する各大学の意見は、今日までに49大学から送付されたので、国大協ではこれらの意見をまとめ、冊子として各大学へ検討資料として送付するとともに、特に文部大臣ならびに中教審会長にも送付した。なお、この資料送付の際には、当協会の各研究部会で検討した「試案の問題点」(未定稿)を添付した。

#### (2) 「大学の改革についての申し合わせ」について

前総会の際、申し合わせた「各大学における大学の改革についての申し合わせ」については、その趣旨の徹底をはかり、さらに協力を依頼するため、会長の提案趣旨ならびに説明の要旨および質疑応答の要旨を添付し、これを各大学へ送付した。(資料6)なお、7月16日に行なわれる中教審の第25特別委員会で、国大協側の意見をききたいと申し越しがあったので、会長と副会長のうち1名と波多野お茶の水女子大学長が出席することとし

た。

③大学問題研究部会中間報告の公表について

大学の改革問題の調査研究については、前総会后、各研究部会ならびに学生問題に関する合同研究部会で、研究部会の「中間報告」としてまとめ、これを各大学に送付するとともに、2月25日一般に公表し、同時に文部大臣、中教審会長にも参考のため送付した。

④卒業予定者就職推せん選考開始時期について

このことについては、例年のとおり、公私立各大学団体と協議を重ね、昭和45年度卒業予定者についても、従来どおりの線を守ることとして申し合わせを行なったが、本年は特に、各大学団体と日経連、文部省も加わり、このことの推進をはかるため、就職問題懇談会の名をもって共同の意見表明を行なった旨報告され、追認された。(資料7)

⑤国立大学協会の会議出席委員旅費支給、会費増額および昭和45年度予算について

このことについては、2月15日、3月27日の理事会において審議の上承認され、今回の総会において追認された。(資料8)

⑥特別会計制度協議会について

2月7日小委員会を開いて、昭和45年度予算について文部当局より説明をきいたが、その際、さきに国大協から「昭和45年度予算に関する重点事項」として文部省へ要望した事項との関連について詳細な報告があったのでその議事要録を参考のため各大学へ送った。

なお、5月11日第12回特別会計制度協議会を開いて、昭和46年度予算編成方針について協議し、文部省側と意見の交換を行ない、さらにこれに関連して「運営方針」を別紙(C資料の項参照)(資料9)のとおり変更した。

⑦その他の事項報告

- a) 資料10によって第45回総会より今総会前までに行なわれた諸会合(理事会、各常置委員会、各特別委員会等)について報告説明があった。
- b) 資料10によって、要望書その他の諸活動について概略報告があった。
- c) 会報の発行報告(第47号、第48号)

II 協議事項の報告

1. 国立大学協会のあり方について(資料17, 18, 19)

このことについては、前総会においても論議されたが、その後の理事会において、新しい別個の問題として数回にわたりこの問題について討議し、その結果、5月30日に地区理事懇談会を開いて懇談を重ねた結果、改めて今回の総会の議題としてとりあげることとなり、総会で種々意見の交換を行ない、討議されたが、結論的な意見はなく、次の総会まで持ち越し、継続審議することとなった。

2. 大学改革の問題について

この問題については、国大協としては昨年7月以来検討を続けており、また前総会においては、「大学問題の改革についての申し合わせ」を行なったが、今後この申し合わせの趣旨を如何に進めていくか等について自由討議の形で各大学の情報の交換や意見の交換を行なった。

3. 昭和44年度追加予算について

資料11によって総会に報告説明し、異議なく追認された。

4. 昭和44年度決算について

資料12(国立大学協会歳入歳出決算)によって総会に報告説明し、承認された。

5. 学長以外の委員に会議出席旅費を支給することについて(昭和45.3.27理事会決定)

資料13（学長以外の委員の会議出席旅費支給基準）によって総会に報告説明し、異議なく追認された。

**6. 「国立大学協会会費の基準」の改正について（昭和45.3.27 理事会決定）**

本協会会費基準を、資料14のとおり改正し、本年4月1日から適用することを総会に提出し追認された。

**7. 昭和45年度予算案について（昭和45.3.27 理事会承認）**

資料17によって説明し、今回の総会で、異議なく追認された。

以上 3. 4. 7. については中川主事より説明報告があった。

**8. 国立大学協会会則の一部改正について**

特別の必要がある場合には、各種委員会等に元教員を臨時委員または臨時専門委員として委嘱し得るよう会則の一部を、資料16のとおり改正案を提出、承認された。

**9. 教職員の厚生問題について**

現状では、教職員についての厚生・福祉施設が極めて貧弱であり、かつ何等の基準もないが国大協としてこの問題を取りあげて検討してほしいとの提案があり、討議の結果、新らしく特別委員会を設けることとした。

**10. 琉球大学からの協力の依頼について**

オブザーバーとして出席された琉球大学長より、沖縄復帰の場合は、現在の琉球大学を国立にして貰う予定であるが、その場合、優秀な教官陣の大幅な増強が必至であるので、協力を願いたいと申し出があり、協力することを了承した。

以上で、国大協からの総会報告は一応終り、質疑に移ったが、とりあげられた主なる事項は

① 目下調査している学寮問題の結論は、いつ

頃まとまるか。

（秋の総会までには出る見込）

② 学生の災害対策の結論はいつ頃になるか。

（目下検討中の段階で、種々難しい問題もあり、はっきりした方針が立つ時期は今のところ未確定）

③ 総会公開問題は、結論が出たか。

（現在でも、各常置委員会、特別委員会等に延約80人程度の学長以外の教官等が委員若しくは専門委員として参加しているので、問題となっている公開の問題は、これらの委員の選出方法に工夫を考えればある程度目的は達成できるのでないか等の意見もあったが、次の総会まで保留することとし審議を継続することとなった。）

④ 国大協より種々アンケート等による調査があるが、調査期間の余裕がなく困るので、1、2ヶ月位の余裕をほしい。

以上で、午前の会議を閉じ、午後1時再開。

○ 文部省連絡事項

文部省側出席者

村山大学学術局長、菅野教育施設部長、須田庶務課長、吉田大学課長、柏木計画課長  
外関係官3名

初めに、村山大学学術局長より挨拶があり、昨日（6月29日）行なわれた、各国立大学長会議の際に、文部大臣より ①大学改革の動きについての全般的状況、②今後の改革の見とおしについて所見を述べられ、中教審、学術審議会、国大協等それぞれの立場によって考え方は多少は異なるが、大筋においてはそんなにへだたりはないようだ。制度の改革も勿論大事なことは違いないが、その前に現行制度で出来るものと出来ないものがあるので、先ず出来るものから改善をしていくべきであると述べられた旨

報告があり、続いて学長会議の席上とりあげられた主なる事項は、次のようなことであった旨報告された。

- 一般教育の基準の改正について
- 入学者選抜方法の改善について
- 入試の1・2期制の問題
- 国連大学の構想について
- 東京教育大学の筑波移転の問題
- 大学紛争の推移と今後の動向
- 教員養成制度の問題
- 医学部関係の諸問題
- その他（概算要求の問題、日本語学校、在外研究員、受託研究（経理の厳正）、体育学の強化問題など）

（連絡事項 その他質疑応答）

- (1) 学長、学部長の選挙資格については、文部省としてどのように考えているかとの質問があったが、これに対し、文部省では「仲間」の範囲で選挙されるのがよい。それ以外の者の参加は好ましくないと考えているとのことであった。
- (2) 学長代行の給与について  
正式の学長が決定しないで、学長代行をおいた場合、その給与を特別に考慮することはできないかとの質問に対し、文部省としては正式に学長をきめるのが正常であるから一日も早く正式決定して貰いたい。従って考慮はしていないとのことであった。
- (3) 選挙参加の範囲は、今後各大学でかなり拡大されるような傾向にあるが、文部省としてはどう考えるかとの質問があり、これに対し文部省としてはできるだけ押えたい方向である。また、予備選挙的なものに学生や職員を加えることはどうかとの質問もあったが、各大学によってそれぞれ事情も違うので、この

場合はかくあるべきだとするようなことは無理で、結局ケース・バイ・ケースとならざるを得ないであろうとのことであった。

- (4) 「教育公務員特例法」は、一般職にくらべ教官に対して過保護の感があるようだが、この点を改める必要がないかとの質問があったが、大学改革案が実施することになれば、この点も考慮する必要はあろうということであった。

（村山局長退席）

- (5) 施設関係について

教育施設部長より、施設関係の増額要求事項については、近く大蔵省と折しょうの予定であるが、大学側から要望のある施設基準の引上げは、目下のところ、教員数、学生数等を基にして検討中であって、来年度からの引上げは見込が薄いと報告があった。

- (6) 教官の給与問題について

国大協として要望した、上記の問題についての見込はどうかとの質問があり、これに対し、文部省側からは、大体において国大協側の要望をとり入れていきたいと考え、調査会ないし協議会をつくるように検討しているがその方法については目下人事課で検討している。人事院に対しては以上のような考え方で折衝中であるとの回答があった。なお、この給与改善に関連して、東京芸大より芸大の特殊性によって教官が60才以上になると昇給ストップさせるという制度は検討を要するとの意見があった。

- (7) 新聞による定員削減の記事について

一部の新聞の報道によると昭和47年以降においても定員削減の方針が、既にきまっているとあるが、真疑はどうかとの質問があったが、文部省側から昭和47年以降の定員計画は

正式には全く決まっていないとの説明があった。

- ⑧ 総会の際、教職員のための福利厚生施設を積極的に検討したいとの意見があったが、文部省としての考えはどうかとの質問があったが、今の段階では学生への配当額にふくみをもたせて割増する以外に方法も考えられないとのことであった。
- ⑨ 大学は、他の一般行政官庁と異なり、特殊事情があるので、定員を一般の枠外とするよう特に文部省人事課で努力してほしいとの要望があった。

以上で本日の会議終了（午後3時15分）

## (6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和45年5月23日（土）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 中川委員長

堀内、松田、宮島、藤岡、谷口、倉田

広田各委員

中川臨時委員

中川、成川各専門委員

中川委員長主宰の下に開会。

初めに、中川新委員長より、新任の挨拶があり、ついで、同委員長から、目下第1常置委員会で検討中の大学院制度改善問題は、従来から小塚前委員長が主宰して検討を続けてきた関係上、本日の委員会には特別にお招きしてご意見を伺いたいと考え、ご参席願ったと紹介され、了承された。

なお、特別な問題で現職の学長や教官でない者を委員会（常置委員会、特別委員会）に加わ

ってもらい必要がある場合、現在の国大協の会則には明記されていないが、先例もあるので、小塚前委員長にしばらくの間ご出席願うことといたしてよいかについて諮られた承された。なおこのことについては新しく規定を設け、臨時委員なり臨時専門委員なりにすることができるようにしたい旨委員長より意見が述べられた。

### 議事

1. 「大学院制度改善についての第1次中間報告」に対する各大学の意見の取扱いについて初めに、委員長より、本日は、予て標記の中間報告に対する各大学の意見を照会中のところ殆んど大部分の大学から、回答があったので、これらの意見をどう整理してまとめるか先ず最初の段階として内容を整理して、幾つかの主な項目にまとめ、その上でさらに検討するかそういうようなことから意見の交換を行なってほしいと述べられ、先ず、小塚前委員長より第1次中間報告のまとめのいきさつについて説明があって、討議の結果、次のように取り扱うこととした。

① 各大学よりの回答は、専門委員に整理分類をお願いすることとして、現在の専門委員だけでは負担が多すぎるので、増員することとし、新たに東京工大、東京教育大の2大学から1名づつさらにできれば埼玉大学の桑原教授を専門委員に加わっていただき、まとめにあたって貰うこととした。

なお、成川専門委員より辞任の申出があったが、当分の間留任していただくこととした

② 専門委員によってまとめられた報告草案を検討するため、専門委員の外に在京の委員を加え、小委員会をつくらせて検討する。（後で相談の結果小委員会には、小塚前委員長（陪席者として）と松田、宮島、藤岡（都合のつく



限り出席)各委員の方々をお願いすることとした。)

③ 秋の総会までに中間報告として一応の成案が得られるようにすること。

④ この問題は、初めは、現行制度の枠内における問題について検討することであったが、大学改革の問題が起り、それともらみ合わせて抜本的な在り方について検討することになったものであり、中間報告だけでとどめるべきものでなく、各大学の英知を結集したある程度積極的の意見を出すのが望ましいとの意見があり、今秋の総会後さらに検討の上必ずしも現行法規にとらわれず、将来はかくあるべきだというような積極的な報告にすることとする。

⑤ 集約の方法をどうするかについて相談したが、これについては次のような意見があった

a) 昨年4月大学院問題に関する第一次アンケートをとった際、宮崎大学長が分類した方式(会報第45号の79頁~84頁参照)にしてはどうか。

b) 上記の方法は体系的に意見をまとめるには易いが、最終的にこの分け方は検討の要がある。

c) 国大協としてまとめる場合は、上記の方法ではいつまでも中間報告的なものとなり結論的なものにならないおそれもある。

d) 学部別とか人文科学・社会科学とか科別に分類することも必要かと思う。

e) 宮崎案による分類と専門別の分類により出て来た問題点を整理する。その前に大体の問題について議論してもらうこととした。始めからポイントを出し過ぎると専門委員としてはやりにくいこともある。

以上のような意見があったが、このまとめ方

については、適当に専門委員の間で協議して決めることとした。

○ 小委員会開催日を次の通り決定した。

6月13日(土)午前10時30分

(国大協)

なお、今回の小委員会の開催通知は、特に専門委員の外各委員に出すことにした。ただし、委員のうち、松田、宮島、藤岡各委員の外は都合のつく方はなるべく出席願う程度にすることとした。

最後に、作業作業は、7月上旬頃泊り込みの予定で行なうこととした。

## (7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月27日(土)午前10時

場所 国立教育会館

出席者 中川委員長

堀内、黒沢、松田、福井、宮島、藤岡  
小野、山田、戸田、倉田、広田各委員

中川委員長主宰の下に開会。

議事に先立ち、事務局から小委員会議事要録(昭45.6.13)が朗読され、一部修正のうえ承認された。

委員長より、本日は特に用意している議題はないので本委員会の活動方針について自由討議を行ないたいと思うが、その前に従来の経緯を松田委員に報告願いたい旨が述べられた。

ついで松田委員より、次のとおり説明があった。

本委員会で大学院問題を取り上げたのは、相当古く、当初は設置基準等を検討し、昭和42年6月27日の総会には「大学院設置基準をめぐる

所見」の報告書を公表した。

この報告書に関しては昭43年7月に各大学あてに第一次アンケートを送って意見を調査した。しかし回答の集まりは紛争の影響で良くなかったが、各大学ではかなり検討を行なったようである。回答の結果は、大略①大学院制度が十分に活かされていないのでこの点を検討し、あるべき姿を求めていくべしとするものと、②現行の法令を改正しても、根本的に考え直すべきだとの二つに分れると思う。

その後、いわゆる「岡田試案」が公表され、この試案を各大学に送付した。これに対する反応は学部段階では賛成の声もあったが、意見の内容は多岐多様にわたったものであった。

大学院問題を今後検討するにあたり、アンケートの回答は、資料として有効なものであろうが、大学紛争の過程で出されたものは大学の真の意見が反映されたものであるかどうか、この点留意する必要があると思う。また、学部間との関係を切り離しては考えられないので、この点も留意の必要があろう。

ついで、今後の検討方針について自由討論が行なわれ次のような質疑応答があった。

- さきに中教審から高等教育に関する基本構想（中間報告）が公表され今後正式に答申が出された場合、文部省が法制化する段階には法の適用に相当な幅を持たせるよう、国大協として検討し要望することは必要である。またさきに大学運営協議会研究部会がまとめた大学問題に関する調査研究（中間報告）について、これを本委員会としてどう受けとめたらよいか、研究部会と常置委員会との関係などが問題となる。
- 研究部会には本委員会の意向を伝えてありメンバーも若干参加しているので研究部会が

すでに大学問題に関する調査研究（中間報告）を発表し、一応任務が終了した段階であるから、本委員会として特に問題にする必要はないと思う。

- 中間報告の全体的な性格は、第1研究部会において、一応現状を前提としているとみられるし、第2研究部会においては根本的改革を述べているようにみられるので両者の間には、相当の開きがある。国大協として一定の態度を打ち出すことはその立場上困難のように思える。この（中間報告）作成の趣旨は、各大学の参考に供するということであるが、この程度までという最低限までを国大協として統一する必要があると思う。ただし、大学においてこの（中間報告）の内容と違背し他大学にも影響をおよぼすような措置をとった場合には、国大協に報告させる等のことは必要かもしれない。
- 過去に大学管理法案めぐって国大協から「大学の管理運営に関する意見および中間報告書」を公表したが、これは文部省に対する大学側の決意を明らかにした重大意味合いを持つものであった。今回の「報告書」は大学の参考資料の意味を持つにすぎず、これにより中教審「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告）に対し、一定の見解を出すことは、国大協のあり方にふれるものであり困難である。
- 中教審が「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告）に基づいて、施策を答申してからでは批判しても遅すぎる。その施策が大学側の考え方とかけ離れたものとなると困るのでその前に歯止めとして、申し入れをすべきであり、さらに国大協としては、今後のために基本的に合意し得る共通の意見を用意

する必要がある。

- 国大協としては、さきの「大学の管理運営に関する意見および中間報告」の場合のように現行法制を前提した問題は、大筋では意見がまとまろうが、大学制度の根本的改革では統一した見解は困難である。しかし少なくとも中教審「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告）に盛られているように大学を数種類に分け格差を設けるなどは反対の立場で一致そうである。

- 期日を改めて本委員会を開催し、本日議論した問題を検討してはどうか。必要ならば中教審の委員を呼んで中教審の審議経過を説明してもらうことも考えてよいと思う。

以上の後、委員長から、本日午後の総会において本委員会として中教審「高等教育の改革に関する基本構想」（中間報告）について議論があり、これに対して意見を述べる必要があると思われるので、今後は中教審の答申に対して如何に対処するかを検討したい旨報告したいとの発言があり、了承された。

- 次回委員会

日時 7月23日 午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

## (8) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月27日(土) 午前10時

場所 国立教育会館第2会議室

出席者 秋月委員長

本川副会長

実方、松永、横田、長崎、続、森島

藤本、五嶋、菅(代)、片山)、飯島

熊谷、六反田(代)、岡)各委員

秋月委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回(4月27日)の議事要録を朗読し、一部修正のうえ承認し、議事に入った。

### 1. 入試改善の問題について

委員長より、大学入試改善に関し、前回本常置委員会で検討を行ない調査することになった1期・2期制に関するアンケートについて、今回各大学から回答があり、その集計結果では、本常置委員会がこれまで検討し、多数意見であった1期・2期の区別をなくし、全国一斉一回にする方向とは、逆の結果となり、現行の1期・2期の区別を考え直すという意見が多かった。本委員会としては再び振出しに戻り検討する必要がある、今後は思いきった改善をはかっていかなければならないであろう。一応、本委員会として再度検討し素案を得たうえで、入試期特別委員会にひきつぎたい旨が述べられた。

これについて、本川副会長より、入試期特別委員会でも、当初1期・2期を温存して理想的なかたちを作る方向で作業を行ってきたが、技術的に非常にむずかしい面が多く、結局、全国一斉がよい方法ではないかということになった経緯があり、今後検討するとしても、繰り返しになる恐れが多分にある旨の発言があった。

委員長から、1期・2期制を残し手直しする案については、従来から、渡辺私案等が出され検討してきたが、一部の大学から反対等があった実現せず、今後は、例えば東大が2期校になるといったような思いきった方向で検討してはどうかなどと述べられ、この問題について次のような意見の交換があった。

- ① 現在、2期校に多く問題があり、特に医学部

を持つ大学との調整で問題になっている。その他に法学部、薬学部をもつ大学が1期校に偏よっているので、その調整も必要であろう。

- ② 1期・2期の2回受験の機会を与えることについては、現実には入学した者に機会を2回与えている結果となり、入学したい者の機会を奪っていることになっている。したがって全国一斉一回の施行で問題がないのではないか。
- ③ 今回のアンケートの結果からみても、今回のアンケートの趣旨が各大学に徹底されていないのではなからうか。大学では各学部の意見を集約することとなり、大学内部での調整がむずかしい。また、国大協がこの問題について、どのように取り組んできたか、問題点は何かというインフォメーションが欠けていたのではなからうか。今後、各大学に趣旨を徹底させることが必要である。
- ④ 今後検討するとすれば思いきった改善策が必要であり、各大学も個々の利害を離れて全国的立場で考えてゆく必要があろう。その一つの方法として、東大と京大、岡山大と広島大長崎大と鹿児島大、金沢大と新潟大といった組み合わせ方式で1期・2期の交替を考えていったらどうだろうか。組み合わせ方式により一応行なった結果によっては、全国一斉一回がよいのではないか等一つの方向が生まれてくるのではないだろうか。

なお、この問題については、次回にひきつづき検討することとなった。

## 2. 調査書の問題について

肥田野専門委員から、今回東京大学において決定した入学試験の改善について、配付資料「入学試験の改善に関する答申」の説明、報告

があった。

委員長から、東大の入試改善によると、今回文部省から通知があった昭和46年度大学入学者選抜実施要項に盛られた調査書を入学者選抜の判定資料とするという方針によらず、調査書は実際の判定資料としては用いないとしているが本委員会としても現在まで、学校差の問題、成績記載についての問題等もあり、現状では重視しないという意見が多かったが、今後も検討する必要があるのではないかと述べられ、飯島委員から、広島大学では、昨年度の入試に入試成績に調査書の評点平均値を一定比率で加え、合格者に決定資料に使用し、入学後の学業成績との相関関係を現在調査しており、結果については今後の調査上の参考となりうると思えるので、後日委員に配付したい旨発言があった。

## 3. 統一テストの問題について

委員長から、東大の入試改善の中で述べられている統一テストについては、実施主体が高校側にあることに種々問題となる点が多いと思われる。今後は学校差の是正という意味で統一テストを考えていかなければならないと思う旨述べられ、ひきつづきこの問題について次のような意見の交換があった。

- ① 国立大学の第1次試験にかえて統一試験を行なったらどうか。また第1次試験を行なう大学だけで問題を作成し、統一問題で実施することは如何か。
- ② 統一テストは、全国立大学共同で行ない、実施本部を作って行なったらどうか。
- ③ 全国で行なうには規模が大きすぎるので、とりあえずブロック毎で行なってみてはどうか。

○ 次回は、7月28日(火)午前10時から開催することとした。

## (9) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和45年5月26日(火)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 井上委員長

松本, 細谷, 鐘ヶ江, 池田, 後藤, 砂  
崎, 山田, 葛西, 永松各委員  
綿貫, 総山, 倉石, 三島, 佐藤各専門  
委員

説明者

文部省 斉藤学生課長

井上委員長主宰の下に開会。

議事に先だち, 新たに委員になられた松本北見工業大学長と大阪大学山田朝治教授(教員委員)の紹介(山田委員は午後出席)があり, つづいて本日文部省より来席を願った斉藤学生課長(新任)の紹介があった。なお, 山田委員の選任事情については, 事務局より, 次のとおり説明があった。

① 常置委員会の教員委員は, 定員が2人であるが, 昨年6月以来, 委員として予定していた大阪大学の滝川教授が, 就任を辞退され, その後退官されたので, 1名欠員中であつたためこれを補充した。

② 本年4月28日理事会から推せんされた。

### I 報告事項

#### 1. 大学問題に関する調査研究の作成について

昨年9月17日の常置委員会の際の協議の趣旨に従い, 大学問題研究部会の中の学生問題に関する検討については, 「学生問題に関する合同研究部会」で検討することになり, 第3常置委員会よりは, 井上委員長のほか総山, 三島両専門委員が, これに加わつて協力された。

なお, 合同研究部会は, 本年2月各研究部会の「大学問題に関する調査研究」(中間報告)の「大学における学生」の章の作成を終り, これを公表した。

#### 2. 文化系サークル部室基準試案について

昨年11月25日の総会の際, この試案の報告をしたとき, その内容について一部修正意見があり, その処理を会長および委員長に一任されていたので, 12月10日小委員会を開いて協議し, そのあと委員長の意向により再度修正を行ない, 2月15日の理事会に諮つて了承された。よつてこの要望書を3月3日に横田東京商船大学長(協会役員)と鐘ヶ江東京外国語大学長が文部省へ持参, 実現方を要望した。

#### 3. 卒業予定者の就職推せん選考開始時期について

このことについて, 前年度は各大学に対し, 2回にわたりアンケートを行ない, また, 文部省のあつせんにより国公立各大学団体ならびに企業界の代表として日経連ともしばしば打合わせを行ない情報の交換を行なつてきた。

結局, 本年度の申し合わせについては, 会長ならびに委員長とも協議を願い, これを2月15日の理事会, 2月26日の第3常置委員会と在京理事会合同会議, さらに3月27日の理事会に諮つて, 本年度も申し合わせとしては従来どおりの線を守ることとしたが本年度はとくに大学団体と企業側ならびに文部省も加わつて, 趣旨推進のための共同の意見表明を行なうこととした。

以上のように, 配付資料と去る2月26日開催の第3常置委員会在京役員合同会議の議事要録を朗読の上, 共同声明(別紙会議資料1, 2)を発表するまでに至つたいきさつについて, 委員長, 事務局長, 丁子主事よりそれぞれ詳細な報告があつた。

なお、就職問題懇談会の意向では、本年度の就職推せん事務開始時期は7月1日一本としたいようであったが、この点は、工業教育協会と交渉をする必要があるので、今のところどうなるかその見込みははっきりしないとのことである。

続いて、この問題について討議が行なわれたが、主として次のような意見が述べられた。

- ① 声明書を出すことはよいが、実際的な効果は期待できない。統制はいくらしても守り切れないと思う。
- ② 期日の厳守が出来ないなら4月か5月に繰り下げてしまったらどうか。
- ③ 来年度は7月1日一本にまとめるよう働きかけるそうだが、工業教育協会との話し合いはつく見込みがあるか（簡単にはまとまらないと思う）
- ④ 守ることが無理な申し合わせならば、この問題はそれ程力を注ぐ必要もないのでないか
- ⑤ 就職が決った学生に、単位を簡単に与えて卒業させるようなことをしなければ、教育上のマイナスはある程度防げると思う。
- ⑥ 青田刈りの教育上に及ぼすマイナスの面を如何にして防ぐかを考えることが必要であるので、アメリカの大学のように単位をきびしくして卒業を容易にさせないようにしたい。
- ⑦ 効果がないようでも、ないよりはました。漸進的に行くほかはない。

以上のように、大部分の意見は厳守できるような名案はないが、全く無統制にしておくよりは、一応の規制をつくっておく方がよいとのこと、結局、従来どおりとするとも止むを得ないとして、今回公表された申し合わせと声明は了承された。

以上で午前の会議を閉じ、午後再開すること

とした。

(午後0時30分再開)

## II 本年度の審議事項について

初めに、委員長より、第3常置委員会として本年度特にとりあげて審議すべき問題点について諮られ次の事項がとりあげられた。

### 1. 学寮に関する問題(三島専門委員提案説明)

近年学園紛争の影響をうけて、学寮の意義と必要性を疑問視する意見も一部にあり、また、中教審の報告を見てもそのような感じがあるので、学寮の存続と今後の取扱いについて、根本的に再検討をする必要があると思う。本委員会においても、学寮問題の重要性にかんがみ、かねてから審議を進めてきたが、この問題を根本的に検討するためには、国立大学全体がこの問題についてどのような認識や意見をもっているかを明らかにし、その共通の基盤に立って将来の方向を探究する必要があると考え、別紙案のようなアンケートによって調査をしてはと考えた。なお、調査の目的は、各大学の意見を求めることであって、現状の調査ではないと特に説明があり、その様式についても意見を伺いたい旨述べられ、異議なく提案の趣旨が了承されて審議に入った。

主なる意見は次のようなものであった。

- (1) アンケートの内容は大体よいと思うが、回答の期限が6月15日では各大学で意見をまとめる関係上早すぎる。(このことは、6月27日午前の常置委員会で結果を報告する関係上一応15日とすることとした。)
- (2) 寄宿料の300円とか2,000円とかの表示は、単に金額だけを示さないで、できれば経費算定の原則を示してほしい。

なお、金額を示す場合は、細かい区別を示すことはなるべく避けて一括した金額で示し

てほしい。

- ③ 学寮の現状は、全寮制でなく極めて一部の者のみが入寮するので、その入寮者選定方法にも紛きゆうをひきおこす問題がある。
- ④ 「調査書」とすると現状の調査と誤解され易いから「意見調査」としたらどうか。
- ⑤ 「全寮制がよいかどうか（在寮期間に制限をおくか）」の項目を設問の2の④として加えるべきだ。
- ⑥ 調査書の最後の「記入上の注意」を初めの方へ移したい。
- ⑦ 調査書の「設問」の表現を変えて、回答はなるべく書き易いようにしてほしい。
- ⑧ 設問に
  - イ 学寮に教育的効果があるか否か
  - ロ 教育的効果をあげるには、どうすればよいか
  - ハ 厚生施設と考えた時はどうすればよいかの3項目を加えることはどうか。
- ⑨ 回答の場合、現在の文部省の方針を頭に入れて回答をするか（必ずしも考慮に入れる必要はなく各大学にまかせる）
- ⑩ 学寮は純然たる厚生施設と考えた方がよい。
- ⑪ 学寮はある程度人間形成の面にもプラスになる。調査の意味はプラスになるとかマイナスになるとかそんな意見をききたい。
- ⑫ 学寮の必要度は地方ほど高い。
- ⑬ 現在のような寮のあり方では、効果としてあげられるものはあまり無いようだ。教育的効果がないとすれば、むしろ寮はこの際、大学から離すことも考えてよいのではないか。  
(教育的効果はないとする意見が多かった)
- ⑭ 大学としての意見をまとめるのは困難である。大学としては現在あるものをどうしたら

よいかと悩んでいる状態で、無いならむしろ無い方がよい。

- ⑮ 現状だけを考えないで、学寮はかくあるべきだということをはっきりさせておくべきである。

以上のような意見があり、討議の結果、本日の意見を考慮の上、三島専門委員のもとで、アンケートの様式に多少の修正を加えて、委員長の了承を得て、来たる6月15日までに委員長宛回答をいただくよう各大学へアンケートを送ることとした。(後で回答期限を6月30日に変更した)

## 2. 学園祭、体育大会、医学連合会等の諸行事の運営について

総山専門委員より、各大学においては、この問題についてどう考えているか、今後この問題を本委員会できりあげてほしいと提案されたが本日は時間の関係上各大学の学園祭に対する考え方とか補助金の程度等について意見の交換を行なっただけであった。

## 3. 体育係サークル部室の新営について

三島専門委員より、文化係サークル部室の新営については、去る3月3日文部当局へ要望書(配付資料参照)を提出して実現方を申し出たが、今後は、体育係サークル部室についても考慮して貰うように委員会でも検討願いたい旨提案があった。

### ○ 次回委員会

日 時 6月27日(土) 午前10時  
場 所 教育会館

## (10) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和45年6月27日(土) 午前10時

場 所 教育会館 5 階第 3 会議室

出席者 細谷, 松本, 関, 鐘ヶ江, 池田, 後藤  
砂崎, 山田, 広橋, 葛西の各委員  
綿貫, 三島, 両専門委員

開会に先だち井上委員長が欠席のため細谷委員が委員長代理となることについて各委員了承した。

細谷委員長代理主宰の下に開会。

先ず二宮主事が, 前回議事要録を朗読し, 特に意見なく承認された。つづいて議事に入る前に, 細谷委員長代理からこのたびの学寮問題に関するアンケートを実施することについて事前に理事会の了解を得ておく必要があったと思われるので委員長にかわって過日の理事会で追認を受けた旨の補足説明があり審議に入った。

議 事

### 1. アンケートの中間集計について

三島専門委員からアンケート中間集計の内容について詳細にわたって説明が行なわれ, 集計のまとめ方について若干の質疑応答があったのうち, 各委員了承した。

なお, この間, 第 4 常置委員会から学寮問題に関して本日合同で審議してはどうかの申し入れがあったが討議の結果, 現在のところは未だ中間集計の段階でもあるから最終の結果につき第 3 常置委員会としての審議を終了してからにしたいとの意向が多く, 本日は一応見合わせることにした。

### 2. 総会における報告について

委員長代理から本日午後からの総会における報告に関してアンケートの中間集計の印刷物を総会の席上で全員に配布することの可否が諮られ, 次のような意見の交換ののち配布をしないで報告することとした。

○ 現在は22大学だけの中間集計であり, これを公表することは今後出す大学に暗示を与えることになり好ましくないので, 最終集計をまとめてからにする。

○ 炊事人の公務員化, 経費分担区分等の重要な問題点を採り上げて具体的な検討した結果を報告することで了解を得る。

○ おおよその傾向は話しても良いだろう。

○ 集計の数の取り扱いは慎重にしたい。

○ 表われた数の内容と実際との関係を理解するのが難しい。

### 3. 問題点について

④ 炊事人の公務員化について次のような意見の開陳があった。

○ このことは第 3 常置委員会としてすでに決定したことである。

○ アンケートの集計上からも結論できるであろう。

○ 公務員化は難しいのではないか, 定員化の意味でなく非常勤でも良いではないか。

○ 非常勤は校費を使うことになる。

○ 定員化をすればしわ寄せが事務部におよぶのではないか。

○ 国費支弁は管理上必要と云う意味からだと適当ではないだろう。

○ すぐに結論にするのは尚早なので審議の過程であると云う事で説明したらどうか。

○ 公務員化は全寮制でない現状から公平でない。

○ 基本的問題をどうするかを決めてからにしなければならないのではないか, 管理上だけでは押せない。

⑤ 学寮に対する考え方, 管理についての考え方については次のような意見の開陳があった。



- 学寮は大学の施設である。
- 文部省の意向が判らないが、文部省としても考えてほしいと言う方向で考えてもらう。
- 国大協として押さなければいけないのではないか。
- 要望書の段階ではないので第3常置委員会として報告することにする。

#### 4. 学生会館の問題について

昨日の総会における山梨大学の発言に対し学生会館の問題は第3常置委員会に任せると会長が述べられたことに関し、この問題はその扱いが第3常置委員会か第4常置委員会かが明瞭でないので今後の問題として採り上げるかどうかは第4常置委員会と協議して決めることとする。いまのアンケートによる調査が終了した段階で次の方向を決めることに意見が一致した。

#### 5. 次回委員会の開催予定について

アンケートの集計の締切りとまとめの作業時間等を勘案して秋に1回および次回総会前に1回の計2回程度の開催を予定したい。なお第4常置委員会との合同討議の必要があるので開催日時については協議の上後日通知することにした。

以上

### (11) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月25日(木)午前10時

場所 学士会館307号室

出席者 柳川委員長

村尾, 一場, 香月, 清水, 井上, 久保

小池, 中塚, 各委員

小倉, 宮田, 池田各専門委員

柳川委員長主宰の下に開会。

#### 1. 学生の災害保険について

二宮主事から学生の災害保険についての調査結果についてを配布資料「研究・教育の場における災害・事故の対策に関するアンケートに対する各国立大学の回答集計表」(昭和44.10.1現在)により内容の説明があり、ついで各委員から種々意見が述べられ、取敢ず総会には素材ということで配布・説明することとした。なお災害保険制度については内容はともかくとして制度を設けることについては、多数の大学が希望していることは調査結果から明らかであることから、このアンケート結果を補完していく方向で、各大学に対してさらに調査の協力をお願いすることとした。この制度に対する考え方としては、疾病を除いて傷害を中心とし、交通事故、アルバイトに従事中の事故も調査するが、適用するかどうかはあらためて検討することとし、事故は、国家賠償法に基づいて補償される事故以外のものを考慮すること。職員は適用除外とし、学生を対象とすることとした。次回には、具体的な問題、例えば、加入を義務制とするか、任意制とするか等を検討することとした。なお、保険制度の実施または加入を希望しない理由のはっきりしない大学に対しては、改めてその理由を事務的に照会することとし、制度そのものの検討も大切であるが、実現性から見て保険業界において採算がとれるかどうかの実際上の問題を検討することも必要であること、その点からすればスポーツによる傷害が問題であり、課外活動の位置付けが問題となる。この点も併せて井上委員に検討をお願いすることとした。また、文部省あるいは日本学術会議においても類似の調査が行なわれていれば、参

考として調査することとした。

## 2. スポーツ傷害補償懇談会について

6月11日開催のスポーツ傷害補償懇談会の懇談模様また、6月23日開催の同懇談会に配布された「スポーツ傷害補償事業について(案)」について、それぞれ二宮主事から紹介があり、当委員会としては、当分の間、オブザーバーの形で懇談会に参加することとした。

## 3. その他

委員長から、「大学保健管理センターの増設ならびに所長に充てるべき教授定員の要求」および「奨学金制度の改善要望」をさらに押し進めていきたい旨発言があり、了承された。

宮田専門委員から京都大学における「学生特別診療実績調」について説明があった。

なお、寮の問題について目下第3常置委員会でアンケートの結果を集計中であるが、第4常置委員会の協力をとのことであるので、いずれ改めて検討することとする。

アンケートに対する回答の期限について余裕をもたせてほしいとの要望があった。

## (12) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月27日(土)午前10時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 柳川委員長

村尾、一場、香月、清水、富山、山崎平、久保、小池、中塚各委員

柳川委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があった後、議事に入った。

### 1. 6月26日(金)開催の総会の報告について

久保委員から総会において討議された「国立大学協会のあり方」、「大学改革の問題について」等の概要報告があった。

### 2. 奨学制度および大学保健管理センターに関する要望書について

委員長より、このことについては、従来委員会の意向をきき委員長一任で要望書の作成が行なわれた旨報告があり、なお次の問題について審議が行なわれた。

#### (1) 大学および大学院の奨学制度の拡充について

要望書ではこれまで奨学金の貸与額の増額と奨学生採用者の増員の2点について要望しているが、場合によっては、いずれかに重点を置くべきかについて種々論議が行なわれた。この問題は、社会情勢によって異なる場合があり、また学生がその勉学生活をたて得るだけの金額を貸与されれば問題は無くなるのではないか、或いは現在の育英会のあり方は転機にたっているのではないか、等関連して活発な意の交換があった。なお委員長より近々育英会のあり方について検討するための委員会が設置されることとなっており、委員長はその委員として出席する予定になっているので、その際は、第4常置委員会の意を体し、意見を述べる積りである旨発言があった。

結論として貸与金額の増額を重点に進めるべきであることが了承された。

#### (2) 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて

大学保健管理センターは、現在全国大学の約半数に設置されているが、その重要性や必要性からして、早急に全国の大学に設置すべきものである。その意味からして設置の促進方を要望することは勿論のことであるが、

そのほか重要なこととして、施設面の充実、職員の充実（職員増）があり、また、充実をうたうことにより、所長を助教授から教授にという問題も含まれるものであるから、表題に「充実」の字句をそう入、内容にも充実面を盛り込むことが各委員より提案され、了承された。案文の作成については、委員長一任とされた。

また、このことに関しては、委員長よりすべて予算を伴うものであるから、今後第6常置委員会とも協議し、内容について変更するのではないが、方法を変更してでも、その実現について努力したい旨報告があった。

なお、要望書と同時に各大学が一致して概算要求を行ない、両面から推進することにより、その実現性が強まるのではないかとの意見が出された。

### 3. その他

#### ① 学生寮、学生会館、学生食堂等の問題について

委員長よりこのことについては、第3常置委員会とも関連があるので、今後合同で協議を行なう予定である旨報告があった。

#### ② 教員委員の1名増員について

委員長より、現在専門委員である京都大学保健診療所長の宮田尚之氏を教員委員にとの推薦があり、了承された。またその後任の専門委員として中塚委員より長崎大学保健管理センターの小路敏彦氏の推薦があり、その就任方要請が了承された。

#### ③ 学生厚生協同施設の建設について

このことについては、各委員より従来の大学セミナーハウス或いは国立青年の家のような内容、施設とは全く異った、新しい観点から、国際性の培養、各大学間の交流等を目的

とする自然環境に親しむローカル色を生かした新しい共同施設を地区別に建設して、綜合利用に供してはとの提案があり、委員長から、その建設されるまでの過渡的方法として、各大学が所有する施設の実情を調査し、その施設を公開してはとの提案もあり、これについては、いずれ第3常置委員会と合同で検討することとした。

#### ④ 生活協同組合について

各大学の生活協同組合問題について種々懇談が行なわれた。

## (13) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和45年5月16日（土）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

藤島、中村、石川、越村、芦田、牧

坂本、岡元各委員

三橋、松本各専門委員

説明者

武田教授（東大）

文部省 吉川留学生課長

後藤委員長の主宰により開会。

昨年11月24日の委員会において、委員長に互選され就任することとなった旨挨拶があり、次いで、第5常置委員会としては、さきに外国人留学生の問題が採り上げられ長い間専ら本問題にしぼって検討されて来たが、その後大学相互間における教官の交換・交流および協力の問題についても検討することとなったので、本日は外国人留学生の教育の問題について、文部省の吉川留学生課長に、主として大学間の協力等の

問題について第3研究部会の主査として本問題を採り上げ検討された武田教授（東大）にご出席願って色々ご意見をうかがうこととしたのでよろしくお願ひしたい。なお、6月下旬に開催される総会には、本委員会としての検討事項についても報告することとなるので、このことについてもご意見をうかがいたい旨挨拶があり、続いて新委員中村宇都宮大学長事務取扱の紹介があって議事に入った。

### 1. 外国人留学生（日本語学校等）の問題について

初めに、吉川留学生課長より、今回、国立学校設置法施行規則の一部が改正（45.4.1）され東京外国語大学に日本語学校が設置されることとなり、国費外国人留学生のうち学部留学生の教育方法が変更されたことについて、別紙配布資料により、①省令の改正、②設置の目的、③制度改正の理由、④従来の留学生部等の措置等について説明があり、日本語学校は本年は文科系特に来年4月に経済学部に進学する者25名を募集し、理科系は募集しなかったこと、発足当初のため十分な成果があがらないおそれもあるので、明年度の大学入学に際しては、特にご配慮をお願いしたい。また明46年3月および47年3月の2年間は、日本語学校修了者の第1年次進学と東京外国語大学および千葉大学からの第2年次または第3年次の進学者とが重複することになるので、その受入れについても特にご協力をお願いしたい。なお、外国人留学生の一般教育等の履修については、特例が設けられているが、その趣旨が徹底していないようであるので、今後、留学生の修学目的に即した教育課程が編成されるよう、ご配慮願ひたい旨の要望があり、続いて国費外国人留学生の待遇、DAC加盟国等における留学生の全学生数に占める割

合等について別紙資料により説明があつて、次のような点について質疑応答ならびに意見の交換があつた。

国費留学生の受入れ定員は、学部留学生60名研究留学生は195名であるが、各国から受入れ数を増員してほしいとの要望があり、今後は、開発途上国からの受入れを増すと同時に、先進国（米、仏等）からの学術交流のための研究留学生の受入も必要となってくると思われ、従つて研究留学生の増員も必要とならう。

留学生の学力は、日本の学生に比してかなり格差があり、教育上困難な面がある。新制度による日本語学校の教育を充実し、学部教育から育てる新制度がよいと思われるが、問題は留学生の選考にあると思う。タイ国など応募者400名中から10名を厳選して、優秀な者が多く、修士、博士課程に進む者もある位である。

留学生の選抜方法としては、数学、物理、生物、世界史につき、現地において面接と合わせて試験を行なっているが、必ずしも全部ではなく、国によっては自国の選定を固執して、妥当とはいえないものもある。

韓国からは助教授級の者が来ているが、優秀な者が多い。25名を50名にしてほしいとの要望もある。日本語を解する関係で理解も早い。

日本への留学者は米、欧の2番煎じの者との評があるが、日本語の難解と、来日後の給与額が少ない点にもあるように思われる。ユネスコ奨学金60,000円、学術振興会72,000円、学部留学生36,000円であり、かなり低額である。600人もの留学生を賄うために予算の枠で制限を受けるためであらう。外国の例だと、仏国34,000円～38,000円、米国79,000円、独逸59,000円～70,000円である。

帰国後の追跡調査については、帰国した者

1,200人について調べている。出来るだけ連絡をとり、本人の希望する学術雑誌を送るなどしているが、大使館などでも一部行なっている。

留学生の給与の改善については、第6常置委員会でバックアップしてもらふ必要もあるかと思うが、国によって生活程度が違い不平が出る国もあるが、日本人学生との比較において問題が残るようである。

留学生投資は確実であり、1,000人位をとの声もある。しかし数を増すことも必要だが、教育効果のあがるような1人1人に対する配慮が必要である。この問題は本委員会としても採りあげるべき問題である。

後進国の技術指導のため現地に派遣するとなると、大学の方をお願いすることになるが、旅費、給与については大蔵省とも話し合って考えたい。2年間位留守となるので、その点に問題があると思われるが、ご協力を願いたい。

(文部省)

国費留学生の学費の補助をする団体を置いて十分な教育をすると同時に、アフターケアーにも十分な措置をすることが必要である。文部省に、留学生受入れなどについての諸外国の資料があれば頂きたい。

## 2. 大学間の協力問題について

委員長より、現行の制度では、他大学の教官に講義をお願いすることになると兼任の制度はあるが、非常勤講師としてお願いするのが常例である。大学間の協力の立場から他に適当な方法は考えられないものか、これらの問題について、只今より武田教授にご意見をうかがうこととしたい。ここで武田教授の紹介があり、同教授より、「大学間に関する調査研究(中間報告)」の69頁「大学間の協力」の項で述べているが、書きおとした点として (1)教官の交換、

交流の方法として、非常勤講師とする方法と兼任教官とする方法があるが、兼任教官だと教授会のメンバーに加わるか、どうか、腰かけのメンバーができれば、それが教授会にどんな影響を与えるか。大学間の研究員の交流を十分にするためにも、教授会の審議機関と執行部とを分けることが必要ではないか。現行制度を前提としてだと兼任・併任はその点でかなり問題であろう。

国際交流の問題については、大体「中間報告」にもうらしているが、いまひとつ大学間の交流について数人で論議したうちに、助教授から教授になる間の期間をもう少し長くし、その間に必ず1回ないし2回他の大学間を動いて来て、教授になればあまり動かないこととする。停年まで同一大学に止まることはよろしくないとの意見もあった。今一つは、例えば東大の停年を55才位として、その後10年間位は他大学に勤めることとする意見もあった。もう一つは、国立大学の助教授、教授は、10年なり5～6年間なり他の複数の国立大学の講義をする義務をもつものとする。例えば自然科学の方だと水俣病について興味をもっている場合は鹿児島大学なり行って研究する。寒冷地帯の研究ならば寒い地方の大学に受入れてもらうこととする。その場合、宿舍を大学に置き、少くとも2～3年はその大学に落ちついて研究を進めることができるようにすることが必要である。などの話しも出たことなど、以上の諸点について説明があった。

次いで質疑に入り、国際的交流についてはかなり積極的であり、現に東大経済学部でも、ソ連から2人、米国から2人が来ている。

交換交流は、対等の関係間で考えるものと理解していたが、日本中の国立大学間の交流ができるとなると非常に有難い。そのためには、ど

の大学についても同じ条件で研究もできるよう  
でなくてはならないし、勿論宿舍も整備されな  
なくてはならない。ふんい気の違う大学があるこ  
とが全体から見てプラスになると思う。この場  
合は、A大学からB大学へ転任する考えではな  
く、客員教授としての交流を考えているもので  
ある。

### 3. 単位の互換制について

大学間協力の問題の一つである単位の互換制  
については、現に、関東、東北の六大学（青山  
学院、上智大学、明治学院大学、東北学院大学  
東洋大学、津田塾大学）で、大学院委託聴講生  
に関する協定を結んでおり、関西4大学（関西  
大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大  
学）でも、大学院学生の交流に関する申し合わ  
せがあり、また、東京工業大学工学系大学院と  
東京大学工学系大学院間では、46年度より実施  
すべく目下合同の検討委員会を置いて検討中  
で、その骨子によると、相手大学の教官が、非  
常勤講師として出向いて講義を行なう。それに  
は、担当科目数は2ないし3科目、与える単位  
は4ないし5単位、学生数も制限する。卒論と  
か実験実習は土曜日の午後を当てる、などの構  
想のもとで、実施後の成績を見て漸次広げてい  
くこととする。などの点が考えられているとの  
ことである。

教育者としては、他大学の教育に当たること  
がプラスになるうが、研究者としては1大学に  
とどまる方が良いのではないか。この両者別々  
に考える必要があろう。

講師手当の予算が少なく、非常勤講師一ヶ  
月の手当が、学生の家庭教師としての一回分の  
それにも足りないという話もあることが話題に  
のぼり、また地理的に遠方の大学から講師をお  
願いするとなると到底予算では賄えないのが現

状であることも報告された。その他往時の講座  
外授業担当手当のシステムがよいではないかと  
の意見もあり、交流を活潑にするための方法と  
して、講師手当や旅費、宿泊費も含めて予算単  
価の増額の問題を採りあげることとした。

### 4. 要望書の提出について

以上、審議の結果、①外国人留学生の問題に  
ついては、文部省の予算査定の時期ともならみ  
合わせて、留学生の給与の増額などについての  
要望案を作成し、今期の総会に提案することと  
する。②講師手当の予算増額の問題については  
研究教育の交流を活潑にするための一方法とし  
て、出来れば6月の総会第2日目の午前の委員  
会で要望案をとりまとめた上、第5常置として  
単独で総会に提案するか、あるいは第6常置委  
員会で採りあげてもらふこととするかをも併せ  
て検討することとした。

### 5. その他

- 1) 「教授市場」の著者である広島大学教授新  
堀通也氏（現文部省社会教育官）に出席願っ  
て話しを聞いてはどうか。
- 2) 民間会社の停年退職者、大学教官の停年退  
官者等を登録しておき、必要な時に必要な人  
材を供給する（人材銀行）方法はどうか。
- 3) 放送大学についての構想が、7月頃に中間  
報告されるとのことであるが、聴講者の選定  
単位の認定方法など難しい問題があるようだ  
がどんなものか。

## (14) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月27日（土）午前10時  
場所 国立教育会館6階大会議室  
出席者 後藤委員長

大原, 中村(藤), 博田, 石川, 越村  
芦田, 坂本, 岡元, 中村(末)各委員  
後藤委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があった後, 本日の議  
事内容について次のとおり説明があった。

前回の委員会においては文部省の留学生課長  
と東大の武田教授に出席願い, 留学生課長より  
国立学校設置法施行規則の一部が改正され, 東  
京外国語大学に日本語学校の設置に伴っての外  
国人留学生の教育問題についての意見を, また  
武田教授より, 大学間の協力(教官の交流)に  
ついての説明および意見を伺った。その結果,  
本委員会として, 文部省および大蔵省に国費留  
学生の給与の引き上げと, 大学間における教官  
の交流を容易にするための非常勤講師手当の増  
額を要望することになり, 本日は, 以上2件の  
要望書(案)を資料として配付してあるので審  
議していただきたい。

なお, 昨日の理事会に両要望書(案)を諮っ  
たところ, 国費留学生の給与の引き上げに関す  
る要望書(案)は, 本委員会です承されれば総  
会に諮っても問題はないとのことであり, また  
非常勤講師手当の増額に関する要望書(案)に  
ついては第6常置委員会とも関係のある問題だ  
が, 本委員会独自として要望することで総会に  
諮っても差支えはないであろうとのことであっ  
た。

### 1. 国費留学生の給与の引き上げの要望書(案) について

委員長から, 別紙要望書(案)については,  
昨日の理事会で字句について意見が出されたが  
内容については, 一応了承された旨の説明があ  
り, 各委員から字句について種々の意見の開陳  
があり, 字句を2, 3修正のうえ了承された。

### 2. 大学間における教官の交流を容易にするた

### めの非常勤講師手当および旅費の増額につい ての要望書(案)について

委員長から, この問題は, 第6常置委員会と  
も関係があるが, 一応本委員会としての態度に  
ついて審議していただきたい旨を述べ, 各委員  
から大略次のとおり意見が出された。

- ① 大学間の協力のための教官交流ということ  
に重点を置いた要望をしないと本委員会とし  
ては, 筋がとまらないのではないか。
- ② 第5常置委員会, 第6常置委員会の枠を越  
えて, 非常勤講師の手当, 旅費の増額を本委  
員会として強く要望すべきである。
- ③ もう少し, 非常勤講師の実情を調査してか  
ら要望すべきではないか。

つづいて, 委員長から, 別紙要望書(案)を  
総会に諮るかどうかについては, 第6常置委員  
会の意見を伺ったうえで決定したいと思う旨を  
述べ了承された。

(20分間休憩ののち再開)

委員長から, 第6常置委員会の意見を伺った  
ところ, 各常置委員会が所管の問題について,  
強く主張することは差し支えないし, 当然と思  
うので, 第5常置委員会から要望しても, 何ら  
問題はないとのことであった。本委員会として  
は, 別紙要望書(案)を予定通り本日の総会に  
諮ることとしたい。なお, 字句については「実  
数」を削除することで考えたい旨を述べ了承さ  
れた。

### 3. 総会報告事項について

本日の午後には開催される総会に委員長より次  
の事項について報告することとした。

- ① 国費外国人留学生の給与の引き上げについ  
ての要望書(案)について
- ② 大学間における教官の交流を容易にするた  
めの非常勤講師手当および旅費の増額につい

ての要望書(案)について

③ 「文献センターの利用案内」の送付について

(15) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和45年5月9日(土)10時

場所 霞山会館会議室

出席者 加藤会長

近藤委員長

野村, 加藤(東工大), 馬場, 井手, 今

西, 野田, 北村, 田中各委員

福田, 稲野, 針貝各専門委員

説明者

文部省村山大学学術局長, 清水審議官

須田庶務課長, 青木, 遠藤各課長補佐

近藤委員長主宰の下に開会。

初めに, 委員長より, 本日は①昭和46年度国立学校特別会計予算概算について, 文部省よりその編成方針についてうかがい, ②目下専門委員において立案中の教官待遇改善についての要望事項について説明し, これについてのご意見をうかがうこととした旨挨拶があり, 次いで丁子主事より配布の審議資料について, 鶴田局長より, 資料中の「学校特別会計歳出予算その他の増加率および対前年度伸率の比較表」について説明があつて, 審議に入った。

1. 昭和46年度国立学校特別会計予算概算編成方針について

先ず, 村山局長より, 来年度の編成方針は, 一口に言えば, 昨年とほぼ同じ考えであり, 各大学でも, 整理すべきものは整理し, 落ちこんでいるものは伸ばすなど, 内容の点検を願いたい。

④ 学部学科については

大学制度の基本的な検討が進められている今日としては, 学部の新設は見送るのが無難と考える。学科については, 緊急分野のものを取り上げたい。従来は既設の学科との関連は考えなかったが, 関連する学科なども検討し, 再編成することも必要かと考える。新事業を興へることが紛争にもつながることもあり, 内部一致のものを考えたい。教員養成学部は, 他学部に比しスタートがおくれているので基盤を引き上げたい。

⑤ 研究施設, 実習施設, センター等については

主観的にも客観的にも或る程度判断がつくので, 緊要なものから要求したい。プロジェクトの研究は講座との関係もあるので, 既設のものも再検討し整備を図りたい。

⑥ 情報科学, 情報処理教育等については

指導者の養成について緊急な要請があるので, 大学院レベルの教育を主とし, 高校レベルでも基本的な研究者の教育が必要かと思う。大学それ自体の計画と対応して考えたい。海洋研究, 公害に対する研究などの増強の話もあるが, 新研究分野については, 科学研究費の面で取り上げたい。

⑦ 厚生補導については

学生に対するオリエンテーション関係とか食堂, 合宿等の配慮, 保健センターの設置など引続き推進したい。学生会館については, 現実には問題を含み, 適正な指導の困難性から見て, 拡充への方向は差し控えたい。

⑧ 外国人留学生の教育体制については

従来の3年間の教育を経て大学の後期へ進学した制度を, 1年間の日本語教育を経て大学の1年次へ進学する方法に切り替えること



となったので、日本語教育など大学でめんどろを見て貫うこととなろうが、これらの点は別途に考えたい。教官増、施設なども相談のりしたい。

(6) 図書館については

従来あまり考えられなかったが、今年は図書費などもかなり上廻った。人手の問題も機械化近代化と合わせて進めたい。

(7) 短期大学については

外部からの設置要求は強いが、問題が多い。夜間短期大学について前向きに考えたい

(8) 高専については、拡充よりは、内容の充実を進めたい。

(9) 病院については

診療要員、看護要員の増員を考えたい。医者の常勤化は、社会情勢全般から見て、教育研究に必要なもののほかは必ずしも必要とは考えられない。臨床研修医については、大学とも相談の上研修手当の形で考えたが更に改善に努力したい。看護婦の定数は、合理的な配置が考えられていないようであり、改善も含めて検討したい。研究会を設けて意見を聞き、できるだけ要望に応じていきたい。バックアップを願いたい。

(10) 研究所については

新設、改組など既設の点検も含めて慎重に検討し、学術的、社会的要請に応じ緊急なものを取り上げたい。

(11) 重要基礎研究については

重要なものについて総合的、計画的に推進したい。

(12) 施設の整備については

ベビーブーム関係予算の枠を整理し、基準の改訂とも取り組みたい。長期計画の見通しのもとに進め、重点的にまとまったものを作

りたい。

以上の説明に対し、質疑に入り

○ 大学院の新設について文部省としては目下のところ考えていない。

○ 要求の過程でのねらいは、不完全講座の充実にあると思われるが、定員削減の問題もまた話しに上って来たようであり、この辺で何か対応策を考える必要はないか。

不完全講座の充実については、色々いきさつもあり、一応終わったことになっている、どんな手を打つか、新構想が必要だが、自信もった案がない、お知恵を拝借したい。

○ 国立大学は、特別会計だから、枠からはずして別枠にするなどといった正面作戦はどうか。

成功の目算は先ずない、行政簡素化の大上段の前にはどうにもならない。特殊法人にしても、扱いが困難となろう。

○ 施設基準の改訂については？ 潜在意識はある。予算の規模は500億で、3年前から決意を堅めているが、何時打ち出すかが難しい

○ 大学院学生の事故災害の対策について、医学部の無い大学は非常に苦慮している。考えてほしい。

文部省で実態調査をしたが、保険によることは対象となる件数が少ないので難しいようである。また、国費でのカバーも難しい。

この問題は、国大協の第4常置委員会で取り上げて、目下アンケートを集計中である。根本問題は、助手と同じような仕事をしている大学院学生の身分付けの問題に関連する。

○ 臨時職員の定員化についての対策はないか、プロジェクト研究、大型研究の増加や施設の増加に対応しての人員の増が認められないので、止むを得ず臨時職員でカバーするこ

ととなる。今年から電算機のオペレーターもつかなくなって困っている、流動性のある体制にしてほしい。

(昼食)の後、再開

委員長より、昭和46年度の国立学校特別会計予算概算編成方針については、明後日の特別会計制度協議会で、文部省の説明を聞き、国大協としての要望を述べてこれを概算編成に反映させる必要があるので、その際どんな点を要望すればよいかについて諮られ、先ず加藤会長より特別会計制度協議会は、予算概算編成前の定例会議であり、予算概算編成方針に関する事項その他について協議することになっているものであるが、どの程度の影響力をもつかは別として編成方針について説明のために開かれる来たる15日の国立大学事務局長会議前に反映させる必要もあるので、今日非公式にうかがった文部省の説明事項その他に関してご意見をうかがっておきたい旨述べられ、

○ 不完全講座の充実については、修士講座の増設とも関連して是非考えてほしい。

編成方針にうたうかどうかは、大蔵省との関係もあるが、要望のあることは記録にとどめておきたい。

○ 指定図書の問題は、方針に織りこむかどうかは不明だが、現在30大学に計上されており学生経費と同じ性格のものだから、性質としては全大学に当然つけるべきものであり、計画をたてて進めたい。

○ 図書館の夜間開館について、図書館の近代化とも関連しているが、先ず人を確保する必要がある。増員が認められないとなると、どうしても臨時職員で間に合わせることになるが職務の内容によりそれぞれ違いはあるが、臨時職員としてストレートには採れない。流動

性をもたせてほしい。

○ 宿直拒否の問題から警備体制を立てる必要もあり、警備員増員問題が生じている。長期的には、廃止の方向にいくべきだと思うが、差し当たりは、宿直手当の単価を上げることだと思うが。

などの点について話し合いがあった。

## 2. 教官等の待遇改善について

委員長より、去る5月2日に小委員会を開き文部省人事課長から待遇改善についての説明を聞きながら検討したが、昨年国大協で要望した次の事項

1. 給与の根本的改善のための調査会を設置すること
2. 緊急に改善を要する事項
  - (1) 中堅教官の待遇を改善すること
  - (2) 大学院に關係する教官の調整額の増額と支給定数の拡大
  - (3) 指定職の範囲を拡大し、その定数を増加すること

の1.については、このための予算がとれたがそれは初中局関係のものとのことであり、今回も続けて要望することとし、その考え方としては、特別会計制度協議会に準じて、待遇改善協議会のようなものを設置するなど、もう少し研究して切りこんでいく方法を考えることとし、これが文案を考えることとする。2.の緊急改善を要する事項(1)(2)(3)も、要望を続けていくこととし、その文案を工夫することになった。そこでこれが文案を隅谷専門委員にお願いし、5月16日に小委員会を開いてこれについて検討することとした旨説明があって審議に入り、1.の調査会の設置は是非実現するようにしたい、調査会と国大協の案を一つにしたような協議会的なものがよい、内閣につくるといったようなもの

でなく、協議会的なものをつくり、それを足がかりとして進めていくほかあるまい。全面的な給与体系の調査も必要だが、資料を整備するため協議会において先ず出発することも考えられる。

管理職の問題が論議に上っているが、これも正面からでは問題となろうが、学生委員会委員長とか、大学院研究科委員長などは実際上大変な労度である。副学長（名前は別として）なども制度化して手当を出すと、また学位を持っている助手には学生の指導を担当させた場合、博士課程でなくともこれに担当手当を支給することなどの意見も出された。

委員長より、人事院としては、大巾なベースアップ、都市手当的なものや、管理職手当の是正、高年令者の給与のダウンとこれに見合う中堅者の給与の改善などを考えているとのことであり、大学でも、給与は50才位をトップとし、停年を55才位にする考えも出ており、いずれにしても、文部省とも連絡をとり歩調を合わせる必要もあり、隅谷専門委員の作案を待って協議することとした。なお、作案したものを各委員に送って、文書で相談するか、或は常置委員会を開いた上検討するかについては、時間的問題もあり、その処置を委員長に一任することとした。

## (16) 第6 常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月27日(土) 午前10時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 近藤委員長

野村、加藤、馬場(代、木村)、井手

今西、野田、前田、釜洞、北本各委員

近藤委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日の委員会はかねてよりの審議事項の中、午後の総会において報告を行なう事項のとりまとめを行なうことであるとのべられ、議事に先だち、昭和45年5月9日および同5月16日同委員会議事要録を朗読し、議事に入った。

### 1. 予算について

予算については、特別会計制度協議会が発足して従来とかく形式的なものになりやすかった文部省の従来在り方から今年のやり方は一歩前進したものといえよう。今後は、実質的なもののあるものとして、国立大学側の実情を、文部省の概算編成に充分に反映させたい。そのためには、国大協側としても当局の努力と勉強が必要となろう。なお、要望書は、重点的に的をしぼり9月～10月早々までにとりまとめたたい。

### 2. 教官の待遇改善について

教官の待遇改善については、給与体系の根本的改善を図るための調査会は是非実現したいが更に、一歩譲っても待遇改善協議会的なものをつくり、それを足がかりとして資料整備を進めることが考えられる。協議会は特別会計制度に準じ大蔵省、人事院を含めたものにしてはどうかなどの意見の交換があった。

なお、委員長より今回の教官の待遇改善の要望書においては、高年令者の給与のカーブダウンと中堅者の給与の改善について要望した。給与は55才位までに大体トップにもって行くようにするが、この年令は停年を意味すのではなくそれ以上は昇給を停止か、或いは昇給率を下げるようにするものであると説明された。

### 3. その他

大学間における教官の交流については、現制度下においては最も手取り早い非常勤講師の実

施が各大学間における交流を図るための最適な方法と考えられるが、待遇の面において隘路となっているので、早急に手当旅費のための予算を確立して非常勤講師の処遇を高める必要がある。以上について要望書を出す場合、他の委員会の要望と重複してもよいのではないかなどの意見が出された。

## (17) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和45年5月7日(木)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

波多野, 伊藤, 武居, 松本, 稲荷山

池田, 藤吉各委員

松原, 志田各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

議事に先だち、新たに委員になられた大阪教育大学の松本学長事務取扱の紹介があり、ついで前委員会(4月6日)の議事要録と4月24日開催された小委員会の議事要録を朗読し、了承されて議事に入った。

### 教員養成制度に関する検討項目のとりまとめについて

初めに委員長より、本日は、予て専門委員にお願いしてあったこの問題に関する報告案の草案が別紙のとおりできたので、これについて種々意見の交換を行なって検討していただきたい。その結果修正すべきところがあれば修正をし、次回委員会でさらに検討し、了承を得ればアンケートによって各大学の意見をきき、その上で総会に報告したい旨述べられ、ついで各専門委員がそれぞれ下記担当項目に関する原案を

朗読の上、各委員の意見を求められた。

(志田専門委員担当項目)

1. 教育系大学・学部の教員養成についての分析と評価
2. 高等教育(大学)の改革と教育系大学・学部の位置づけ
3. 教員免許制度について

上記3項目の原案は、検討の結果、次のとおり一部を修正することとして了承され、改めて志田専門委員より5月中旬頃までに修正したものを提出することとした。

(イ) 文中の「教育大学」は「教育系大学」に改める。

(ロ) 原案の1頁5行目「充足しさえすれば」を「充足すれば」に、同頁下から2行目「単なる嫁入り道具とも化し」を「将来の万一のために取得するにとどまるものが多く」に、同頁最後の行「これに対して」を「然るに現状の」に改める。

(ハ) 原案の3頁下から6行目と5行目の「特殊教育におけるリハビリテーション、プログラミングと教育工学、過疎地域環境における教育等」を「特殊教育、教育工学、過密・過疎地域環境における教育等」に、同頁下から3行目「内容的にも、学校教育の多様化」を削り、同頁下から2行目「養成」を「教育」に「これがためには」を「これに伴ない」に改める。

(松原専門委員担当項目)

4. 教育実習および附属学校の問題
5. 教員の広域需給の問題
6. 教員の研修制度の確率

上記各項目について種々の角度から検討したが、その主なる意見は次のとおりであった。

(イ) 全体的に見て文章の表現がやわらかい感が

あるので、もう少し強くした方がよいのではないか。例えば文の終りの部分が「……ならないであろう。」とか「……してよいのではないか。」というようなところを特に強めて1. 2. 3. と語呂を揃えてほしい。

(ロ) 原案の2項9行目の初めから18行目までの部分は4項の最後の方へ移して、多少文章を変え、協力学校の性格を明確にして、国費(補助金)で支弁するなど大幅な財政的措置を講ずべきだと言ったようなことを盛り込んでほしい。

また、現在予算に計上されている教育実習委託費の内容を拡げるとともに、その予算を大幅に増額することを強調すべきであるとの意見もあった。

(イ) 原案3頁の6行目から7行目までの「俸給や研究費などの点では、大学の教官と同様に考えてよいのではあるまいか。」を「待遇などの点では、大学の教官に準じて考えるべきであろう。」に改める。

(ニ) 原案3頁8行目の終りから9行目の「教室内へ映写する。」を「教室内で視聴できる。」に改める。

(ホ) 原案3頁下から5行目の「過剰となっている。」の次に「一方」を加え、「また、東京都を例にとると」から「同下から2行目の、していない」までを削除する。

(ヘ) 原案4頁の初めの行「問題を解決するためには、広域における人事交流も」を「問題を解決するためには、新規採用を促進し、広域における採用および人事交流」に、同7行目「住宅問題」を「教員住宅の建設」に改める。なお、同8行目「地域差の問題など」以下を「地域差の問題などは、各府県にまかせることなく、国がなんらかの方策を考えるべきで

ある。なお、教員養成のための各大学、学部において、広域養成について考えることも必要であろう。」に改める。

(ハ) 原案5頁6行目「の制度はまったくくない。」を「は法的規定が充分とは言えない。」に、同7行目「各府県、各都市」を「各都道府県」に、同13行、14行、15行を削除する。

(ニ) 原案5頁下から5行目および6行目の「その結果を教員の昇給や配置転換に関係さすべきであろう。」を「その結果を教員の待遇に反映させるべきである。」に、同下から3行目および1行目の「そのためには……組み入れなくてはならない。」を「そのためには、これに対応して教育系大学、学部には研修の課程を設け、これを制度化しなくてはならない。」に改める。

以上記載したような点を考慮に入れ各項目全般にわたって適当に字句の修正を行ない、改めて文案の書き換えを願うこととした。

(大島専門委員担当項目)

7. 高等学校教員養成について
8. 幼稚園教員の養成について
9. 学校教育制度の改善

大島専門委員欠席につき、同委員作案の報告案を松原専門委員が代って朗読、説明があつてのち、文案についての意見の交換が行なわれ、次の点を改めることとした。

(イ) 7項の初めに、現在のわが国では、高等学校教員養成を目的とする専門の機関は存在していないと書いてあるが、現在広島と金沢にあるので表現を改めること。

(ロ) 原案1頁5行目の終りから6行目の初めに書いてある「特別な二、三の教科」を「数教科」に改めたい。

以上のとおり三専門委員作案の報告案につい

て検討したが、最後に、案文の修正にあたっては、次の二点について考慮してほしいとの発言があった。

- ① 附属学校と社会との関係を強調してほしいただし、その場合、国大協としては、附属学校の意義を強調するだけにとどめて、細かいことは「教大協」にまかせるようにしてほしい。
- ② 協力校と教官の待遇問題は、この報告案から外したい。

以上で本日の報告案の検討は終り、次回委員会（6月5日）には、本日話し合ったことを考慮に入れ、各専門委員にそれぞれ担当部門の報告案の修正を願ひ、それについてさらに検討することとした。

なお、修正した報告案は5月中旬頃までに国大協事務局まで提出していただき、事務局ではこれをタイプ印刷の上、次回委員会で配付することとし、その際、この報告案を各大学へ送付してアンケートをとるかどうかを相談して貰うこととした。

## (18) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月5日（金）午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、伊藤、武居、松本、稲荷山、池田、藤吉各委員

松原、志田各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回（5月7日）の議事要録を朗読し、一部修正の

上、承認されて、議事に入った。

### 教員養成制度に関する報告案の検討

初めに委員長より、本日は前委員会で大島、松原、志田各専門委員に一部修正をして頂くことになっていた標記報告案の修正案が出来上がったので、これについて再検討をし、さらに修正や追加をするところがあるかどうか、また、この報告案が本委員会の了承を得れば、このまま正式の報告とするか或いは、総会后アンケートによって各大学の意見をきくかどうかそんな点について検討してほしいと述べられた。

ついで、志田、松原両専門委員から報告案の各担当項目の箇所をそれぞれ朗読（大島専門委員担当の分は松原専門委員が代読の上説明）の上、修正箇所の説明があり、つづいて各項目ごとに種々の角度から検討が行なわれた。

主なる意見としては、①最初の1項の「教育系大学・学部の教育養成についての分析と評価」は、項目として挙げないで「まえがき」とする。②文字の使い方（又、更等は仮名書とする）を統一する。③附属学校のことはあまり国大協としては細かなところまで立ち入らない方がよい。④7項（高等学校教員養成について）の初めの部分「現在わが国では」から5行目までを削除したい。⑤9項については、中教審ですでに中間報告としてある程度公表されたので今回の報告には一応留保し、適当な時期に改めて提案することとし、以上本日の意見をとり入れこの報告案は別紙のとおり修正し、これを6月の総会に提出することとした。

なお、アンケートによってこの報告案に対する各大学の意見をきくか、否かについては、総会の意見に従うこととし、また本日の意見によって整理修正した報告案は、至急プリントの上各委員に送付し再検討を願ひ、意見のある場合

は、総会当日の常置委員会（6月27日 午前10時）開会までに委員長まで申し出ていただくこととした。

## (19) 第7 常置委員会議事要録

日時 昭和45年6月27日（土）午前10時

場所 国立教育会館

出席者 鎌田委員長

中川、波多野、伊藤、武居、稲荷山、  
力武、藤吉各委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

委員長挨拶の後、前回（6月5日）の議事要録を朗読し、一部修正のうえ、承認された。

次に、議題に入り、委員長から、本日は、主として配付資料「教員養成制度(中間報告案)」について、本委員会として最終的に審議し、そのうえで、同報告案の今後の取扱い方について意見を伺いたい旨が述べられた。

つづいて、委員長から、同報告案について、本日欠席の志田専門委員から、別紙のとおり若干の訂正があった旨の報告があり、ついで各委員の間で同報告案に記載されている各項について、逐次、検討が行なわれ、とくに、㊦の教員免許制度に関連して、今後の教員養成については、高い専門性と秀れた資質をもった教員が要求される段階にきているので、教員資格を与えることについては、4年制の課程を基本とする意向を堅持してほしいこと。また、これに関連して、現在の教育系大学の整備・充実を図るとともに一般大学に置かれている教職課程についても、教員免許の基準を高める必要があるところから、課程の充実を図り、あわせて、優秀な

人材を確保するために、教員の待遇改善が必要であること等について活発に意見を交換した。その結果、「教員養成制度について(中間報告案)」については、これまで述べられた意見を考慮しながら、一応、本委員会の中間報告案として午後の総会に提案することになった。

次に、本委員会の今後の作業の進め方については、一応、同報告案が総会で了承されれば、各大学に配付のうえ、意見を聴取し、それをもとに小委員会において、同報告案についてのアンケートのまとめを作成し、その集計を9月頃の予定で作業を進め、ほぼ11月頃までには、本委員会としての成案をまとめていくことになった。

なお、委員長から、以上の作業を進めるに当たって、これまで本委員会の構成は、教員養成の学部をもつ大学のみで構成されてきたが、今後は、他の分野の大学からも加わってもらうことが望ましいが、一応、今期の任期が来年6月までなので、とりあえず教員委員1名と臨時委員とでこれを補っていきたい旨が述べられ、了承された。

最後に、委員長から、このほど、中央教育審議会が公表した「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」に対する公聴会について、文部省から国立大学協会へ、これの出席方の依頼が来ているが、「同試案」の内容については、本委員会の審議事項と非常に関連ある事項が多いので、一応、本委員会としては、波多野委員にその出席をお願いすることにし、最終的な人選は、総会において会長に一任してはどうかと述べられ、了承された。

## (20) 国立大学協会と日本学術会議との懇談会概要

日時 昭和45年6月20日(土)午後1時～3時

場所 日本学術会議

出席者 江上会長, 山崎委員長ほか委員, 幹事加藤会長, 本川, 和達両副会長, 前田理事  
伊藤, 松田, 武田, 各研究部会委員

初めに, 江上会長の挨拶があり続いて山崎大学問題特別委員会委員より, 日本学術会議は, 昨年の第54回総会(44.7.7)において, 大学問題について全国の大学および科学者に対し, ①各大学における問題の自主的解決, ②大学における管理運営の民主化, ③全大学の連携および国民諸階層との意見交流, の3つの原則を, 大学問題解決の基本的姿勢とすることを声明し, これを訴えたが, 本日は, この3原則にしたがって, 全大学相互の共通問題や基本問題等についての連携交流を促進するための場としての大学連合の問題について, 1)本問題は必要かどうか, 2)必要とすれば実現の可能性があるかどうか, 3)可能性があるとすればこれを実現するにはどんな方法があるかなどの点についてご意見をうかがいたい旨の挨拶があり, 次いで加藤国立大学協会会長より, 協会からの出席者の紹介に続いて, 国立大学協会の組織, 機構, 目的および事業の概要の説明があつて, 岩尾幹事の司会により直ちに懇談に入った。

岩尾幹事より, 大学連合の会員の構成を考慮してみると, 非常にバラエティがあり, 先ず大学について検討してみると第1に国, 公, 私立大

学間あるいは地方の大学と中央の大学間にある格差の問題があるので, この点をどう採りあげるか。第2に大学の自主性についても色々と問題があるので, これらの問題についてご意見をうかがうこととしたい, との発言があり, 大学連合の目的は, 一般的な話し合いの場か, 例えば特定の問題大学財政とか大学改革の問題とかに限定すれば意見も出し易いが, 性格の違うものの話し合いはとりまとめが難しい。また範囲にしても国, 公, 私全体を考へるのか, これについては連合体の連合体のようなものが考へられるが, 大学に対する各階層との意見の交流の場をもつことも主眼であるとのことで, ここで国大協の第2研究部会で検討した全国の大学の連合体(この場合は国立大学の)によって運営する「研究院」の構想について説明したが, これによって大学の閉鎖性, 自主性, 格差などが果して破れるかどうか, 逆に大きくなる心配はないかとの疑問が出され, この構想としては利用者は全く同じ立場で平等であり, 運用主体は連合体であることが説明された。

大学連合の運営については, 国, 公, 私の大大学を含めたものと非常に難しいものと思われるので, ゆるやかな連合体からはじめていくほかないようである。公立大学は, 消極的であり問題は国立と私立とであるが, 特定の問題なら別として, 一般的には全体としての連合は無理と思う。

大学に対する社会の不信感などについて, 大学連合のような組織で国民各階層と意見を交換することが考へられないかの点については, 国大協の第3研究部会の「大学と社会」に述べた点について説明があり, 大学連合は特定の連合体から始めていくほかないとの印象が深いこと, 学術会議でも「大学と社会」に述べられて



いる問題は関心の深い問題であり、外部から意見を云い易くする点について関心がよせられた。

次に、大学連合と学術会議の関係については学術会議は、これを作るまでのことで、参加はしないとのことである。

現在行なわれている学部長会議とか学長会議の性格について、話題に上り、各ブロックでそれぞれ学長会議を開いているが、そこでの話し合いは実行の義務を負わされるようなものではないこと。学部長会議も大体同じ性格のものであること。関連して共同利用研究所のような形のものになると大学では管理しきれないような問題も出て来ることが報告された。

限定されたものの連合は色々考えられるが、その連合の総連合といったものは考えられないかとの点については、懇談はできるが、それを組織化して拘束力をもたせるとなると問題が出て来る。それでは懇談会的なものにすることはどうか。なお、その事務を誰れが引受けるか、その点が問題とされた。教授連合もいま解散寸前にあるようで、実際に運営は難しい。

管理運営の問題については、参考として米国の連合や日本の基準協会の例が話題に出され、国大協の運営についても、学長が大学の代表としての集りだからまとまり易いのであって、出席するものがまちまちだとなかなかまとまらないと思うこと、例えば学長の外に同数の教員委員が出るとしても、同一の大学から2人の代表が出るような形となり、とかく学部毎に意見が違ふケースの多い現状から見ても、運営が難しいものとなろう。基準的な問題が連合体で採りあげられると問題が起きるおそれがある。然し学問の分野によっては、例えば医学に関するものは国、公、私の集りでの答申などが別に問題

にはならない。

参考として、国大協と文部省との関係が話題になったが、国大協の総会には文部省は出席しない。ただ6月の総会の際に催す学長懇親会に文部省を招待するのと、秋の総会の第2日の午後、当面する大学問題等について懇談することになっている。文部大臣の招集する学長会議は別に開かれる。それも拘束的な性質のものではない。

最後に、国大協の希望として次のような問題が挙げられた。

### 1. 助手の身分待遇の問題について

このことについては、国大協でも検討し、待遇の問題など関係当局に要望もしている。学術会議でも調査を行なっておられると聞くがよろしくお願ひしたい。

大学の財政や待遇の問題は非常に扱い難く、学術会議としてもネックになっている。予算についても複雑で、費途がつかめなくて実際にデータがとれない。専門委員に調査を願うほかない。

### 2. 共同利用研究所の問題について

共同利用研究所の問題は問題が多岐でもちきれないとの意見もあるが、学術会議でも、大学にはなるべく遠慮しようと考えているが、結局は大学とは切り離せないようである。

### 3. 大学図書館の問題について

現在、予算についても、人についても、独立した基準がない。これが具体化についても検討願ひたい。

### 4. 国立大学の会計経理の簡易化について

国立大学の予算の費途や経理が一般行政官庁と同じ扱いを受けていて非常に面倒である。国民が国会を通じて監視しないと信用できないとの考え方から、こまかい仕組みになっている。

特別会計制度の適用で文部大臣はある程度自由に使えるようになった。私立大学も今回の私学助成費の関係で脅威を感じている。何とか国立大学で財政のあり方の合理的な方法を考えてほしい。

最後に学術会議側から、本日の懇談会の程度で私立大学関係者とも話し合ってみたいとの発言があり、国立大学協会側からは、本日の状況を近く開かれる理事会、総会にも報告して意見をきき度い旨が述べられた。

## (21) 第12回特別会計制度協議会 議事要録

日時 昭和45年5月11日(月)午前10時

場所 虎の門霞山会館

出席者 文部省側

村山、岩間(代、三角管理局振興課長  
柏木管理局教育施設部計画課長)、安  
養寺各委員

須田専門委員

遠藤庶務課長補佐

大野総務班主査、青木第三予算班主査  
国立大学協会側

加藤(東京大)、近藤、加藤(東工大)

前田、田中各委員

藤吉、鶴田各専門委員

加藤議長主宰の下に開会。

開会の初めに、加藤議長より、本協議会の議長は、前任者が退任すれば後任の国立大学協会会長が引継ぐことが慣例となっているので、未だ正式には本協議会の承認を得ていなかったがよろしくお願ひしたい旨挨拶があった。

ついで、さきに退任された赤木(岡山大学長)

奥田(京都大学長)両委員の後任として、前田(京都大学長)、加藤(東京工業大学長)両大学長をお願いすることにした旨報告、紹介があった議事に入った。

### 1. 特別会計制度協議会小委員会の報告

去る2月7日特別会計制度協議会の小委員会を開いて昭和45年度国立学校特別会計予算について文部当局からその概要の説明をうけ、そのあとこの問題について種々意見の交換を行なった。

なお、その際、さきに国立大学協会から要望した「昭和45年度予算に関する重点事項」との関連について、本日配付した小委員会の議事要録に記載してあるとおり文部省側より詳細な報告があった旨報告された。

### 2. 「特別会計制度協議会運営方針」の変更について

議長より、運営方針の一部変更について諮られ、鶴田事務局長から、このことについては、昭和39年9月21日の第1回特別会計制度協議会で定めた「特別会計制度協議会運営方針」の内一部(3および(注)定例会議開催時期)の箇所を別紙(特別会計制度協議会運営方針新旧対照表Cの項参照)により、下記理由によって変更したい旨説明があって、異議なく承認された。

#### 変更理由

①現行の運営方針においては、予算決定後の定例会議で、「翌年度予算概算編成方針に関する事項」を協議することになっているが、実行上は予算編成前の定例会議で協議されているので、これを実状に即するよう改めるとともに、②予算案決定後の定例会議の報告および協議事項の内容を明確にするため一部字句の整備をするほか、③(注)に定められている定例会議開催時期は、現状にそぐわない面があるので、こ

れらに関する条項の変更をしようとするものである。

### 3. 昭和46年度国立学校特別会計予算概算編成方針について

初めに、議長より、この問題については5月9日に第6常置委員会を開いて、文部省の説明を伺い、一応予備的の意見交換を行なったが、本日は改めて、先ず文部省側より説明を願い、その上で質疑応答なり意見を伺うこととした旨述べられ、ついで須田専門委員（文部省大学学術局庶務課長）が文部省からの配付資料「昭和46年度国立学校特別会計概算要求について」

（案）を朗読し、村山大学学術局長よりその内容について次のとおり説明があった。

この案は来たる5月15日に開催の国立大学事務局長会議において説明する予定になっているものであるが、昭和46年度の概算要求は、一言にして言えば高等教育制度の改革について検討が行なわれている現状にかんがみ、原則として量的拡大は行なわず、質的充実に重点をおくこととし、新規事項については、必要性が極めて強く、かつ、緊急度の高いものに限ることとした。しかし、既定の計画によるものについてはできるだけ優先的に扱う考えである。

以上のとおり先ずその全般的の考え方を述べられ、続いて次の項目についてそれぞれの重点のおき方、今後の方針など文部省としての考え方について説明があった。

#### 1. 国立学校

- (1) 学科の新設改組等
- (2) 附属研究施設、実習施設、センター等の新設整備
- (3) 教員養成学部 of 整備
- (4) 短期大学の整備充実
- (5) 高等専門学校の整備充実

- (6) 情報科学・情報処理教育の推進
- (7) 厚生補導の整備充実
- (8) 留学生教育の整備充実
- (9) 大学附属図書館の整備充実

#### 2. 大学附属病院

- (1) 病院教官等の充実
- (2) 看護体制の整備等

#### 3. 大学附置研究所

- (1) 研究所の新設、改組について
- (2) 既設の研究所の整備について

#### 4. 重要基礎研究の推進

#### 5. 施設の整備

以上、文部省側の説明が終わり、続いてこの問題についての質疑応答や意見の交換に移ることにしたが、討議に移る前に加藤議長より別紙配付資料の「対前年度伸率比較表」、「増加率比較表」、「昭和39年以降の予算の増加率と対前年伸率」、「昭和39年度以降国立学校特別会計歳入予定額調」（当初予定額）の4表を説明の上、全般的に見て近年は国立学校に対する予算の伸び率が少ないようだからこんな点も今後予算編成の参考にしてほしいと文部省に対して要望された。

ついで、次のような質疑応答や意見の交換があった。

- 基準的経費を格段に充実してほしい。
- 各大学の実状を考えて緊急度、必要度の高いものは特別な考慮をしてほしい。
- 定員問題特に臨時職員の問題を考慮してほしい。
- 定員問題は、他省にくらべると文部省はよい方であるので大学側も事情を了承して貰いたい。（文部省）
- 不完全講座（修士講座の5年計画）の整備充実の要望は切実である。認めて貰いたい。

- 図書館施設の充実および指定図書予算の増額を望みたい。
- 施設設備の基準の引上げを考慮してほしい  
(目下、文部省では引上げの方向で検討している旨報告があった)
- 文化系サークル部室の新営は既に要望書を出してあるので善処してほしい。
- 文化系サークル部室新営の問題については学生部長会議等で相当検討したが、その結果目下のところこのような学生活動の拠点になり易いものは見送りたいと考えている。(文部省)
- 文化系サークル部室は、少数の例外を除いては大体において学生活動の拠点になる心配はない。寮や学生会館とはかなり事情が違っている。  
国大協としては既に新営の要望を出しているので、文部省ではなおよく検討願いたい。
- 図書館の施設、内容、運営方法等の近代化を図り世界的水準に合わせるようにしたい。  
また、図書館要員特に専門職の給与制度の改善と指定図書制度を全国立大学に普及させてほしい。

#### 4. その他

- (1) 教員養成制度の改善について  
この問題については、目下第7常置委員会で検討中であり、近く意見がまとまる見込みなので、いづれ、国大協として文部省へ要望する予定である。
- (2) 保健管理センターの所長を教授にすることについて  
保健管理センターの所長は現在助教授を充ててあるが、これでは人が得られない、これを正式に教授にすることについては、特にお願いしてあるが今までは認められないようであ

る。学内措置で教授をあててよいかどうか。  
このことについては、文部省で検討することとなった。

- (3) 附属病院教官等の充実について  
講師、助手の増員は急務である。大学改革の問題ともからんで、改善を図ること。また看護要員の増員についても特に考えてほしい
- (4) 宿直手当の増額について  
宿日直手当(特に附属病院関係)の増額を考慮してほしい。宿直を廃止して、警備員を置く説も出ている。との意見があったが、文部省側から宿日直手当の問題は各省共通の問題であるが、病院関係の夜間診療手当については要求が認められ、超勤手当が増額となった。業務当直の手当は毎年人事院に対し要望している旨説明があった。

- (5) 学生(特に大学院学生)の災害保障の問題について  
学生の実験実習やサークル活動等によって災害が生じた場合、その保障制度を考えてほしいとの意見があり、文部省でも検討していること、目下国大協の第4常置委員会でも各大学の実状調査をして検討しており近くその結果を報告する予定である旨鶴田事務局長から説明があった。

なお、文化系サークル部室の新営に関する基準の設定については、各大学が強く希望しているので、考えてほしい旨の要望があり、文部省としても今後検討する旨の応答があった。

終りに安養寺会計課長より、繰越明許につき委託研究との関係ならびに大学紛争による損害賠償請求手続の問題その他について文部省の考え方につき詳細な説明があった。  
以上をもって本日の会議を閉じた。

## (22) 研究所特別委員会議事要録

日時 昭和45年5月22日(金)10時

場所 学士会分館3号室

出席者 本川委員長

堀内、和達、加藤、戸田、谷口、入江  
(代、正田)各委員

三宅専門委員

佐々所長(東大・医科研)、一色所長  
(東大・生産研)、柳田所長(東大・応  
微研)、曾田所長(東大・宇宙研)、大  
川所長(一橋大・経済研)

初めに、本川委員長より、多忙のところ特に  
ご出席いただいた研究所長会議のメンバーの方  
々に対し謝意を表され、本特別委員会ではかね  
てより研究所の在り方について検討を進めてい  
るが、研究所の方々の意見も聞き、大局的に検  
討したいと考える。本日は所長会議のご意見な  
どをお聞かせ願ひ、それについて意見の交換を  
いたしたい旨の挨拶があり、次いで前回の議事  
要録の朗読があって、議事に入った。

### 1. 研究所長会議の動向について

曾田所長より、研究所長会議は歴史も古く、  
会も大きく、ここでの結論や要望事項は、文部  
省関係部局でもこれを尊重し、総会には所管局  
長等も出席願って質疑を行なっている。今年で  
総会を開くこと29回におよんでいる。参加して  
いる研究所は、文部省直轄研が7、国立大学附  
置研が70であわせて77の研究所で、理学、工学、  
医学、生物科学、人文科学、社会科学と全領域  
にわたっていて、研究所のかかえている問題を  
今は4つの分科会にわかれて、それぞれ検討を

加えており、分科会において検討を進めた結果  
要望すべき問題は総会に諮って研究所の総意と  
して関係方面にお願いすることになっている。こ  
の研究所長会議は専門別に三つの部会に分かれ  
ており、第1部会は、理学、工学、第2部会は  
医学、生物科学、第3部会は、人文科学、社会  
科学の分野をそれぞれ分担している。

分科会活動の状況を申上げると、各分科会で  
現在採り上げている主な問題としては、第1分  
科会では主として大学、とくに大学改革におけ  
る研究所の在り方について、第2分科会では教  
官その他職員の待遇改善の問題について、第3  
分科会では研究所における実験条件の整備の問  
題についてであり、共同利用研究所の問題は特  
別委員会で採り上げており、附置研でも共同利  
用研的に研究の利用性をもたすことなど具体的  
な問題として採り上げている。なお研究所の設  
置された沿革や歴史などについても検討し、研  
究所そのものの本質について考えなおす必要が  
あるのではないかと目下検討中である。これか  
らの1年間の重要な課題としては、日本学術会  
議が「大学問題についての中間報告草案」で指  
摘している大学における研究・教育体制の問題  
でありまた待遇改善の問題なども考えられる旨  
説明があり、続いて一色所長より、分科会でも  
研究所の在り方について検討しているが、現に  
色々な大学改革案が出ている状況のもとでは研  
究所もそれぞれの立場があり、まだまとまった  
ものはない。目下学術会議の指摘している問題  
について意見を聞いている。柳田所長よりは、  
昨年は中心課題として研究所と大学院の関係に  
ついて検討して来たが、その中で研究所が系や  
課程を持ちたい意見があり、また、学生の定員問  
題や学生経費の問題などが討議され、国大協が  
示した、大学院研究科は実情により研究所も基

礎とすることが出来る、との所見についても検討した。全体として、研究所の在り方の問題として、大学との関係、研究所と学部、研究所と大学院との関係の問題からポロニア大学の問題や大学紛争との関係などについても検討し、結局大学との関係をどう見るか、東北大学の電気通信研究所や東京大学の原子核研究所の考え方についても色々な意見があるが、いずれにしてもその底辺にあるものは、紛争は学部にあるが研究所には少なかった。したがって下手な改革はやらないでほしい。欠点は改めなければならないが、特に大改革を考えることもなからうとの意識があるようである。研究所は、研究を行なうために設置された。そこへ今回の教育の問題が出て来て、一部にある教育にたざさわらない研究所は大学ではないとの考え方も論議に上った。研究所の大学院学生の受けとめ方、次に学部学生の教育の受けとめ方が、本来の研究所の設置目的に添うかどうかの問題となってきた。大勢の考え方としては、第1には専門教育に重点をおき、大学院博士コースの学生ならば若干は受け入れたい考えが出て来た。そもそも大学には専門的にとくに深めた研究は不要なのか、研究のレベルを高めることも任務ではないか、研究所におけるスクーリングを学部と同等に行なうことは理念としておかしいではないかという本質論が台頭して来た。

次に、研究所で、学生の教育にどの程度タッチしているかについての現状が報告されたが、大学院の学生の教育は制度としても認められているが、学部学生の教育は、併任教官として教育しているもの、従来の慣例として教育しているもの、協力の形で教育しているものがあるが問題点としては、①負担の問題特に若い研究者の負担が大きいこと、②教官の講義方法や採点

方法に相違があること、③学部の教育に対する責任については、単位の認定権など現制度では割りきれないものがあること、などが挙げられた。研究所の教官が学部の教官を兼任し、教授会にも出席しレポートを持っている研究所教官もあるが、研究所自体としては、学部の教育に責任を持つべきでないとの考えもあり、また研究所固有の研究が害されない範囲でとの考えもある。しかし、最近では、研究所と接触をもちたいとの学生の要望が強くなって来たようである。

次に共同利用の問題については、研究所の目的を考えると、多目的にはなっていない。従って他からの利用が、ともするとアパート的になる心配がある。共同利用研究所の中には、共同利用制について随分議論があるが、人事交流をよくする施設々備の利用が、例えば一つの専門を中心としてシンポジウムを頻繁に開くための研究費をもっているので研究成果があがる、特殊な施設を中心に研究を進める（巨大科学）などのほかに、研究室の風通しをよくすることによって、大学の自閉症が打ち破られること、また共同利用には、大学内と大学間と外国間が考えられるが、互に足りない分野を伸ばす面がある。共同利用研の定義は難しいし、共同利用研の実態や考え方や運営もそれぞれ違うようであるが、外部に対して積極的に窓を開く姿勢であり、その場合社会に対し開くなど色々あるにしても、最も本質的な意味は研究者に対して開くことにある。積極的にこの姿勢を確立することが、大学、研究所としては大学や研究所の独善、自閉症打開のためには先決ではないかとの意見があった。また、共同利用研はこの目下大学改革問題中の一焦点である自閉症打開のための試みとしてすでに各方面で実施し、困難のなかでも成果をあげていることを見直してほしい

という意見も述べられた。

結局、共同利用研設立の理由は、事務的には施設の共同利用ということであったが、実質的には共同研究の姿勢であり、施設と頭脳的共同利用であるべきであり、この研究所の姿勢をみよらすためには、具体的には受入れるだけの施設々備や予算が十分でなくてはならない。少くとも研究のスペースと宿舎は絶対に必要であることが一致した意見であり、外国からの申し込みがあっても、この施設がないためどうにもならないのが現状であることが報告された。

(昼食)

## 2. 大学改革と研究所について

まず、学生の管理の責任の問題がとりあげられたが、研究所は屋根だけを貸しているの、その点については所長の責任であるが、学生の成績などについては系の責任としているもの、あるいは指導教官としての責任はもつが研究所としての責任はないとするものなどがあり、必ずしも研究所としての歩調は合っていない。

研究所と学部の関係が、設立当初には研究所は学部の下請的の感が強かったが、最近ではむしろ学部が研究所への傾向になって来たこと、学生も研究所に魅力を感じて来ていて、管理運営面においても、ウエイトが大きくなって来た。従って学内問題については、すべて研究所が影響をこうむる傾向が大きくなって来た。

また、大学教官も、昔は研究者としてよりも教育者として優れた方が多かったが、漸次研究者としての面が重んぜられるようになるにつれて研究にのみ専念し、逆に教育の面がうすらいで来た。紛争の起因も研究者としての教官の姿勢よりも教育者としての姿勢に対する不満にあることが指摘された。大学の教官は研究者であると同時に教育者であることが改めて大きく要

求されるにいたった。

大学における研究と教育の在り方の問題は、非常に大きな問題としてクローズアップされて来た。従って大学に附属する研究所の在り方が問題となって来たが、大学によっては、研究所を制限しようとする動きと、研究所を増設しようとする動きもあり、大学における研究所の在り方については、長期的な見通しをもって検討すべきであるとの意見が出され、研究所が大学に対していかなる意味をもつか、研究所を置かない大学があつてよいか。また、研究所を大学から離してよいか等の点が問題点として提起された。

次に、研究所が大学の枠内にあることを必要とする理由として、研究者としての後継者の養成上必要であること、そのためには、研究所で大学院博士課程の学生の教育を担当することが必要であり、文部省の直轄研究所でも大学院の学生を持ちたいとの意見が出ていることが話題にのぼり、あらためて研究教育面や大学管理面での研究所の位置づけについての本質論が提起されたが、時間の都合により以上で閉会した。

## (23) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和45年5月22日(金)午前10時

場所 東京大学附属図書館集会室(3階)

出席者 波多野委員長

実方、細谷、加藤(代、桶谷)、広橋

谷口(代、大倉)、北村各委員

松田、森口、佐藤各専門委員

説明者

文部省古市情報図書館課長、上島大学

図書館係長

波多野委員長主宰の下に開会。

委員長より、開会の挨拶があって後、文部省から説明者として出席された古市情報図書館課長の紹介があった。

ついで、丁子主事より本日の会議資料の説明があり、続いて、前回委員会（3月27日）の議事要録を朗読、承認されて議事に入った。

### 1. ドイツの図書館視察報告

本年2月18日から3月6日までドイツ、オーストリア、スイス等の各国を訪問して、図書館を視察されて帰国された佐藤専門委員から「スライド」を用いて、主としてドイツのBochum, Marburg, Stuttgart, Tübingenの各大学の図書館について、その規模、構造、施設、設備、室の配置など主として建築的の立場から見た状況を詳細にわたって報告があった。

### 2. 図書館運営の近代化の問題について

初めに、文部省古市情報図書館課長より、図書館運営の近代化を図る一つの手段として、本年は特にマイクロフィッシュ撮影装置予算を一部の大学に計上したが、明年以後は大幅に機械化をとり入れて運営に当らなければならないと考え、文部省としては今後積極的にこの方面の検討を重ねていくつもりである。

なお、機械化のためには、これに関する要員の確保と養成が当然必要となるので、このことについても、目下検討中であると述べられ、続いて本日の配布資料「昭和45年度大学図書館関係主要予算額事項別表」によって、本年度の予算額を、前年度との増減比較、新規計上項目、予算額計上の根拠等について説明があった。続いて、同課上島係長から、実際にコンピューターを導入する場合を考えて、目下文部省では①現在のマニュアル方法による運営方法とコンピューターを使用する場合の得失について、②コ

ンピューターを導入する場合どのような機種や型を選んだ方がよいか、③当面は事務の省力化（特に会計事務、図書受入事務など）を目指していきたい、④現状では小規模の大学ではむしろ手作業でもよいのではないかと考えられるので、先ず比較的大規模な大学から着手してはどうかと考えられる。

以上のように文部省における検討状況の説明があった。

### 3. 中間報告（案）に対する各大学よりの意見について

中間報告（案）に対する各大学の意見を中心にして検討したところ次のような意見があった

- 中間報告（案）を見ると、学部等の図書室の増強よりもむしろ、中央図書館を強化するという意見が強くなっている感がある。
- 報告（案）は大体においてよいと思うが、出来ればどの大学ではどの程度のことをやれというような指示があるとよい。また、現場を見ながら、ここが弱点であるなどと指示してほしい。どこが重点であるかが明らかでないような気がする。
- 小規模の大学では機械化することになった場合、受入れに困らないよう予め訓練が必要であるので早急に準備をする必要がある。
- 機械化に備えるためには、今から要員の教育が必要となるので、図書館特別委員会でもこのことを検討の必要がある。

### 4. その他の文部省に対する要望事項

次のような要望があった。

- ① 夜間開館、日曜開館が必要となってきているが、現今では、職員の時間外手当支給やアルバイト的のことで間に合わなくなってきているので、本格的に項目を設け、予算に計上するような方向で検討して貰いたい。



② 図書館職員の増員は、是非共考慮してほしい。

③ 国立大学全体が、稀用図書の（極めて稀に使用する図書の意）のものが増加して始末に困っているの、保存図書館の如きものを作ってほしい。できれば全国に5、6箇所位ブロックをきめてつくってほしい。

このことについては、古市課長より次のような意見が述べられた。

この問題については、文部省でも目下考慮中である。国大協あたりで十分検討し、どのような場所にどのような系統の書物を保存するとか、また、必要な図書館の数とか具体的な計画を知らせて貰えば、今後さらに前向きに検討を進めて行きたい考えである。

以上の意見があったのち、委員長より、この問題については、①国立大学図書館長会議で検討して貰うか、②国立大学協会で検討するか近日中に松田専門委員と相談の上、きめたいと述べられた。

なお、古市課長より、保存図書館の設置については、私立大学側では各国立大学が積極的に図書の供出をしてくれれば、私立大学側で設立してもよいという意向をもっている大学があるので、文部省としては、できれば、国公私立の各大学が連れいしていただければ尚都合がよいのではないかと意見を述べられた。

#### 5. 各大学よりの、中間報告（案）に対する意見の扱い方と次回委員会開催について

各大学より寄せられた中間報告（案）に対する意見は、専門委員に検討して貰い、それぞれの立場からその意見をもり込んで中間報告（案）の修正を願い、小委員会を開いて統一し、来たる6月15日頃までに一応の成案をまとめ、次回の委員会で報告（案）を決定することとした。

なお、委員会は、次のとおり開催することとした。

○ 小委員会 6月9日（火）午前10時30分  
（場所＝国大協）

○ 委員会 6月25日（木）午前10時  
（場所＝学士会館（神田））

#### 6. 中間報告の名称について

事務局長より、標題の「大学の研究と教育に対する図書館のあり方と改革について（中間報告案）」の（中間報告案）はむしろ（決定案）とした方が迫力もあり、また、実際には決定案的なものであるからという意見が出されたが、このことについては次回委員会で相談することとした。

### (24) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和45年6月25日（木）午前10時

場所 神田学士会館306号室

出席者 波多野委員長

実方、細谷、加藤、広瀬、谷口（代、大倉）、北村各委員

松田、日高、森口、佐藤各専門委員  
桶谷東工大附属図書館長

波多野委員長主宰のもとに開会。

まず、前回の委員会議事要録を朗読し、一部修正の上承認された。

大学の研究と教育に対する図書館のあり方とその改革についての中間報告案について

委員長から、さきに本特別委員会のもとで作成した上記中間報告原案について、各大学より意見を徴していたが、60数大学から回答が寄せられ、この回答をもとに、専門委員会で検討願っ

た結果、別紙資料のとおりまとめられたので、本日はこれを中心に検討したい旨述べられた。

つづいて松田専門委員から、各大学の意見がとくに強かった国立大学における図書館学の振興ならびに大学図書館の予算の問題について、新たに項を設けて追加したことの説明があり、ついで日高専門委員より報告書全体にわたり、表現、字句を若干修正したこと等について詳細な説明があった。

また、最後に佐藤専門委員よりも修正箇所の指摘があり、修正することとした。ついで各委員から、種々意見の表明があり、検討した結果次のとおり意見が一致した。

- (1) 標題のうち、「研究と教育」とするか「教育と研究」とするかについては、「教育と研究」とすれば、教育に関する研究であるかのごとき誤解を招くおそれもあり、従来国立大学協会で慣用しているとおり、「研究」の語を先にし、「研究・教育」として統一する。
- (2) 本報告に述べられている趣旨は現時点では決定的なもので、中間報告的な性質のものではない。しかし、これに対する意見があれば第2次報告書の形で追加公表する方途を残しておく意味で「第1次報告書」として公表することが適切である。
- (3) 本報告書は本日の意見をとり入れ、字句表現等多少の修正は委員長に一任することとして了承を得た。
- (4) 本報告書は国立大学協会として公表されるように理事会に提案するものとする。しかし審議の過程において、手続的に難色を示す意見があり、止むを得ない場合には、本特別委員会名でも、とに角早急に公表する線で、今回の総会に提案されるよう推進する。

○次回委員会の開催について

次回委員会は、7月20日(月)に開催することとした。

なお、図書館予算に関するアンケートの問題について、7月18日(土)小委員会を開催し検討することとされた。

なお、松田専門委員から今後予算問題について検討したいので、財政問題に詳しい教官を臨時委員か専門委員に加えてほしいとの意見があった。

## (25) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日 時 昭和45年6月26日(金)午前9時

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 清水委員長

本川、香月、長崎、釜洞、飯島、中塚  
各委員

清水委員長の主宰の下に開会。

### 1. 今後の検討方針について

議事に先だち、委員長より本委員会において今後医学教育に関する問題の検討に当たって、もし委員または専門委員の増員が必要ならば考えたいと述べられ、ついで最近医学教育の改革は緊急の問題であると強く叫ばれているが、一方大学自体の改革が目下さかんに行なわれている最中であり、この問題が解決されなければ医学教育だけを改革することは無理ではないかとの意見もある。このような状況下で、本委員会は今後どのような問題に取り組んで検討していかなければならないか。それには各大学の医学教育に関する改革問題の現状をよく調査する必要があり、同時に大学以外からの声も十分に聞く必要があるので、先ず第1着手として、現に

問題となっている医学教育の改革に関する事項があれば、それらについての資料を、できるだけ多く集めて検討する必要もあると思う旨挨拶があり、ついで各委員の間で次のような意見の交換が行なわれた。

- 学術会議では、医学教育の問題にはあまりタッチしていないので、この問題は国大協で検討することが適当と思う。
- 医学教育の改革問題は、それぞれその大学の改革委員会あたりと密接な連けいを取りながら、医学部長会議か病院長会議のレベルで先ず検討したらどうか。
- 医学部長会議か病院長会議のレベルでは、大きな改革はできない。本委員会あたりで大局的な立場で検討していくのがよいと思う。
- 医学教育の改革を、他の分野と別々に行なうとすれば、独走的になるおそれもあるので、大学全体として統一して行なうべきである。
- 医学教育の改革が、着々と進んでいる大学は未だ無く、目下のところは各大学共いわゆる大学紛争の後始末をしている程度である。
- 一部に医学部独立構想案もある。
- 医学部の枠内から、そのあり方を検討することは勿論必要であるが、枠外から別の立場で検討することも必要である。
- 基礎医学は、大学におくべきだと思うが、研修的の部門になると別の機関（例えば厚生省その他）に分ける方がよいという考え方もある。

以上のような意見があり、討議の結果、目下医学教育の改革については、大学は勿論各方面で色々の角度から検討されている時でもあるので、本委員会としては、この問題を積極的に検討することとしたので医学教育の改革に関する資料をできるだけ多く集め、大学全体の中での

医学教育を考える趣旨で問題点をとらえ、検討していくこととした。

## 2. 専門委員の増員について

検討すべき問題点によっては、専門委員の増員の必要もあると考えられるので、その場合は随時に委員長のもとで適当な専門委員の増員を考えてほしいとの意見があり、了承された。

## (26) 教養課程に関する特別委員会 会議事要録

日 時 昭和45年6月27日(土)12時

場 所 国立教育会館6階会議室

出席者 今西委員長

黒沢、細谷、秋月、加藤、福井、横田  
波多野、飯島、倉田、六反田(代、関)

今西委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長の就任の挨拶と各委員の自己紹介があつて議事に入った。

委員長より、教養課程については、昭和37年3月「大学における一般教育について」、昭和44年11月「大学における一般教育と教養課程の改善について」の報告書が一応出されたので、今後はこれらの報告書を読み直して検討したい。また、9月上旬に本特別委員会を開催したい旨述べられ、ついで、各委員より大略次のような意見が出された。

- 教養部自体が萎縮している。原則論ばかりでなく、現実論も検討してみてもどうか。
- 教養課程の現実には大きな格差がある。たとえば単科大学など。
- 教養課程の教員増員を不完全講座充実などの要求とともにとりあげて欲しい。
- 教養部は他学部から教官を借りて授業を行

なっているところが多い。

- 文部省においても、教養課程の在り方についての考え方が一貫していないのではないか
- 科学教育をもう少し徹底させるようにしなければならない。社会人のためではなく、科学のためという考え方から。
- コンピューターによる教育などの弊害も考えなければならない。
- 具体的に教官の不足の問題等を考えてみたらどうかと思う。語学の関係など。
- 今までのままでは、大蔵省が予算を増やさない。

47年度には教養の制度を強化して人員を増すということを進めてはどうか。

- 教養部長会議の要望書などの資料をそろえてはどうか。

以上のような意見が各委員よりだされ、委員長より今後は大学改革をチャンスとして「教養」をどのように整備していくかを当面の問題として考えていきたい旨述べられ、次回は9月上旬に開催し議題を次のようにすることとした。

#### 議 題

- ① 教養課程の将来像
- ② 移行的な整備として、当面何を考えるべきか。

以 上

## 2 諸 会 合

(昭和45年5月～6月)

月	日	曜	時刻	会 議 名
5.	2	土	10時	第6常置委員会小委員会
5.	7	木	13時	第7常置委員会
5.	9	土	10時	第6常置委員会
5.	11	月	10時	特別会計制度協議会
5.	16	土	10時	第5常置委員会
5.	16	土	10時	第6常置委員会小委員会
5.	22	金	10時	研究所特別委員会
5.	22	金	10時	図書館特別委員会
5.	23	土	10時	第1常置委員会
5.	26	火	10時	第3常置委員会
5.	27	水	13時30分	第6常置委員会小委員会
5.	30	土	13時	地区理事懇談会
6.	5	金	13時	第7常置委員会
6.	9	火	10時30分	図書館特別委員会小委員会
6.	13	土	10時30分	第1常置委員会小委員会
6.	20	土	13時	国大協と日本学術会議懇談会
6.	20	土	10時30分	図書館特別委員会小委員会
6.	25	木	10時	図書館特別委員会
6.	25	木	10時	第4常置委員会
6.	25	木	13時	理事会
6.	26	金	9時	医学教育に関する特別委員会

- |             |               |  |
|-------------|---------------|--|
| 6. 26 金 10時 | 第46回総会（第一日）   | 2.15（日）大学運営協議会，研究部                                 |
| 6. 27 土 10時 | 第46回総会（第二日）   | 会と合同   |
| 6. 27 土 10時 | 第1常置委員会       | 3.37（金）  |
| 6. 27 土 10時 | 第2 〃          | 5.30（土）地区理事懇談会                                     |
| 6. 27 土 10時 | 第3 〃          | 45. 6.25（木）  |
| 6. 27 土 10時 | 第4 〃          | ⑤ 常置委員会（22回）                                       |
| 6. 27 土 10時 | 第5 〃          | 1）第1常置委員会  |
| 6. 27 土 10時 | 第6 〃          | （主要審議事項）「大学院制度の改善について」（第1次中間報告）に対する各大学の意見について検討した。 |
| 6. 27 土 10時 | 第7 〃          | 45. 2.15（日）常置委員会                                   |
| 6. 27 土 12時 | 教養課程に関する特別委員会 | 5.23（土） 〃  |
| 6. 29 月 17時 | 幹事会           | 6.13（土）小委員会  |
| 6. 30 火 10時 | 第13回事務連絡会議    |  |

### 3 第46回総会

#### 国立大学協会事業報告書

（注）第45回総会より今総会前まで

#### 1. 諸会合（75回）

##### ① 第45回総会

- 44.11.24（月）第1日  
11.25（火）第2日

##### ② 第2回国立大学長懇談会

- 44.11.24（月）

##### ③ 事務連絡会議（4回）

- 44.11.25（火）幹事会  
11.26（火）第12回事務連絡会議  
44. 1.26（月）幹事会  
2.26（木） 〃

##### ④ 理事会（6回）

- 44.12.19（金）  
45. 2.15（日）

##### 2）第2常置委員会

（主要審議事項）入学試験制度の根本的な改善案を得る基本的資料として2回にわたり各大学にアンケート調査を行なった。

45. 1.12（月）常置委員会  
2. 9（月）小委員会  
2.23（月）常置委員会  
2.23（月）同上。東大入試調査委員会との懇談。

##### 3.27（金）常置委員会

- 4.17（金） 〃

##### 3）第3常置委員会

（主要審議事項）文化系サークル部室の新営についての要望書を作成し，大学卒業予定者就職推薦選考開始時期について各大学団体と申し合わせを行ない，また学寮に関する意見調査を各大学に送付した。

- 44.12.10（水）小委員会  
45. 2.26（木）常置委員会。在京役員と合同

##### 5.26（火）常置委員会

##### 4）第4常置委員会

(主要審議事項) さきに各大学より回答を得た研究教育の場における災害事故対策の調査をまとめこれが対策について審議した。

45. 6. 25 (木) 常置委員会

5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 留学生の日本語教育制度の改善, 教官の大学間の交流とくに非常勤講師の問題について審議した。

45. 5. 16 (土) 常置委員会

6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 教官の待遇改善に関する要望書ならびに来年度予算概算編成方針について協議した。

45. 5. 2 (土) 小委員会 (給与)

5. 9 (土) 常置委員会

5.16 (土) 小委員会 (給与)

7) 第7常置委員会

(主要審議事項) 教員養成制度の改善についてこれまでの討議を整理し「教員養成制度について(中間報告案)」をまとめた。

45. 3. 2 (月) 常置委員会

4. 6 (月) //

4.24 (金) 小委員会

5. 7 (木) 常置委員会

6. 5 (金) //

(6) 特別委員会 (18回)

1) 研究所特別委員会

(主要審議事項) 大学改革の一環として研究所問題をとり上げることとし, 最近における研究所側の意見を聴きそれを中心に検討した。

45. 4.15 (水) 特別委員会

5.22 (金) //

2) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 「大学の研究と教育にたいする図書館の在り方とその改革について」審議を進め, 中間報告案を得て各大学に送りその意見により修正を行なった。

44.12.15 (月) 特別委員会

12.27 (土) 小委員会

45. 1.12 (月) 専門委員会

1.17 (土) 小委員会

1.19 (月) //

1.19 (月) 特別委員会

1.21 (水) 小委員会

1.31 (土) //

2.13 (金) 特別委員会

3.27 (金) //

4.15 (水) //

5.22 (金) //

6. 9 (火) 小委員会

6.20 (土) //

6.25 (木) 特別委員会

3) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 委員会の今後の進め方につき審議した。

45. 6.26 (金) 特別委員会

(注) 今期は, 新設大学拡充特別委員会, 科学技術行政特別委員会, 教養課程に関する特別委員会, 入試期特別委員会の開催はなかった。

(7) 大学運営協議会 (7回)

(主要審議事項) 学生問題について各研究部会のほかに関係常置委員会からも参加して合同研究部会を作って調査研究を進めたほか, 大学問題に関する調査研究(中間報告案)全体について検討を加え公表の成案を得た。

44.12.11 (木) 学生問題合同研究部会

- 12.26 (金) 学生問題合同研究部会
- 12.27 (土) 第1研究部会
- 45. 1.24 (土) 学生問題合同研究部会
  - 1.25 (日) //
  - 1.31 (土) 研究部会打合せ会
  - 2.15 (日) 合同研究部会・理事会・大学運営協議会と合同
- ⑧ 特別会計制度協議会(2回)
  - (主要審議事項) 昭和45年度国立学校特別会計予算ならびに昭和46年度予算概算編成方針について文部省当局と意見交換を行ない協議した覚書の一部を改正した。
  - 45. 2.7 (土) 小委員会
    - 5.11 (月) 協議会
- ⑨ その他の会合(13回)
  - 45. 1.7 (水) 会長・副会長懇談会
    - 1.14 (水) 就職問題懇談会
    - 1.17 (土) 予算の重点事項について文部省と会長在京役員の打合せ会
    - 1.21 (水) OECD教育調査団との懇談会
    - 2.10 (火) 就職問題懇談会
    - 2.25 (水) //
    - 2.25 (水) 中教審出席者打合せ会
    - 2.26 (木) 中教審第26特別委員会(意見発表)
    - 3.5 (木) 就職問題懇談会
    - 3.19 (木) //
    - 4.1 (水) //
    - 4.7 (火) 会長・副会長懇談会
    - 6.20 (土) 日本学術会議との懇談

## 2. 要望書その他諸活動(29件)

(対外的諸活動)

- 44.11.25 第45回総会において決議された

- 「一般教育に関連のある大学設置基準の改訂に関する要望書」を文部大臣に提出した
- そのあと記者会見を行ない、教養課程に関する特別委員会の「大学における一般教育と教養課程の改善について」を公表した。
- 45. 1.20 予算査定段階で文部省とも協議し「昭和45年度予算に関する重点事項」を作成し大蔵事務次官に面接してこれについて特別の配慮方を要望した。
- 45. 1.21 本年1月来日したOECD教育調査団の希望により、会長、副会長各研究部会主査、専門委員が大学問題、入試問題等について懇談を行なった。
- 45. 2.25 大学運営協議会各研究部会において検討中の大学問題に関する調査研究(中間報告)の成案を得たので、これを各大学に送付するとともに翌2月26日文部大臣、中教審会長にも提出した。
- 45. 2.26 中教審第26特別委員会の招きにより試案に対する国立大学協会側の意見を発表しそのあと記者会見を行なった。
- 45. 3.3 大学教育における課外活動の重要性と、とくに文化系サークル部室の現状とにかんがみ、「文化系サークル部室の新営について」の要望書を文部大臣に提出した
- 45. 4.1 昭和45年度大学卒業予定者の就職推薦選考開始時期について公私立各大学団体と申し合わせを行なうとともにこれに日経連、文部省も加わって趣旨推進のための共同意見表明を行なった。なお、この件についての公私立各大学団体との協議懇談は昨年9月以来8回に及んだ。
- 45. 4.15 中教審第26特別委員会試案に対する各大学の意見を集録し、大学問題検討の資料としてこれを各大学に送付するととも

に、文部大臣、中教審会長にも送付したが中教審会長に対してはとくにこれを審議資料として充分検討されるよう申し入れを行った。なお、これには(附)として研究部会の作成した「試案の問題点」(未定稿)も集録した。さらに同上追録を5月30日刊行した。

45. 6. 1 国立大学教官の待遇改善に関する要望書を文部大臣に提出し要望懇談した。同じく翌6月2日人事院総裁ならびに大蔵事務次官に面談し要望した。

(各国立大学への意見照会)

44. 11. 27 「入学試験制度改善に関するアンケートについて」を第2常置委員会から各大学に照会した。

44. 12. 4 「大学院制度の改善について」(第1次中間報告)に対する意見を第1常置委員会から各大学に照会した。

44. 2. 26 「大学の研究と教育に対する図書館の在り方とその改革について(中間報告)」に対する各大学の意見を図書館特別委員会から照会した。

45. 4. 24 再び第2常置委員会から「入試問題に関するアンケートについて」をもって各大学の意見を照会した。

45. 5. 29 「学寮問題に関する意見調査について」を送り第3常置委員会から各大学にその意見を照会した。

(資料・連絡強化等)

44. 12. 10 広島大学、神戸大学(第3次分)、鹿児島大学から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。

44. 12. 24 愛媛大学、九州大学(第2次分)から大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 1. 16、群馬大学(第2次分)、鳥取大学、鹿児島大学(第2次分)、東京教育大学(第2次分)から寄贈を受けた大学改革案等を各大学に送付した。

45. 2. 6 滋賀大学、神戸大学(第4次分)、京都大学、大阪府立大学より大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 2. 23 第2常置委員会において、東大入試改革案について再度東大入試制度調査委員会と懇談した。

45. 2. 28 第2常置委員会から、入試制度改善の参考資料として東大入試制度調査委員会の「入試制度改善に関する試案」「入試制度をめぐる問題点」を各大学に送付した

45. 2. 28 第5常置委員会から、国立大学各文献センターで刊行した「文献センター利用案内」を、文献センターの使命、活動等についての認識を深める資料として各大学に送付した。

45. 3. 16 弘前大学(第2次分)、広島大学(第3次分)、電気通信大学、愛媛大学(第2次分)、熊本大学から寄贈の大学改革案を各大学に送付した。

45. 3. 31 新潟大学、弘前大学(第3次分)の大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 4. 10 東京大学(第17次分)、東京教育大学(第3次分)から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。

45. 4. 16 東京大学(第18次分)の大学改革案の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 5. 1 山形大学(第2次分)、群馬大学(第3次分)から大学改革案等の寄贈を受け各大学に送付した。

45. 5. 22 研究所特別委員会において、研究



所の最近の意見について研究所側と懇談した。

45. 5.26 大阪大学(第3次分), 徳島大学, 横浜国立大学, 広島大学(第4次分)から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。

45. 6.19 九州大学(第3次分), 神戸大学(第5次分), 東京学芸大学, 広島大学(第5次分), 新潟大学(第2次分)から寄贈の大学改革案等を各大学に送付した。

### 3. 会報発行(2回)

会報第47号(45年2月), 第48号(45年6月)を発行した。

## B 要 望 書

## 1 国費留学生の給与引上げの要望について

昭和45年7月15日

国立大学協会

会長 加藤一郎

当協会においては、外国人留学生の教育について検討をいたしておりますが、現行の国費留学生に対する給与額が、他の給費留学生に比較してかなり低いために、優秀な留学生の来日を望む上からも、また来日している国費留学生の勉学の上からも、誠に憂慮に堪えません。

つきましては国費留学生の給与についてご検討の上、優秀な国費留学生が来日して生活の安定をえて勉学に専念できるよう給与の引上げについてご考慮いただきたく要望いたします。

### 窓

### 医 学 部 設 置 に つ い て

秋田県は、遠く明治8年に医学校を創設した歴史をもち近くは昭和20年に県立女子医専を設立したが、不幸にして同22年火災にあい、止むなく廃止した経緯をもっている。

現在秋田県の医師充足率は、全国最低位にあり、県は医療対策に苦慮しその医師確保に努力して来たが、本県に医学部を設置することとして秋田大学に設置方を強く要望することとなった。

本学においても、かねてから大学の拡充発展のため地域社会に貢献し得る学部の新設を企図していたところであり、その要請を受入れて、昭和42年度概算要求をすることとなった。しかし既に文部省は、学部の新設は認めない基本的な方針を打出しており、このような要求は一笑に付されて実現する可能性はなかった。

その後地元は県民一致して実現の運動が展開され、昭和44年度概算要求するに当り、当初の計画は県立中央病院を国に移管してそれを基盤に設置整備することであったが、医学部の在り方が再検討され、新たに敷地を確保しての実施案をまとめることとなった。

或る時は叱られ、あるときは二進も三進もいなくなり匙をなげてもたり、その折衝に浮き沈みの人知れぬ苦労を重ねたが、ついに異例の動きをもって創設準備に入り本年度開設をみるに至った。附属病院は移管しない県立中央病院を代用し、校舎等すべて未だ起工なく、さし当り手形校舎を補修して新入学生86名と解剖学外五講座の教官および事務部職員総計42名で5月15日発足した。

既に造成された5万坪の新用地に昭和49年度完成を目指しての計画を実施するが、あまりにも大きい問題でその遂行が思いやられる。しかし戦後はじめて創設の名誉を担った我が医学部であれば、その完成にひたすら邁進したい。

(秋田大学事務局長 有浦 厚)

## 国費留学生の給与引上げについての要望書

国費留学生の給与の引上げについては、これまで関係各方面の努力によって改善が行われてきたのであるが、現在、国費留学生に対する給与額は、ユネスコ大学院コース（月額6万円）、日本学術振興会外国人奨励研究員（月額7万2千円）、海外技術協力事業団研修生約8万円（日額2千7百円の滞在費）のそれに比してかなり下まわり、学部留生については月額3万6千円、研究留生については3万7千円、下宿料（民間下宿者）補助月額6千円を加えても、総計4万2千円ないし4万3千円にしか達しない状態である。諸物価値上りという生活条件もあり、均衡のとれた給与が保証されない限り、優秀な学生の留学はとうてい期待できないのみならず、留学中の学生についても不平不満

を助長するおそれなしとしない。

昨今、海外経済協力の振興がうち出され、しかも国民総所得の1%をそれに充てようという機運が高まっている折柄、教育協力の観点からも留学生の教育をさらに充実することが必要であると考えられる。

よって、如上の実情にかんがみ、まず、留學生が生活の安定を得て、安んじて勉学に専念できるよう、給与の大幅の増額を要望する。

昭和45年7月15日

国立大学協会

会長 加藤一郎

要望先 文部大臣坂田道太。大蔵大臣福田赳夫  
自民党対外経済協力特別委員会委員長  
小金義照

(写)外務省情報文化局長藤山楢一

## 窓

## SMON 病 について

最近、公害・中毒の問題が大きくクローズアップされて人々の関心を呼んでいることは周知の通りであります。私共の岡山県ではこのような問題と同時にここ数年来原因不明の疾患としてSMON（腹部症状を伴う脳脊髄炎症）が猛威をふるい、この対策に真剣に取り組むことが目下の急務となりました。この疾患は既に昭和30年頃からそろそろ注目されかけていましたが、昭和42年頃から岡山県北の湯原町、西部の井原市に集中的患者の発生が起り、岡山大学医学部でも臨床、基礎の10数教室が協力して全国に先がけて対策研究会を発足させたのであります。その後厚生省でも重大視して、現在では全国的な規模で研究が行われて居りますが、病因に関してはウィールズ説を初めとして色々の説が出ては居ますが、まだ核心に触れると考えられるものはなく、治療方法も絶対的と言えるものがない状態であります。

私共は日々SMON患者に接するわけですが、患者はこの疾患に関するニュースは詳細に承知し、評価していません。そして、例えばウィールズ感染説は、もし事実なら病気の解明に実に明るい材料ではあるが、反面患者自身あるいはその家族が周囲の人々から何か恐ろしいものの媒体であるかの如くみられて、正常な社会関係から隔絶されてしまうのではないかとといった恐怖にも似た感情で受取っています。また、伝染するからと恐れて、他の病気の患者が逃げてしまつて病院のベッドが空きになったと言うような話も聞きます。更に、生活の問題、経済の問題と悩みはつきぬようであります。

それもこれも確実な治療法が確立されていないためですが、臨床医学に於ては、病因、療法が平行して解明されるべきものであることを改めて思い知らされる感じです。また、研究成果の発表には確実な証明の無い限り、慎重でありたいものと思つています。いずれにしても、一日も早く病気の本体が明らかになって、この為には悩む人々が無くなるよう祈願するものです。

(岡山大学医学部助教授 岩崎 一郎)

## 2 大学間における教官の交流 を容易にするための非常勤 講師手当および旅費の増額 について

昭和45年7月15日

国立大学協会

会長 加藤一郎

当協会においては、かねてより大学間の協力を活発に行なう方途の一つとして教官の交流を促進することについて検討を行なっておりますが、非常勤講師の手当と旅費を改善することが刻下の急務であることを痛感いたす次第であります。

つきましては別記要望書の趣旨にそい、適切な予算措置を講ぜられるよう格段のご配慮をお願いいたします。

今日各大学においては、社会の急激な発展に対応してその研究教育の組織の整備に努めるとともに、これを構成する教官の充実のために多大の努力がはらわれているが、個々の大学ごとに必要な人材を確保することは容易なことではない。この問題の解決のためには、教官の併任制度が拡大されることが望まれるが、現行制度のもとにおいては、その捷徑として、各大学間における非常勤講師としての教官の交流に努めるほかはない。しかしながらその処遇の点に隘路があって、円滑な実施が困難である。

すなわち、非常勤講師に対する手当の各大学における支給実績は、教授級にあっては60—70%程度の打切支給（時間給にして1,200円—1,500円）が普通とされ、旅費の支給については所要額の20%—30%程度に過ぎないので、実費支弁にもほど遠い状況である。したがって、遠距

離の出講を必要とする地域の大学相互間における非常勤講師としての教官の交流は一そう困難となっている。

以上に述べた状況にかんがみ、当面の措置として大学間協力による非常勤講師の交流を容易にするために、現行の予算について検討を加えられ、その増額をはかられるよう格段のご配慮を要望する。

昭和45年7月15日

国立大学協会

会長 加藤一郎

要望先 文部大臣坂田道太。大蔵大臣福田赳夫

## C 資 料

### 1 国立大学協会会則の一部 改正の件

昭和45・6・26

第46回総会

（臨時の委員および専門委員）

第26条の2 委員会において、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、理事会の議により国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

附 則

この改正は、昭和45年6月26日より施行する。

改正理由

常置委員会又は特別委員会において特別の事項を審議している過程において、たまたまこれに専任している委員長又は委員が、学長又は教員の退官に伴って退任した場合、その後の審議

に支障をきたすおそれがあるときは、当該委員長又は委員に引続き臨時委員又は臨時専門委員を委嘱する途を設ける必要があるのと、特別の事項を審議するため特に国立大学元教員の専門の協力を必要とする場合は、当該元教員に臨時委員又は臨時専門委員を委嘱する途を設ける必要があるため、この改正をしようとするものである。

## 2 「特別会計制度協議会運営方針」変更

昭和45・5・11

第12回特別会計制度協議会

昭和39年9月21日第1回特別会計制度協議会決定にかかわる「特別会計制度協議会運営方針」を次のとおり変更する。

### 特別会計制度協議会運営方針

特別会計制度協議会（以下「協議会」という。）の運営は、昭和39年6月5日国立大学協会会長と文部事務次官との申し合わせによるほかこの方針によって行なうものとする。

1. 協議会は、国立大学協会側または文部省側のいずれかの要求に基づき、議長の招集により開催するものとする。
2. 協議会は、定例または必要に応じ臨時に開催するものとする。定例会議は、毎年度、予算概算編成前および予算案決定後に開催するものとする。
3. 予算概算編成前の定例会議においては、国立大学協会または文部省より提出した国立学校特別会計制度の改善および運営に関する意見ならびに翌年度予算概算編成方針に関する事項その他について協議し、予算案決定後の

定例会議においては、予算案およびこれに関連する会計制度上の問題についての報告ならびにその対策その他について協議するものとする。

4. 協議会には、必要に応じ協議会の議を経て小委員会を設けることができるものとする。

小委員会には、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、国立学校または文部省その他の職員をもってあて、あらかじめ協議会の承認を得て協議会の議長が委嘱するものとする。

(注) 定例会議開催時期

- a 予算概算編成前の定例会議

4月下旬～6月上旬

- b 予算案決定後の定例会議

2月下旬～3月下旬

### 変更理由

①現行の運営方針においては、予算決定後の定例会議で、「翌年度予算概算編成方針に関する事項」を協議することになっているが、実行上は予算編成前の定例会議で協議されているので、これを実状に即するよう改めるとともに、②予算案決定後の定例会議の報告および協議事項の内容を明確にするため一部字句の整備をするほか、③(注)に定められている定例会議開催時期は、現状にそぐわない面があるので、これらに関係する条項の変更をしようとするものである。

### 特別会計制度協議会運営方針

#### 新旧対照表

(注) a) 前文および1・2・4は、新旧同じにつき記載を省略。

b) 上段に新、下段に旧を記載。

3. 予算概算編成前の定例会議においては、国立大学協会または文部省より提出した国立学校特別会計制度の改善および運営に関する意見ならびに翌年度予算概算編成方針に関する見  
 事項その他について協議し、予算案決定後の  
 その他について協議し、予算案決定後の  
 定例会議においては、予算案およびこれに関  
 定例会議においては、予算案中  
 連する会計制度上の問題 についての報告  
 会計制度に関する事項についての報告  
 ならびにその対策  
 および その対策（翌年度予算編成方針に関  
 することについて協議するも  
 する事項を含む。）その他について協議するも  
 のとする。

(注) 定例会議開催時期

- a) 予算概算編成前の定例会議
  - 4月下旬～6月上旬
  - 6月下旬～7月上旬
- b) 予算案決定後の定例会議
  - 2月下旬～3月下旬
  - 2月下旬～3月上旬

3 琉球大学の教員組織の充  
 実についての協力方につ  
 いて(依頼)

各国立大学長殿  
 昭和45年6月26日  
 琉球大学長 池原貞雄

1972年に沖縄の本土への復帰が決定されたことは、沖縄の住民を含めて国民の待望久しかったものだけに、その喜びは誠に大きいものがあります。

本土復帰を2ヵ年後に控えて、本学の当面する問題は、復帰に際して本学を国立大学に移行させることであり、そのためには、教員組織施設設備の整備充実をはかる必要があります。特に教員組織の充実、とりわけ教授の確保は、早急に措置しなければならない施策であると考えます。

本学の教員組織は、施政権の分離のもとにあったため、ほとんど沖縄に籍を有する者によって構成されておる現状であります。大学の教員を、特定地域の出身者だけで構成することは、望ましいものではないと思います。また、現に当地だけから教授適格者を求めることは、困難であります。

本学では、教授陣容の充実についての具体的なことが検討されつつありますが、成案が得られ次第、全国国立大学に対し、ご協力をお願い申し上げたい所存であります。その節は、本学の事情をご理解していただき、本学の教授陣容の充実にご協力下さいますよう、お願いいたします。

D その他

1 学長・役員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
室蘭工業大学	阿部 与	一場 久美 (事務取扱)

電気通信大学 岡田 幸雄 博田 五六  
(事務取扱)

福井大学 木村 里雄 山崎 正  
(事務取扱) (事務取扱)

大阪教育大学 山崎 荘三郎 松本 賢三  
(事務取扱) (事務取扱)

② 役員等の交替

役職名

理事

(旧) 木村里雄 (福井大) 事務取扱

(新) 山崎 正 ( / ) /

教養課程に関する特別委員会委員長小塚東京  
芸術大学長退任後欠員中のところ

(新) 今西錦司 (岐阜大)

③ 委員, 専門委員の交替

(1) 第1常置委員会専門委員

橋本 互 (東京教育大教授) 委嘱

福与人八 (東京工業大教授) 委嘱

桑原作次 (埼玉大教授) 委嘱

② 第3常置委員会教員委員

(1名増員による)

綿貫芳源 (東京教育大教授) 委嘱

③ 図書館特別委員会委員

(旧) 木村里雄 (福井大) 事務取扱

(新) 山崎 正 ( / ) /

## 2 寄贈図書

昭和46年度愛媛大学入学試験制度改革案

愛媛大学

大学問題検討準備委員会報告 (1970.4.30)

群馬大学

学位論文(内容の要旨および審査の結果の要旨)  
第10集

徳島大学

キリスト者41号

窓

飛 鳥 偶 感

先日、アメリカとオーストラリアの外人を飛鳥へ案内した。田植えを了えた田圃がゆるやかな段丘をきわ立たせ、その先に重なる山脈が雨上りの薄雲にかすんでいた。万博や京都・奈良の大社寺を見回ってきたかれらは、飛鳥の風景をこよなく賞でた。甘藷丘ではしきりに嘆声を発していた。

しかし、飛鳥寺ではそれほどでもなかったが、飛鳥板蓋宮伝承地の石敷きをみてから、かれらは急にわたくしへの問いかけをしなくなった。歩き疲れたからではない。この遺蹟の、今後の発掘がどうすすめるだろうとか、発掘によって解明されるであろう可能性とかについて、かれらは勝手にブツブツとひとりごとしはじめたのである。そして、石舞台や橋寺・川原寺・亀石などをみたあと欽明天皇陵隈向に向ったわけだが、隈前の吉備姫陵の猿石をみてギョツとしたらしい。堰を切ったように饒舌になった。猿石は何に使ったのか、何を表わし、どんな信仰の所産なのか……などである。ことに、猿石や亀石と、同じ飛鳥の地にある飛鳥寺・川原寺・橋寺など諸寺院やその信仰とのかかわりを聞かれたのには閉口した。したたかにゆり動かされたかれらの感興や関心にもかかわらず、それらのことはまだ殆んどわかっていないのである。

こんな小さな体験を加えてみても、日本古代文化の考察に、飛鳥に対する今後の調査・研究の占める重要さをわたくしはあらためて感じざるをえない。たしかに飛鳥は、その秘めている歴史の豊かさに比べて、解明されたところはまだまだ少ない。いっそう腰を据えてとり組まなければ、と思ったことであつた。いま保存が問題になっている飛鳥について、飛鳥「ブーム」などという一部のものの言葉などは、それこそ一刻も早く消え去ってほしい。

(奈良女子大学教授 門脇 禎二)

	大学キリスト者の会	文部省
改革フォーラム No.8		改革フォーラム No.9
	東京大学	東京大学
東京工大クロニクル		教育改革の構想
// 資料 No.1, No.2		大阪大学
	東京工業大学	第一委員会第一分科中間報告 No.3
入学試験の改善に関する答申		山形大学
	東京大学	大学問題についての中間報告
初等・中等教育の改革に関する基本構想試案 (中間報告)		日本学術会議 会報第19号
高等教育改革に関する基本構想(中間報告)		大学基準協会
	文部省	「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」のお茶の水女子大学長の意見
日本学術会議の現状と問題点(昭和45.5)		お茶の水女子大学
	日本学術会議	大学改革検討委員会第1回報告
全学の管理運営に関する当面の改革方針(管理運営専門委員会中間報告)		宇都宮大学
	広島大学	
「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」の東大総長の意見		
	東京大学	
大学図書館関係法令基準集		

- 会報第48号60頁財産目録の修正について  
 会報第48号60頁財産目録 4.備品の次に  
 (注)として次のとおり加える。  
 (注)ほかに負債総額2,060,000円あり。

#### 編集後記

京都教育大学武居学長は、順番が来たか、仕方がないと仰って「新大学像」を書いてくださった。九州芸術工科大学小池学長は、特色ある同大学創設のいきさつに因んで、「芸術工科の系譜」を寄稿された。「窓」、秋田大学の「医学部設置について」、岡山大学の「SMON病について」、奈良女子大学の「飛鳥偶感」は、各大学がそれぞれの地域で果している役割の一端を見るようで興味深い。加藤会長は、8月25日から9月15日まで国際大学協会その他の用務で海外出張。しばらく静養中だった鶴田事務局長は、順調に回復して去る8月8日退院された。(C)